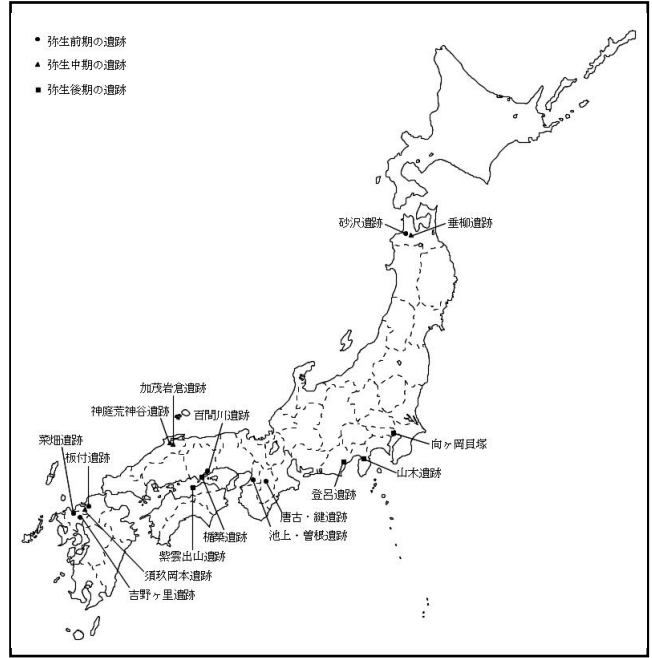


日本史一史料編一

[史料]	古代① [原始時代]	2
	古代② [古墳時代]	4
	古代③ [飛鳥時代]	6
	古代④ [奈良時代]	8
	古代⑤ [平安時代]	9
	中世① [鎌倉時代]	14
	中世② [室町時代]	18
	近世① [安土・桃山時代]	23
	近世② [江戸時代]	26
	近現代① [明治時代]	36
	近現代② [大正時代]	47
	近現代③ [昭和時代(戦前)]	51
	近現代④ [昭和時代(戦後)]	57
	文化史① [古代]	62
	文化史② [中世]	64
	文化史③ [文化史概説]	65
	文化史④ [近世]	66
	文化史⑤ [近現代]	69
[史料]	古代① [原始時代(予習・復習用・現代語訳)]	70
	古代② [古墳時代(予習・復習用・現代語訳)]	74
	古代③ [飛鳥時代(予習・復習用・現代語訳)]	78
	古代④ [奈良時代(予習・復習用・現代語訳)]	82
	古代⑤ [平安時代(予習・復習用・現代語訳)]	84
	中世① [鎌倉時代(予習・復習用・現代語訳)]	94
	中世② [室町時代(予習・復習用・現代語訳)]	102
	近世① [安土・桃山時代(予習・復習用・現代語訳)]	112
	近世② [江戸時代(予習・復習用・現代語訳)]	118
	近現代① [明治時代(予習・復習用・現代語訳)]	138
	近現代② [大正時代(予習・復習用・現代語訳)]	160
	近現代③ [昭和時代(戦前)(予習・復習用・現代語訳)]	168
	近現代④ [昭和時代(戦後)(予習・復習用・現代語訳)]	180
	文化史① [古代(予習・復習用・現代語訳)]	190
	文化史② [中世(予習・復習用・現代語訳)]	194
	文化史③ [文化史概説(予習・復習用・現代語訳)]	196
	文化史④ [近世(予習・復習用・現代語訳)]	198
	文化史⑤ [近現代(予習・復習用・現代語訳)]	204
[講義編]	史料解説 [原始・古代]	206
	史料解説 [中世]	220
	史料解説 [近世]	228
	史料解説 [近現代]	240



図解 NOTE [旧石器・縄文・弥生時代の概説]

(地質学) 鮮新世 (500 万年前～) → 更新世 (258 万年前～) → 完新世 (1 万年前～現在) →

	約 500 万年前 (気候)	約 1 万 3000 年前	紀元前 5 世紀頃
	①大型動物 →打製石器を使用 (尖頭器・細石器)	①動物＝中小動物 →磨製石器を使用 (弓矢の石鏃など)	①金属器 (青銅器・鉄器が同時期に伝来) →青銅器・鉄器を使用
(世界史)	＝旧石器時代	→＝新石器時代	→＝青銅器時代・鉄器時代
考古学的区分	②植物＝針葉樹林 →土器は使用せず	②植物＝落葉広葉樹林など →縄文土器を使用 (煮沸用・貯蔵用)	②水稻耕作の伝播 →弥生土器を使用 (米蒸し用・煮炊き用)
(日本史)	＝先(無)土器時代	→＝縄文時代	→＝弥生時代
考古学的区分	③日本列島は中国大陆と陸続き 日本人の先祖はマンモス・ナウマン象など 大型動物を追って日本へきたと考えられる	③日本列島の形成 (氷が溶け海面が上昇) →入り江が増加 ＝骨角器を使用 (貝塚の増加)	③日本人の形成 縄文系の古モンゴロイドと 弥生系の新モンゴロイドの混血
	④狩猟・(採集)文化 (生活は安定せず) →食料を求めた移住生活	④狩猟・採集・漁労文化 (生活が安定) →定住生活 (竪穴住居に居住)	④食料採取段階→食糧生産段階へ →集落を統率する首長が出現
		⑤墓制 (共同墓地内に屈葬で埋葬) →副葬品なし＝貧富の差なし	⑤墓制 (共同墓地内に伸展葬で埋葬) →銅剣・銅鏡などの副葬品あり ＝貧富の差 (身分階級) の発生 →甕棺墓・支石墓 (弥生前期の九州北部) →方形周溝墓 (弥生前期の近畿地方)
		[中国大陆との交渉(弥生時代)] ①小国の王が朝鮮半島の楽浪郡へ遣使 (B.C.1) → ②奴国王が後漢へ遣使し光武帝に朝貢 (57) → ③帥升が後漢へ遣使し生口 160 人を献上 (107) → ④戦乱が激化して倭国大乱 (2 世紀後半) ⑤卑弥呼 (邪馬台国女王) を立てて収束 (3 世紀) →卑弥呼没後に大きな冢を築造 (箸墓古墳?)	
			(1) 余剰生産物をめぐる集落(ムラ)同士の争い (2) 強力な集落(ムラ)は小国(クニ)へ発展 (3) 小国の統合が進展し、支配者の性格を強める →墳丘墓 (弥生後期の共同墓地外に築造) →※高地性集落・環濠集落 (軍事的集落) (弥生時代から古墳時代へ) →古墳 (畿内中心に画一的な前方後円墳を築造)

Ⅳ 紀元前1世紀前後の倭『漢書』地理志 by 班固

夫れ^①楽浪海中に^②倭人有り。分れて百余国を為す。^③歳時を以て来り献見すと云ふ。

[①紀元前108年、漢の武帝が朝鮮北部の衛氏朝鮮を滅ぼして設置した植民地4郡(楽浪・臨屯・真番・玄菟)の一つ。現在の平壤付近にあたり、313年に高句麗によって滅ぼされた ②日本人 ③定期的に貢物を持ってきて朝貢している]

Ⅳ 1～2世紀の倭『後漢書』東夷伝 by 范曄

①建武中元二年、倭の奴国、貢を奉じて朝貢す。使人自ら^②大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜ふに^③印綬を以てす。

④安帝の永初元年、倭の国王帥升等、^⑤生口百六十人を献じ、請見を願ふ。

⑥桓靈の間、倭国大いに乱れ、更々相攻伐して歴年主なし。

[①57年 ②中国王朝の官名。漢代では大臣 ③印章とそれを身につける組み紐。1784年に福岡県志賀島から「漢委奴国王」の印文をもつ金印が出土し、これと同一物とみられる ④107年 ⑤奴隷 ⑥後漢の桓帝・靈帝の時代。2世紀後半]

Ⅳ 邪馬台国『魏志』倭人伝(『三国志』魏書東夷伝倭人条) by 陳寿

①倭人は^②帯方の東南大海の中に在り、山島に依りて国邑を為す。旧百余国。漢の時朝見する者あり。今、^③使役通ずる所三十国。^④郡より倭に至るには、海岸に循ひて水行し、韓国を歴て、乍は南し乍は東し、その北岸狗邪韓国に到る七千余里。……南、邪馬台国に至る。

…国々に市あり。有無を交易し、^⑤大夫倭をして之を監せしむ。女王国より以北には特に^⑥二太率を置き、諸国を檢察せしむ。諸国之を^⑦畏懼す。常に伊都国に治す。……尊卑各々差序あり、相臣服するに足る。^⑧租賦を収むに邸閣あり。^⑨下戸…太人と道路に相逢えば、逡巡して草に入り、辞を伝へ事を説くには、或は蹲り或は跪き、両手は地に抛り、之が恭敬を為す。

⑩其の国、本亦男子を以て王と為す。住まること七、八十年。倭国乱れ、相攻伐して年を歴たり、乃ち共に一女子を立てて王と為す。名を卑弥呼と曰ふ。^⑪鬼道を事とし、能く衆を惑はす。年已に長大なるも、^⑫夫婿無し。男弟有り、佐けて国を治む。

⑬景初二年六月、^⑭倭の女王、大夫難升米等を遣し^⑮郡に詣り、^⑯天子に詣りて朝献せんことを求む。…^⑰その年十二月、詔書して^⑱倭の女王に報じて曰く「……今汝を以て親魏倭王と為し、金印紫綬を假し、^⑲装封して帯方の太守に付し假授せしむ。…」卑弥呼以て死す。大いに冢を作る。径百余歩、^⑳殉葬する者、奴婢百余人。更に男王を立てしも、國中服せず。更々相誅殺し、当時千余人を殺す。復た卑弥呼の^㉑宗女^㉒臺与の年十三なるを立てて王と為す。國中遂に定まる。

[①日本人 ②帯方郡。後漢末に楽浪郡南半を割いて設置された郡 ③使節 ④帯方郡 ⑤交易を監督する官か ⑥檢察を担当する地方官か ⑦恐れる ⑧租税 ⑨下戸は身分の低い者。大人は身分の高い者 ⑩邪馬台国 ⑪呪術 ⑫夫 ⑬景初三年の誤り。239年 ⑭卑弥呼 ⑮明帝 ⑯239年 ⑰封をして帯方郡の長官にことづける ⑱殉死し、一緒に埋葬される ⑲一族の女 ⑳臺与。「臺与(とよ)」とする説もある]

回 百済との友好「奈良県石上神宮七支刀」

〔表〕①**百済**②**四年**□月十六日，丙午③**正陽**，④**百鍊鉄七支刀**を造る。……

〔裏〕先世以来，未だ此の刀有らず。④**百済**⑤**世**□，⑥**壽生聖尊**，故に⑦**倭王**旨の為に造り，□世に伝□せんとす。

〔①369 年か ②正午 ③よく鍛えられた鉄で ④百済の王と皇子。百済の王は**肖古王**か ⑤仇首王か ⑥倭王讃か〕

回 朝鮮半島への進出『高句麗好太王碑文』

①**百済**・**新羅**は旧是れ属民なり。由来朝貢す。而るに倭，②**辛卯**の年よりこのかた，海を渡りて③**百済**・□□・□**羅**を破り，以て④**臣民**と為す。④**六年**丙申を以て⑤**王躬**ら水軍を率ゐ，⑥**殘国**を討科す。……⑦**百済王**困逼し，男女生口一千人・細布千匹を献出し，王に帰して自ら誓ふ。今より以後，永く⑧**奴客**と為らんと。……⑨**九年**己亥，⑩**百済**，誓に違ひ，倭と和通す。

〔①百済 ②391 年と推定される ③服属させる ④396 年 ⑤好太王 (広開土王) ⑥百済 ⑦臣下として隷属する ⑧399 年〕

回 倭王武の上表文『宋書』倭国伝 by 沈約

…①**興**死して弟②**武**立つ。自ら③**使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事安東太將軍倭国王**と称す。④**順帝**の**昇明二年**使を遣して上表して曰く，「⑤**封国**は⑥**遼遠**にして藩を外に作す。昔より⑦**祖**禰躬ら甲冑を⑧**擐**ぎ，山川を⑨**跋渉**して寧処に⑩**違**あらず。東は⑪**毛人**を征すること五十五国，西は⑫**衆夷**を服すること六十六国，渡て⑬**海北**を平ぐること九十五国」と。⑭**詔**して**武**を**使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東太將軍倭王**に除す。

〔①**安康天皇** ②**雄略天皇** ③倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓 (辰韓のこと)・慕韓 (馬韓のこと) 7ヶ国の軍事的指揮権を持つ安東大將軍倭国王と自ら称した。ただし，以下 7ヶ国には，南朝ではなく，北朝と結んでいた**高句麗**は初めから含まれていない ④478 年 ⑤国の領域。倭の領域 ⑥遠方 ⑦祖父とする説と，武の祖先「珍」とする説がある ⑧身に付け ⑨駆け巡り ⑩落ち着く暇もない ⑪東の人々。蝦夷のこと ⑫西の人々。熊襲のこと ⑬朝鮮半島 ⑭順帝が詔を出した ⑮百済は以前から南朝に朝貢し，軍事的指揮権を認められていたので除かれた〕

回 漢字の使用①「熊本県江田船山古墳出土鉄刀銘」

天下治めす①**獲口口口**②**國大王**の世，奉③**典曹人**，名は**无口豆**，八月中，大いなる**鑄釜**と，并せて四尺の**延刀**とを用ゐ，八十たび練り，六十たび④**搗**じたる三寸上好口刀なり。……

〔①**雄略天皇**と考えられる ②**事務官** ③**精錬**を重ねた〕

回 漢字の使用②「埼玉県稻荷山古墳出土鉄剣銘」

〔表〕①**辛亥**年七月申中記す。②**平獲**居臣，上祖の名は**意富比埴**，其の兄**多加利足尼**，其の兄名は**豆已加利獲居**，其の兄名は**多加披次獲居**，其の兄名は**多沙鬼獲居**，其の兄名は**半弓比**，

〔裏〕其の兄名は**加差披余**，其の兄名は**平獲**居臣，世々③**杖刀人**の首と為り，奉事し来り今に至る。④**獲加多支**⑤**國大王**の寺，⑥**斯鬼宮**に在る時，吾，⑦**天下**を**左治**し，此の百鍊の利刀を作らしめ，吾が奉事せる根原を記す也。

〔①471 年と考えられる ②大王の親衛隊 ③**雄略天皇**と考えられる ④**ワカタケル**大王の宮廷があつた場所だが，どこにあてゐるかは定まっていない ⑤統治をたすける〕

回 漢字の使用③「和歌山県隅田八幡神社人物画像鏡銘」

①**癸未**年八月十日，大王の年，②**男弟王**，③**意柴沙加宮**に在せし時，④**斯麻**，長寿を念じ，⑤**開中費直**穢人・今州利二人等を遣はし，⑥**白上**同二百早を取り，此の**竟**を作る。

〔①443 年か 503 年 ②443 年説をとった場合は允恭天皇にあたり，503 年説をとった場合は即位前の**継体天皇**と考えられる ③大和の忍坂宮 (奈良県桜井市) ④百済の**斯麻王** (武寧王) か ⑤河内直 ⑥上質の銅〕

回 筑紫国造磐井の乱『日本書紀』

(**継体天皇**即位) ①**二十二年**の夏②**六月壬辰**の朔甲午に，③**近江毛野**臣，衆六万を率て，**任那**に往きて，**新羅**に破られし④**南加羅**・⑤**味日**を⑥**為復**し興建てて，**任那**に⑦**合**せむとす。是に，筑紫国造**磐井**，陰に叛逆くことを謀りて，⑧**猶預**して年を経。……恒に間隙を伺ふ。**新羅**，是を知りて，密に⑨**賁**賂を**磐井**が所に行りて，勸むらく，**毛野**臣の軍を⑩**防遏**ふと。是に，**磐井**，⑪**火**・**豊**，二つの国に⑫**掩ひ**擲りて，**使修職**らず。

〔①527 年。**継体天皇**即位 21 年 ②6 月 3 日 ③金官国とその周辺。金官国は慶尚南道金海。南加羅は洛東江口 ④慶尚北道達城郡慶山か ⑤奪還し ⑥編入 ⑦うらおもての意。心で思い，ぐずぐずして実行しないこと ⑧賄賂 ⑨防ぎ止める ⑩火は肥前・肥後の肥。豊は豊前・豊後の豊 ⑪勢力を張って，職務を行わない〕

回 仏教私伝『扶桑略記』by 皇円

①継体天皇即位十六年壬寅，大唐の漢人案部村主②司馬達止(等)，此の年春二月に入朝す。即ち草堂を大和高市郡坂田原に結び、本尊を安置し、帰依礼拝す。世を挙げて皆云ふ、「是れ③大唐の神なり」と。

〔①522年 ②鞍作鳥(止利仏師)の祖父 ③中国の神様〕

回 仏教公伝『上宮聖徳法王帝説』

①志婆嶋天皇の御世に、②戊午の年の十月十二日に、百済国の主③明王、始めて仏の像經教并せて僧等を度し奉る。勅して蘇我稲目宿禰大臣に授けて興し隆えしむ。

〔①欽明天皇 ②538年 ③聖明王〕

回 仏教公伝『日本書紀』

(①欽明天皇十三年)冬十月，百済の聖明王……釈迦仏の金銅像一軀，②幡蓋若干，經論若干巻を獻る。……(天皇)乃ち群臣に歴問して曰く、「③西蕃の獻れる仏の相貌④端嚴し。全ら未だ曾て有ず。⑤礼ふべきや不や」と。蘇我大臣稲目宿禰奏して曰さく、「西蕃の諸国，一に皆礼ふ。⑥豊秋日本，⑦豈独り背かむや」と。物部大連尾輿・中臣連鎌子，同じく奏して曰さく、「我が国家の，天下に王とましますは，恒に天地社稷の⑧百八十神を以て春夏秋冬，祭拜りたまふことを事とす。方に今改めて⑨蕃神を拝みたまはば，恐るらくは国神の怒を致したまはむ」と。⑩天皇曰く，情願ふ人稲目宿禰に付けて，試に礼ひ拝ましむねし」と。

〔①552年。壬申 ②仏堂内の荘嚴具 ③百済のこと ④端正で美しい ⑤礼拝 ⑥日本の国号につけた美称 ⑦どうして日本だけ背くことができるでしょうか ⑧たくさんの神々 ⑨外国の神。仏のこと ⑩欽明天皇〕

回 憲法十七条『日本書紀』

(^①推古天皇十二年)夏四月丙寅の朔戊辰,^②皇太子,親ら肇めて憲法十七条を作りましたまふ。
 一に曰く、和を以て貴しと為し、忤ふること無きを宗と為よ。人皆^③党有り、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はず、
 乍た隣里に違ふ。然れども、上和らぎ下睦びて、^④事を論ふに諧ひぬるときには、則ち^⑤事理自らに通ふ。……
 二に曰く、篤く^⑥三宝を敬へ。^⑥三宝とは、^⑦仏・法・僧なり。……
 三に曰く、^⑧詔を承りては必ず謹め。^⑨君をば則ち天とす。^⑩臣をば則ち地とす。……
 十二に曰く、^⑪国司・国造、^⑫百姓に教ふこと勿れ。国に二君なく、民に兩主なし。……
 [①604年 ②厩戸王(聖徳太子) ③仲間 ④意見を述べ合う ⑤道理が自然に通ずる ⑥仏教 ⑦天皇の命令 ⑧君主 ⑨家臣 ⑩国民から収奪すること]

回 600年の遣隋使の派遣(第1次)『隋書』倭国伝 by 魏徵

^①開皇二十年倭王あり、姓は^②阿每、字は多利思比孤、^③阿曇難彌と号す。使を遣して^④闕に詣る。^⑤上、^⑥所司をして其の風俗を訪はしむ。……
 [①600年 ②大王(天皇)の訓である「アメタラシヒコ」を姓と字とうけとつたらしい ③「アメキミ」と読めば大王の別訓である ④宮廷のこと。隋の都は長安にある ⑤皇帝は文帝(1代皇帝) ⑥役人]

回 607年の遣隋使の派遣(第2次)『隋書』倭国伝 by 魏徵

^①大業三年、其の王^②多利思比孤、^③使を遣して朝貢す。使者曰く「聞くならず、^④海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故、遣して朝拝せしめ、兼ねて^⑤沙門數十人、来りて仏法を学ぶ」と。その国書に曰く「^⑥日出づる処の天子、書を^⑦日没する処の天子に致す。^⑧意無きや、云々」と。^⑨帝、之を覽て悦ばず、^⑩鴻臚卿に謂ひて曰く、「^⑪東夷の書、無礼なるもの有らば、復た以て聞する勿れ」と。^⑫明年、^⑬上、^⑭文林郎裴清を遣して^⑮倭国に使せしむ。……
 [①607年 ②推古天皇 ③遣隋大使の小野妹子 ④煬帝 ⑤僧侶 ⑥太陽の昇る東の国の天子。推古天皇 ⑦太陽の沈む西側の国の天子。煬帝 ⑧お元氣ですか ⑨煬帝 ⑩外交の担当官 ⑪野蛮な国 ⑫608年 ⑬煬帝 ⑭裴世清。文林郎はその地位 ⑮隋は高句麗征討を控えていたため、高句麗が倭と結びつくの恐れ日本の要求を黙認した]

回 608年の遣隋使の派遣(第3次)『日本書紀』

(^①推古天皇十六年)夏四月、小野妹子、^②太唐より至る。唐国、妹子臣を号けて^③蘇因高と曰ふ。即ち^④太唐の使人裴世清、下客十二人、妹子臣に従ひて、筑紫に至る。……秋八月辛丑の朔癸卯、^⑤唐の客、^⑥京に入る。……(九月)辛巳、唐の客裴世清、罷り帰りぬ。則ち復小野妹子臣を以て大使とす。……^⑦唐の客に副へて遣はす。爰に天皇、唐の帝を聘ふ。其の辞に曰く、「^⑧東の天皇、敬みて^⑨西の皇帝に白す。……」と。是の時に、唐の国に遣はすは学生倭漢直福因・奈羅訳語恵明・高向漢人玄理・新漢人大園、学問僧新漢人^⑩日文・南淵漢人請安・志賀漢人慧隱・新漢人広濟等、并て八人なり。
 [①608年 ②中国の一般的名称。ここでは隋 ③小野妹子の中国名 ④裴世清 ⑤飛鳥 ⑥推古天皇 ⑦煬帝 ⑧旻]

回 改新の詔『日本書紀』

(大化)^①二年春正月甲子の朔、賀正の礼畢りて、即ち改新の詔を宣ひて曰く、
 其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、処々の屯倉、及び、別には臣・連・伴造・国造・村首の所有る部曲の民、処々の田莊を罷めよ。仍りて^②食封を^③太夫より以上に賜ふこと、^④各差有らむ。……
 其の二に曰く、初めて^⑤京師を修め、畿内・国司・^⑥郡司・^⑦關塞・^⑧斥候・^⑨防人・^⑩駅馬・^⑪伝馬を置き、^⑫鈴契を造り、^⑬山河を定めよ。……
 其の三に曰く、初めて戸籍・計帳・班田収授の法を造れ。……
 其の四に曰く、^⑭旧の賦役を罷めて、^⑮田の調を行へ。……別に^⑯戸別の調を収れ、一戸の賃の布一丈二尺とす。…
 [①646年の1月1日 ②一定の戸を定め、そこから上がる租税をその人に与える制度。上級官人に与えられた ③大臣・大連の下で国政審議にあたった官 ④各々の地位により支給する ⑤都。難波長柄堂磯宮のこと ⑥改新の詔が出された当時は「郡」ではなく、「評」の字が用いられていたことが、木簡などからわかっている(郡評論争) ⑦関所 ⑧辺境防備の施設 ⑨北海道の守備兵 ⑩駅馬は官道におかれ、伝馬は郡に置かれる ⑪鈴は諸国に、契は関におき、駅馬・伝馬を利用する際の証として用いられた ⑫山や河に境界線を定めよ ⑬改新前の税制 ⑭田地に賦課する税 ⑮戸に賦課する税]

回 天皇神格化『万葉集』

①太君は ②神にし坐せば ③赤駒の... ④都となしつ (大伴御行)
 ①太君は ②神にし坐せば 天雲の 雷の上に ⑤慮せるかも (柿本人麻呂)
 [①天皇。具体的には天武天皇をさす ②神であられるから ③赤毛の馬がいるような田園 ④飛鳥浄御原宮 ⑤おられる]

[律令体制] (P11 対応史料)

回 里と戸—戸令—『令義解』by 清原夏野

凡そ戸は五十戸を以て、①里と為よ。①里毎に長一人置け。……
 凡そ計帳造らむことは、②年毎に六月の 卅 日の以前に、京・国の官司、所部の③手実責へ、具に④家口・⑤年紀を注せよ。…
 凡そ戸籍は、⑥六年に一たび造れ。十一月の上旬より起りて、⑦式に依りて勘へ造れ。里別に巻と為せ。惣べて三通写せ。…二
 通は太政官に申し送れ。一通は国に留めよ。……
 凡そ戸籍は恒に⑦五比留めよ。其れ遠き年のは、次に依りて除け。近江の大津宮の⑧庚午年籍は除くことせず。
 [①1里 ②毎年 ③戸主の申告 ④家族数 ⑤年齢 ⑥令の施行細則 ⑦5回分。1比は6年で6年ごとに造籍するため30年
 保存すること ⑧庚午年籍は永久保存とされた]

回 田制—田令—『令義解』by 清原夏野

凡そ田は、長さ①卅歩、広さ②十二歩を段と為よ。③十段を町と為よ。段の租稻④二束二把。町の租稻⑤廿二束。
 凡そ口分田給はむことは、男に二段。女は三分が一減せよ。⑥五年以下には給はず。其の地に、寛に狭きこと有らば、⑦郷土
 の法に従へよ。⑧易田は倍して給へ。給ひ訖りなば、真に町段及び⑨四至録せよ。
 凡そ諸国の⑩公田は、皆国司郷土の⑪估価に随ひて⑫賃租せよ。其の価は太政官に送り、以て雑用に充てよ。
 凡そ田は⑬六年に一たび班へ。神田・寺田は此の限に在らず。若し身死にたるを以て田退くべくは、⑭班はむ年に至らむ毎に、
 即ち取り授ふに従へよ。
 [①30歩。1歩は5尺(1.8メートル) ②12歩。長さ30歩×広さ12歩=360歩となる。360歩=1段 ③10段=1町 ④1段の
 標準収穫量は72束。2束2把はその約3パーセント ⑤1町なら22束となる ⑥5歳 ⑦その地方の慣習法 ⑧地味がやせて
 いるため、1年おきに耕作するやせた田 ⑨東西南北の境 ⑩ここでは乗田の意 ⑪その地域の売買価格 ⑫土地を賃貸して、
 収穫の2割の地子をとる ⑬班田収授をする年。六年一班の年]

回 税制—賦役令—『令義解』by 清原夏野

凡そ調の絹・①純・糸・②綿・布は並に③郷土の所出に④随へよ。……次丁二人、中男四人は、各一正丁に同じ。
 凡そ正丁の歳役は十日。もし庸収るべくは⑤布⑥二丈六尺。……次丁二人は一正丁に同じ。中男、及び京・畿内は庸収る例に
 在らず。…
 凡そ調庸の物は、年毎に、八月の中旬より起りて輸せ。近国は十月 卅 日より、中国は十一月 卅 日、遠国は十二月 卅 日より以前
 に、⑦納れ訖へよ。……それ運脚は、均しく庸調の家に出さしめよ。皆国司領し送れ。…
 凡そ⑧令条の外は、人毎に均しく使へ。惣べて六十日に過すこと得じ。
 [①質の悪い絹 ②真綿 ③その地域の産物 ④納める ⑤麻布 ⑥約8メートル ⑦大蔵省への納入を完了する ⑧賦役令の
 条文に規定された以外の]

回 軍制—軍防令—『令義解』by 清原夏野

凡そ兵士の①上番せむは、②京に向はむは一年、③防に向はむは三年。……
 凡そ兵士の京に向ふをば、衛士と名づく。……④辺守るをば、防人と名づく。
 [①諸国の軍団から、都や九州へ派遣する ②京の警備に向かう者。衛士のこと ③九州北部の警備に向かう者。防人のこと ④
 九州北部の沿岸・対馬・壱岐]

回 和同開珎の鑄造『続日本紀』

①和銅元年春正月乙巳、②武蔵国秩父郡、③和銅を献ず。④詔して曰く、「……慶雲五年を改めて①和銅元年として御代の年号と定め賜ふ。……」と。……五月壬寅、始めて⑤銀錢を行う。…八月己巳、始めて⑥銅錢を行ふ。

〔①708年 ②今の埼玉県秩父市 ③精錬された銅 ④元明天皇が詔した ⑤和同開珎の銀錢 ⑥和同開珎の銅錢〕

回 平城京遷都『続日本紀』

……平城の地は、①四禽図に叶い②三山鎮を作し、③龜筮並びに従ふ。宜しく④都邑を建つべし。……

〔①四神。青龍(東)・白虎(西)・朱雀(南)・玄武(北)の四神獣 ②春日山・奈良山・生駒山 ③亀は亀卜、筮は筮竹 ④都〕

回 蓄銭叙位令『続日本紀』

①和銅四年冬十月甲子、②詔して曰く、「……夫れ錢の用なるは、財を通して有無を③貿易する所以なり。当今百姓なお④習俗に迷ひて未だ其の理を解せず。僅に売買すと雖も、猶ほ錢を蓄ふる者無し。其の多少に随ひて⑥節級して位を授けよ。……」

〔①711年 ②元明天皇が詔した ③交換・売買する ④古い習慣にしたがって。具体的には物々交換のこと ⑤段階を定めて〕

回 国分寺建立の詔『続日本紀』

①天平十三年三月乙巳、②詔して曰く、「……宜しく天下諸国をして、各敬みて七重塔一区を造り、并せて③金光明最勝王經、妙法蓮華經、各一部を写さしむべし。……④僧寺には必ず⑤廿僧有らしめ、其の寺の名を⑥金光明四天王護国之寺と爲し、⑦尼寺には⑧二十尼ありて、其の名を⑨法華滅罪之寺と爲し、兩寺相共に宜しく教戒を受くべし。……」と。

〔①741年 ②聖武天皇が詔した ③金光明最勝王經は国分寺、妙法蓮華經(略称は法華經)は国分尼寺で読ませた經典で、ともに護国經 ④国分寺 ⑤20人の僧 ⑥国分寺の正式名称 ⑦国分尼寺 ⑧10人の尼 ⑨国分尼寺の正式名称〕

回 大仏造立の詔『続日本紀』

①天平十五年冬十月辛巳、②詔して曰く、「……粵に③天平十五年歲次癸未十月十五日を以て、④菩薩の大願を發して、⑤盧舍那仏の⑥金銅像一軀を造り奉る。……夫れ天下の富を有つ者は⑥朕なり。天下の勢を有つ者も⑥朕なり。この富勢を以て、この尊像を造る。」

〔①743年 ②聖武天皇が詔した ③衆生を救済しようとする菩薩の願い ④華嚴經の本尊。俗に大仏という ⑤銅に鍍金した仏像 ⑥聖武天皇〕

回 三世一身の法『続日本紀』

①養老七年四月辛亥、太政官奏すらく「頃者、百姓漸く多くして、田地②窄狹なり。望み請ふらくは、天下に勸め課せて、③田疇を④開闢かしめん。其の新たに⑤溝池を造り、開墾を営む者有らば、多少を限らず、給ひて⑥三世に伝へしめん。若し⑦旧き溝池を逐はば、其の⑧一身に給せん」と。奏可す。

〔①723年 ②狭い ③田地 ④開墾させる ⑤灌漑施設 ⑥本人・子・孫の三世代。子・孫・曾孫とする説もある ⑦旧来の灌漑施設を利用して ⑧本人一代限り〕

回 墾田永年私財法『続日本紀』

①天平十五年五月乙丑、②詔して曰く、「聞くならく、墾田は③養老七年の格に依りて、限満つる後、例に依りて④收授す。是に由りて農夫⑤怠倦して、開ける地復た荒る、と。今より以後は⑥任に私財と爲し、三世一身を論ずること無く、咸悉く永年取る莫れ。……初位以下庶民に至るまでは十町、但し、郡司には大領・少領に三十町、主政・主張に十町。……」と。

〔①743年 ②聖武天皇が詔した ③三世一身の法。格は律や令に対する修正・追加の法 ④収公 ⑤怠ける ⑥意のままに〕

回 加墾禁止令『続日本紀』

①天平神護元年三月丙申、勅すらく、「今聞く、墾田は②天平十五年の格に縁るに、今より以後は、③任に私財と爲し、三世一身を論ずること無く、咸悉く永年取る莫れ、と。是に由りて、天下の諸人競ひて墾田を爲し、勢力の家は百姓を④墮役し、貧窮の百姓は自存するに暇無し。今より以後は、一切禁断して加墾せしむること勿れ。但し寺は、⑤先來の定地開墾の次は禁ずる限に在らず。又、当土の百姓、一、二町は亦た宜しくこれを許すべし。……」と。

〔①765年 ②墾田永年私財法 ③意のままに ④使役する ⑤以前より寺地として定められた土地については〕

回 平安京遷都『日本紀略』

(①延暦十三年十月)丁卯、都を遷す。②詔して曰く、「云々。葛野の大宮の地は、山川も麗しく、四方の国の百姓の参出で来る事も便りにして、云々。」……十一月丁丑、詔したまはく「云々。山勢実前に前聞に合ふ。云々。此の国③山河襟帯、自然に城を作す、斯の形勝に因り、④新号を制すべし。宜しく山背国を改めて山城国と為すべし」と。又⑤元来の民、⑥疆歌の輩、異口同辞、号して平安京と曰ふ。

[①794年 ②桓武天皇が詔した ③山が襟のように囲んでそばえ、河が帯のようにめぐって流れ、自然の要害をなしている ④新しい国名 ⑤君主に心服した人民 ⑥天皇の徳を慕い、たたえる人々]

回 健児の制『類聚三代格』

太政官①符す応に健児を②差すべき事
大和国卅人 河内国卅人 和泉国 廿人……
常陸国二百人 近江国二百人……
③以前、④右大臣の意を被るに俾く、勅を奉るに、今諸国の兵士、⑤辺要の地を除くの外、皆停廢に従へ。其の⑥兵庫・⑦鈴蔵及び⑧国府等の類は、宜しく健児を差して以て守衛に充つべし。宜しく郡司の子弟を簡び差し、⑨番を作りて守らしむべし。

⑩延暦十一年六月十四日

[①符とは、上級の官庁から下級の官庁へ下す公文書 ②定めて徴する ③右について ④右大臣(藤原継縄)の命令 ⑤陸奥・出羽・佐渡などの東北、九州諸国 ⑥武器庫 ⑦駅鈴の保管場所 ⑧国司の役所 ⑨交替制をとって ⑩792年]

回 造都の中止一徳政相論(徳政争論・徳政論争)一『日本後紀』

(①延暦三十四年十二月壬寅)……②勅有りて参議右衛士督從四位下藤原朝臣緒嗣と参議大弁正四位下菅野朝臣真道とをして天下の③徳政を相論せしむ。時に緒嗣、議して云わく、「方今、天下の苦しむ所は④軍事と⑤造作となり。此の両事を停めば百姓安んぜむ」と。真道、異議を⑥確執して肯て聴かず。⑦帝、緒嗣の議を善しとし、即ち停廢に従ふ。

[①805年 ②桓武天皇の命 ③善い政治 ④蝦夷の征討 ⑤平安京の造営 ⑥自分の意見にこだわる ⑦桓武天皇]

回 格式の編纂一弘仁格式序文一『類聚三代格』

蓋し聞く、律は①懲肅を以て宗と為し、令は②勸誡を以て本となす。格は則ち③時を量りて制を立て、式は則ち④閑けたるを補ひ遺れるを拾ふ。……⑤推古天皇十三年に暨び、⑥上宮太子親ら憲法十七箇条を作り、国家の制法茲より始まる。降りて⑦天智天皇元年に至り、令廿二巻を制す。世人の所謂る⑧近江朝廷の令なり。爰に⑨文武天皇の太皇元年に逮りて、贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等、勅を奉りて⑩律六巻、令十一巻を撰す。⑪養老二年、復た同大臣不比等、勅を奉りて更に⑫律令を撰し、各十巻と為す。⑬今世に行ふ律令は是なり。……律令は是れ政に従ふの本たり、格式は乃ち職を守るの要たり。……上は⑭太皇元年より起こし、下は⑮弘仁十年に迄る、都て式冊巻、格十巻と為す。……

[①懲らしめ、慎ませる ②善を勧め、悪を戒める ③時勢に応じて制度をつくる ④律令格の不備を補う ⑤604年 ⑥厩戸王(聖徳太子) ⑦668年 ⑧近江令 ⑨701年 ⑩大宝律令 ⑪718年 ⑫養老律令 ⑬養老律令 ⑭701年 ⑮819年]

[要点整理] 一令外官一

令外官	天皇	主な職務
中納言(705)	文武天皇	大納言に次ぐ地位で、大納言と同様の職掌だが、大臣不在の際、職務の代行はできない
按察使(719)	元正天皇	地方行政を監督する。諸国に設置されるが、のち陸奥・出羽などの特例を除いて衰退する
参議(731)	聖武天皇	中納言に次ぐ重職で、公卿として天皇の諮問や国政事項を審議する
内大臣(777)	光仁天皇	左右大臣に次ぐ重職で、大臣不在の際、政務・儀式などの職務を代行する
征夷大將軍(794)	桓武天皇	東北の蝦夷征討の臨時の最高軍事指揮官。のち武家政権の首長の称号となる
勘解由使(797)	桓武天皇	国司交替の際の不正や紛争をなくすため、事務引き継ぎ完了の文書(解由状)を審査し監督する
觀察使(806)	平城天皇	地方行政を監察する。勘解由使を廃止して、設置される
藏人頭(810)	嵯峨天皇	天皇の側近として、天皇の機密文書や裁判を扱う
檢非違使(816)	嵯峨天皇	京内の治安維持・訴訟・裁判を扱う。のち六衛府・刑部省・彈正台・京職の職務を吸収する
人臣摂政(858)	清和天皇	幼少の天皇に代わり、政務を代行する権限をもつ。厩戸王など平安以前の摂政は皇族摂政という
押領使(878)	陽成天皇	承平・天慶の乱後に常置される。国内有力武士を任命し、諸国の盗賊・叛徒を平定
閑白(884)	光孝天皇	成人後の天皇を後見し、天皇から太政官に下される文書に事前に目を通す権限(内覧)をもつ
追捕使(932)	朱雀天皇	承平・天慶の乱後に常置される。国内有力武士を任命し、諸国の盗賊・叛徒を平定

回 摂政のはじめ『日本三代実録』

(①^{じようけん}貞観八年)八月十九日辛卯、②^{たいせい}太政大臣に勅して天下の③^{せい}政を摂行せしむ。
〔①応天門の変直後の 866 年 ②藤原良房 ③摂政(政治を摂り行うこと)〕

回 関白のはじめ『政事要略』

①^{せいせい}摂政太政大臣に②^{ばん}万機を関白せしむる詔を賜ふ。
詔したまはく、「③^み朕④^{りやうとく}涼徳を以て茲に⑤^{かんぷ}乾符を奉ず。……嗚呼、⑥^{さんだい}三代政を摂り、一心に忠を輸す。⑦^{せんてい}先帝聖明にして、其の⑧^{せつこく}摂録を仰ぐ。⑨^み朕の⑩^{しゅうしやう}沖眇たる、重ぬるに⑪^{こぼれ}孤螢を以てす。其れ万機の⑫^{こさい}巨細、百官己に総べ、皆⑬^{たいせい}太政大臣に関白し、然る後に奏下すること一に旧事の如くせよ。主者施行せよ」と。
⑭^{にんあ}仁和三年十一月廿一日
〔①藤原基経 ②全ての政務 ③宇多天皇 ④徳の薄いこと ⑤天皇の位に就いた ⑥清和・陽成・光孝天皇の 3 代 ⑦光孝天皇 ⑧摂政 ⑨無能・無力 ⑩孤独(頼る者のない不安な身) ⑪大きいことも小さいことも全て ⑫887 年〕

回 遣唐使の廃止『菅家文草』 by 菅原道真

諸公卿をして遣唐使の①^{しんし}進止を議定せしめむことを謂ふの状。
右、②^{きよ}臣某、謹みて在唐の僧③^{ちゅうけん}中環、④^{しやう}去年三月⑤^{しやう}商客王訥等に⑥^ふ附して到る所の記録を案ずるに、大唐の⑦^{しやうへい}渾弊、之を⑧^お載すこと眞なり。……臣等状して願はくは、⑨^{ちゅうけん}中環の記録の状を以て、遍く公卿・博士に下し、詳らかに其の可否を定められむことを。国の大事にして、独り身のためにあらず。且く⑩^{けん}款誠を陳べ、伏して処分を請ふ。謹みて言す。
⑪^{しやう}寛平六年九月十四日、⑫^{たいし}大使参議勘解由次官従四位下兼守左大弁行式部権大輔春宮亮 ⑬^{しやう}菅原朝臣某
〔①進退 ②菅原道真 ③当時唐に住んでいた僧の中環という人物 ④893 年 ⑤唐の商人である王訥という人物 ⑥渡す ⑦衰退 ⑧詳細に記録されている ⑨まこと ⑩894 年 ⑪遣唐大使 ⑫菅原道真〕

回 平将門の乱『将門記』

……①^{てんりく}天慶二年十一月廿一日をもて、常陸国に渉る。②^{くに}国は兼ねて警固を備へて、将門を相待つ。……よりて彼此合戦の程に、国の軍三千人、眞のごとく討ち取られたり。
時に武蔵権守興世王、竊に将門に議りて云はく、「③^{あん}案内を検しむるに、一国を討ちたりといへども、公の責め軽からじ。同じくは④^{はん}坂東を⑤^{しやう}虜掠して、暫く⑥^{きしよく}気色を聞かむ」てへり。将門報答して云はく、「将門が念ふところも皆これのみ。その由何となれば…苟くも将門、⑦^{りやう}利帝の苗裔、⑧^{さん}三世の末葉なり。同じくは八国より始めて、兼ねて王城を虜領せむと欲ふ。……」といへり。
また数千の兵を帯いて、⑨^{てんりく}天慶二年十二月十一日をもて、先ず下野国に渡る。……ここに自ら製して⑩^{しやう}謠名を奏す。将門を名けて新皇と曰ふ。
〔①939 年 ②常陸の国司軍 ③今までの事情。常陸国府を襲い、受領を捕らえ、印鑑を奪ったこと ④関東全体 ⑤奪い取る ⑥様子をうかがう ⑦桓武天皇の末裔 ⑧高望王の三世の子孫 ⑨称号〕

回 藤原道長の栄華『小右記』 by 藤原実資

(①^{しやう}寛仁三年十月)十六日乙巳、今日②^{によう}女御藤原威子を以て、③^{きさぎ}皇后に立つつるの日なり。(④^{ぜん}前太政大臣第三娘。一家、⑤^{さん}三后を立つは未曾有なり)……⑥^{たい}太閤、⑦^{しやう}下官を招き呼びて云く、「和歌を読まん」と欲す。必ず⑧^{しやう}和すべし者。答へて云く、「何ぞ和し奉らざらんや。」又云く、「誇りたる歌になむ有る。但し⑨^{しやう}宿構に非ず者。」「此世をば、我世とぞ思ふ望月のかけたることも無しと思へば。」⑩^{しやう}余申して云く、「御歌優美なり、⑪^{しやう}酬答に方無し。満座ただ此の歌を誦すべし……」と。
〔①1018 年 ②天皇の妃。皇后・中宮・女御などがあつた。この場合は後一条天皇の後 ③天皇の正式な后。中宮は新しく立后したものを皇后と区別するという。女御は中宮の次に位する高位の女官 ④藤原道長 ⑤三人の皇后。道長の娘の彰子・妍子・威子 ⑥藤原道長 ⑦藤原実資 ⑧返歌をする ⑨以前から準備していたわけではない ⑩藤原実資 ⑪返歌をするすべがない〕

㊦ 山上憶良の貧窮問答歌『万葉集』

…綿も無き 布肩衣の ①海松の如 ②わわけさがれる ③櫓楼のみ 肩にうち懸け ④伏慮の ⑤曲慮の 内に⑥直土に 藁
解き敷きて 父母は 枕の方に 妻子どもは 足の方に 囲み居て 憂へ⑦吟ひ 竈には 火氣ふき立てず ⑧顛には 蜘蛛の
巣懸きて 飯炊く 事も忘れて ⑨鶴鳥の ⑩呻吟ひ居るに いとのきて 短き物を ⑪端截ると 云へるが如く ⑫楚取る
⑬五十戸良が声は 寝屋処まで 来立ち呼ばひぬ 斯くばかり 術無きものか 世間の道 世間を憂しとやさしと思へども 飛
び立ちかねつ鳥にしあらねば

〔①海藻の一種 ②破れてぶら下がる ③ぼろ ④屋根の低い家 ⑤ゆがみ傾いた家 ⑥土にじかに ⑦うめく ⑧蒸し器
⑨呻吟うの枕詞 ⑩細々と力のない声で鳴く ⑪短いものをさらに端を切って短くすること ⑫むち ⑬里長〕

㊦ 浮浪・逃亡の禁止『続日本紀』

(養老元年五月)丙辰、詔して曰く、「②率土の百姓、四方に③浮浪し④課役を⑤規避し、遂に⑥王臣に仕へて、或は⑦資人を
望み、或は⑧得度を求む。⑥王臣⑨本属を経ず私に自ら駆使し、国郡に⑩囑請して遂に其の志を成す。茲に因りて、天下に⑪流宕
して郷里に帰らず。若し斯の輩有りて、輒ち私に⑫容止せば、状を揆りて罪を科すること。並に律令の如くせよ」と。

〔①717年 ②全国の人民 ③本籍地を離れているが、他国で庸・調を納めている ④庸・調・雑徭 ⑤逃れる ⑥皇族や貴族。
上級官人のこと ⑦五位以上及び大納言に支給された従者 ⑧国家から証明書を受け、正式に僧侶になること。僧侶は一般の
戸籍に搭載されず課役を課せられない ⑨本籍地の国・郡衙を通さず ⑩頼む ⑪流浪して過ごす ⑫かくまう〕

㊦ 延喜の荘園整理令『類聚三代格』

太政官①符す

応に②勅旨開田并びに③諸院諸宮及び五位以上の、百姓の田地舍宅を買ひ取り、閑地荒田を占請するを停止すべきの事。
右、④案内を検するに、頃年②勅旨開田遍く諸国に在り。空闲荒廢の地を占むると雖も、是れ⑤繁元の産業の便を奪ふなり。…
…宜しく⑥当代以後、②勅旨開田は皆悉く停止して民を⑦負作せしめ、其の寺社・百姓の田地は、各⑧公驗に任せて本主に還し
与ふべし。……

⑨延喜二年三月十三日

〔①府とは、上級の官庁から下級の官庁へ下す公文書 ②天皇の命令で皇室領として開墾された田地。勅旨田ともいう ③皇族
④記録を調べてみる ⑤公民 ⑥醍醐天皇 ⑦割り当てて耕作させ ⑧土地の所有権を証明する文書 ⑨902年〕

㊦ 三善清行の意見封事十二箇条一律令支配の行き詰まりー『本朝文粹』by 藤原明衡

①臣、去にし②寛平五年に備中介に任ず。かの国の下道郡に、③邇磨郷あり。ここにかの国の風土記を見るに、④皇極天皇の
六年に、大唐の將軍蘇定方、新羅の軍を率ゐる百済を伐つ。百済使を遣はして救はむことを乞ふ。⑤天皇筑紫に行幸したまひて、將
に救の兵を出さむとす。……路に下道郡に宿したまふ。一郷を見るに戸邑甚盛なり。⑤天皇詔を下し、試みにこの郷の軍士を
徴したまふ。即ち⑥勝兵二万人を得たり。⑤天皇大に悦びて、この邑を名けて二万郷と曰ふ。後に改めて邇磨郷と曰ふ。

……⑦天平神護年中に、右大臣⑧吉備朝臣、大臣といふをもて本郡の大領を兼ねたり。試みにこの郷の戸口を計へしに、纔に
⑨課丁千九百余人ありき。⑩貞観の初めに、故民部卿藤原保則朝臣、⑪かの国の介たりし時に、……⑫太帳を計ふるの次に、その
課丁を聞せしに、七十余人ありしのみ。⑬清行任に到りて、またこの郷の戸口を聞せしに、老丁二人・正丁四人・中男三人あり
しのみ。去にし⑭延喜十一年に、かの国の介藤原公利、任満ちて都に帰りたりき。⑬清行問ふ。「邇磨郡の戸口当今幾何ぞ」と。
公利答へて云く、「一人もあることなし」と。……一郷をもてこれを推すに、天下の⑮虚耗、掌を指して知るべし。

⑯延喜十四年四月廿八日 從四位上式部大輔 三善朝臣⑬清行

〔①三善清行 ②893年 ③現在の岡山県吉備郡真備町 ④斉明天皇(皇極天皇重祚)6年。660年 ⑤斉明天皇 ⑥すぐれた兵士
⑦765年～767年 ⑧吉備真備 ⑨庸・調を負担する男子 ⑩859年～877年 ⑪867年に備中権介任命、871年に備中守に任
命 ⑫大計帳の略。国ごとに計帳を集計した帳簿 ⑬三善清行 ⑭911年 ⑮疲労すること ⑯914年〕

㊦ 尾張国郡司百姓等解文

尾張国郡司百姓等①解し申し、官裁を請ふの事

裁断せられむことを請ふ、当国の②苅藤原朝臣元命、三箇年の内に責め取る非法の③買物、并せて濫行横法三十一箇条の④口口
一、裁断せられむことを請ふ、⑤例業の外に三箇年の収納、暗に以て⑥加口せる正税冊三万二千二百冊八束が息利の十二万九千三
百七十四束四把一分の事……

⑦永延二年十一月八日 郡司百姓等

〔①上申する場合に用いる文書 ②国司 ③田租などの系譜をひく平安中期の租税 ④不法(国司の苛政など)を中央政府に訴
え判断を求める文書 ⑤定例の出挙 ⑥尾張国の正税は減額されて24万束余が定例となっていたが、元命はそのほか3年間に
本来の正税額の利息43万束余を徴収していた ⑦988年〕

㊦ 大名田堵の出現『新猿楽記』by 藤原明衡

①三の君の夫は、出羽権介田中豊益、偏に耕農を業と為して、更に他の計なし。数町の②戸主、大名の田堵なり。
〔①『新猿楽記』は右衛門尉の一族に託して当時の職業や生活を描いたもの。三の君は右衛門尉の3番目の娘 ②土地所有者〕

㊦ 寄進地系荘園『東寺百合文書』

①鹿子木の事
一、当時の相承は、②開発領主③沙弥、寿妙嫡々相伝の次第なり。
一、寿妙の末流④高方の時、権威を借らむために、⑤実政卿を以て領家と号し、年貢四百石を以て割き分ち、④高方は⑥庄家領掌進退の⑦預所職となる。
一、⑥実政の末流⑧願西微力の間、国衙の乱妨を防がず。この故に⑧願西、領家の⑨得分二百石を以て⑩高陽院内親王に寄進す。件の宮薨去の後、御菩提の爲め……勝功德院を立てられ、かの二百石を寄せらる。其の後、⑪美福門院の御計として⑫御室に進付せらる。これ即ち本家の始めなり。……

〔①肥後国飽田郡鹿子木荘。現在の熊本市北方・飽託郡・菊池郡・鹿本郡にまたがる地域 ②その地を最初に開いた領主 ③世俗の僧 ④中原高方。寿妙の孫 ⑤藤原実政。当時大宰大貳従二位 ⑥庄家は荘園の現地にある倉庫・管理事務所。すなわち荘園の現地の諸施設を管理・支配するの意 ⑦荘官の名称の一つ ⑧実政の曾孫藤原隆通の法名。当時は正五位下刑部大輔 ⑨両家の分け前。職にともなう収益 ⑩鳥羽天皇の皇女 ⑪高陽院内親王の母得子 ⑫仁和寺〕

㊦ 延久の荘園整理令『百鍊抄』

①延久元年二月廿三日、②寛徳二年以後の③新立荘園を停止すべし。縦ひ④彼年以往といへども、⑤立派分明ならず、国務に妨げ有る者は、同じく停止の由宣下す。……閏二月十一日始めて記録荘園券契所を置き、⑥寮人等を定む。
〔①1069年 ②1045年 ③新設の荘園 ④それ以前の年 ⑤荘園の設立を証明する文書 ⑥文書の審査にあたる職員。大江匡房が任命された〕

㊦ 延久の荘園整理令『愚管抄』by 慈円

①後三条院ノ位ノ御時……延久ノ②記録所トテハジメテヲカレタリケルハ、諸国七道所領ノ③宣旨・④官符モナクテ⑤公田ヲカスル事、⑥二天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、⑦宇治殿ノ時、⑧二ノ所ノ御領トノミ云テ、荘園諸国ニミチテ受領ノツトメタヘガタシナド云フ、キコシメシモチタリケルニコソ。
〔①後三条天皇 ②記録荘園券契所 ③天皇の命令を伝える文書。宣旨 ④太政官から下す文書。太政官符 ⑤国衙領（公領）を横領する ⑥天下・国家 ⑦藤原頼通 ⑧摂関家領〕

㊦ 院政の開始『神皇正統記』by 北畠親房

第七十二代、第三十九世、白河院。……①壬子年即位、②甲寅に改元。古ノアトヲオコサレテ③野ノ行幸ナンドモアリ。又白河ニ法勝寺ヲ立、九重ノ塔婆ナドモ昔ノ御願ノ寺々ニモコエ、タメシナキホドゾツクリト、ノヘサセ給ケル。コノノチ代ゴトニウツツバキ④御願寺ヲ立ラレシヲ、⑤造寺熾盛ノソシリ有キ。造作ノタメニ諸国ノ重任ナンド云コトオホクナリテ、受領ノ⑥功課モタバシカラズ、封戸・庄園アマタヨセヲカレテ、マコトニ国ノ費トコソ成侍ニシカ。

天下ヲ治給コト十四年。⑦太子ニユヅリテ尊号アリ。⑧世ノ政ヲハジメテ院中ニテシラセ給。後ニ出家セサセ給テモ猶ソノマニテ⑨御二期ハスゴサセマシマンキ。

⑩オリキニテ世ヲシラセ給コト昔ハナカリシナリ。……⑪主上ヲサナクオハシマス時ハヒトヘニ⑫執柄ノ政ナリキ。⑬宇治ノ大臣ノ世トナリテ……後三条院、⑭坊ノ御時ヨリアシザマニオボシメスヨシキコエテ、……⑮踐祚ノ時即 関白ヲヤメテ宇治ニコモラレヌ。弟ノ二条ノ教通ノ大臣、関白セラレシハコトノ外ニ其権モナクオハシキ。マシテ⑯此御代ニハ院ニテ政ヲキカセ給ヘバ、⑰執柄ハタバ職ニソナハリタルバカリニナリス。サレドコレヨリ又⑱フルキスガタハ一変スルニヤ侍ケン。⑲執柄世ヲオコナハレシカド、宣旨・⑳官符ニテコソ天下ノ事ハ施行セラレシニ、此御時ヨリ院宣・㉑庁御下文ヲオモクセラレシニヨリテ㉒在位ノ君又位ニソナハリ給ヘルバカリナリ。世ノ末ニナレルスガタナルベキニヤ。

〔①1072年 ②1074年 ③嵯峨野（地名）への行幸 ④六勝寺のこと ⑤寺院建立が盛んなこと ⑥勤務評定 ⑦堀河天皇 ⑧1086年からの院政開始のこと ⑨御一代 ⑩退位された後も ⑪天皇 ⑫摂政・関白 ⑬藤原頼通 ⑭東宮坊。ここでは皇太子の意 ⑮後三条天皇が天皇の位をつぐ ⑯白河天皇の治世 ⑰律令国家の体制 ⑱太政官符 ⑲院庁下文 ⑳天皇〕

回 僧兵の横暴『源平盛衰記』

①白河の院は、賀茂川の水、双六の②賽、③山法師、是れぞ④朕が心に随はぬ者と、常に仰せの有りけるとぞ申し伝へたる。
[①白河法皇 ②さいころ ③比叡山延暦寺の僧兵 ④白河法皇]

回 保元の乱の意義－武者の世－『愚管抄』by 慈円

サテ大治ノノチ久寿マデハ、又①鳥羽院、②白河院ノ御アト二世ヲシロシメシテ、③保元元年七月二日①鳥羽院失セサセ給テ後、
④日本国ノ乱逆ト云コトハ起コリテ後、武者ノ世ニナリニケルナリ。
[①鳥羽法皇 ②白河法皇 ③1156 年 ④保元の乱]

[平氏政権] (P21 対応史料)

回 平氏の繁栄『平家物語』

……①六波羅殿の②御一家の君達といひてしかば、③花族も栄耀も面をむかへ肩をならぶる人なし。されば④入道相国の⑤三じょうと、平大納言時忠卿ののたまひけるは、「此一門にあらざらむ人は皆人非人なるべし」とぞのがたまひける。かゝりしかば、いかなる人も相⑥構て其ゆかりにむすばゝれむとぞしける。

⑦吾身の栄花を極るのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛、内大臣の左大将、次男宗盛、中納言の右大将、三男知盛、三位中将、嫡孫維盛、四位少将、惣じて一門の公卿十六人、⑧殿上人卅余人、諸国の受領、衛府、諸司、都合六十余人なり。世には又人なくぞみえられける。……

日本秋津嶋は纔に六十六箇国、平家知行の国卅余箇国、既に半国にこえたり。其外庄園田畠いくらといふ数を知ず。
[①平清盛。六波羅とは京都にある清盛の邸宅の所在地 ②公達。貴族の子息のこと ③花族も栄耀(英雄)も摂関家に次ぐ貴族の家柄 ④出家した太政大臣。平清盛のこと ⑤小舅。平時忠は清盛の妻時子の弟 ⑥何とかして ⑦平清盛 ⑧四位・五位の貴族のうち、内裏清涼殿の殿上の間に昇ることを許された者 ⑧平徳子。高倉天皇の中宮であった]

[要点整理]－遷都の変遷－

天皇	年号	遷都	国名	備考(目的・理由・内容)
推古	592 年	飛鳥豊浦宮	大和国	推古天皇が即位(592)した際の宮
	603 年	飛鳥小墾田宮	大和国	推古天皇が崩御(628)した際の宮
舒明	630 年	飛鳥岡本宮	大和国	舒明天皇が即位(629)後に遷すが、火災で焼失(636)
	636 年	飛鳥田中宮	大和国	飛鳥岡本宮が焼失したため、田中宮へ遷す
皇極	643 年	飛鳥板蓋宮	大和国	皇極天皇が即位(642)後に遷す。乙巳の変(645)の舞台となる
孝徳	645 年	難波長柄豊碕宮	摂津国	朝鮮半島の政治情勢への迅速な判断・対応のため、大和の外港の難波津へ遷す
斉明	655 年	飛鳥板蓋宮	大和国	斉明天皇が重祚(655)した際の宮だが、火災で焼失(655)
	655 年	飛鳥川原宮	大和国	飛鳥板蓋宮の焼失後の一時的な仮住まいの宮。のちに川原寺(のち弘福寺)となる
	656 年	飛鳥岡本宮	大和国	飛鳥板蓋宮の焼失後、斉明天皇が亡き夫の舒明天皇の旧宮地へ遷す
	660 年	朝倉宮	筑紫国	唐・新羅連合軍との戦いのために遷幸するが、この地で斉明天皇は崩御(661)
天智	667 年	大津宮	近江国	唐・新羅連合軍の侵攻に対処するため、琵琶湖に面する水上交通の要地の近江に遷す
天武	672 年	飛鳥浄御原宮	大和国	天智天皇・大友皇子の拠点である近江の大津宮から離れ、旧来の勢力圏の飛鳥に戻す
持統	694 年	藤原京	大和国	耳成山・畝傍山・天香久山(大和三山)に囲まれる最初の本格的な都城制
元明	710 年	平城京	大和国	春日山・奈良山・生駒山に囲まれる唐の長安を模倣した本格的な都城制
聖武	740 年	恭仁京	山背国	藤原広嗣の乱などの政治不安、飢饉・疫病などの社会不安を恐れて遷す
	744 年	難波宮	摂津国	藤原広嗣の乱などの政治不安、飢饉・疫病などの社会不安を恐れて遷す
	745 年	紫香楽宮	近江国	藤原広嗣の乱などの政治不安、飢饉・疫病などの社会不安を恐れて遷す
	745 年	平城京	大和国	大仏造営に反対する反叛から盗賊・放火が頻発したため、平城京に戻す
桓武	784 年	長岡京	山背国	仏教政治の弊害を絶つため・水陸交通の便がよい地だから
	794 年	平安京	山城国	洪水の頻発など長岡京の都市機能の問題、早良親王の怨霊を桓武天皇が畏怖したため
安德	1180 年	福原京	摂津国	源頼政の挙兵(1180)後、平清盛が平家一門の別荘地である福原に遷す
	1180 年	平安京	山城国	公家たちの反対が多く、福原遷都から半年後に平安京に戻す
明治	1869 年	東京	東京府	江戸開城(1868)後、江戸を政治的中心とする論が一般になったため

回 福原京遷都『方丈記』by 鴨長明

また、①治承四年②水無月の比、にはかに③都遷り侍りき。いと思ひの外なりし事なり。おほかた、④この京のはじめを開ける事は、⑤嵯峨の天皇の御時、都と定まりにけるより後、すでに⑥四百余歳を経たり。ことなることゆゑなくて、たやすく改まるべくもあらねば、これを世の人安からず憂へあへる、実にことわりにも過ぎたり。

されど、とかく⑦いふかひなくて、⑧帝より始め奉りて、大臣・公卿みな悉く移ろひ給ひぬ。世に仕ふるふどの人、たれか一人ふるさに残りをらむ。……人の心みな改まりれて、たゞ⑨馬・鞍をのみ重くす。⑩牛・馬を用する人なし。⑪西南海の領所を願ひて、東北の庄園を好まず。

その時おのづから事の便りありて、⑫津の国の⑬今の京に至れり。所のありさまを見るに、その地、程狭くて条里を割るに足らず。……⑭古京はすでに荒れて、⑮新都はいまだ成らず。ありとしある人は皆浮雲の思ひをなせり。

〔①1180 年 ②6 月 2 日 ③平清盛が福原京へ遷都した ④平安京 ⑤桓武天皇が平安京に遷都した後、嵯峨天皇が菓子の変(810)を経て都として確定したという意識を示すか ⑥正確には、菓子の変後だと 370 年、平安京遷都後だと 386 年 ⑦言う甲斐なくて。言つてもはじまらないので ⑧安徳天皇 ⑨武家風に馬・鞍を用いる人 ⑩公家風に牛・馬を用いる人。当時の風俗が公家風から武家風へと急速に転換しつつあったことを示す ⑪西南海とは西海道・南海道のことで、いずれも平氏の勢力範囲。東北は東海道・東山道・北陸道で源氏の勢力が強く、荘園年貢の徴収状況などがよくなかった ⑫摂津国。津とは難波津のこと ⑬福原京 ⑭平安京〕

回 寿永二年十月宣旨(東国支配の承認)『玉葉』by 九条兼実

〔①寿永二年閏十月十三日〕……又語りて云く。……抑、東海・東山・北陸三道の庄園国領、本の如く領知すべきの由、宣下せらるべきの旨、頼朝申し請ふ。仍て宣旨を下さるるの処、②北陸道許りは義仲を恐るるに依り、其の宣旨を成されず。頼朝これを聞かば、定めて鬱を結ぶか。……

〔①1183 年 ②頼朝は東海道・東山道・北陸道の軍事的支配権の承認を朝廷に要求したが、後白河法皇は都を占拠している源義仲に配慮し、北陸道を除外して、頼朝の東海道・東山道の軍事的支配権を認めた。〕

回 守護・地頭の設置—設置の経緯—『吾妻鏡』

〔①文治元年十一月〕十二日辛卯。……凡そ②今度の次第、関東の重事たるの間、沙汰の篇、始終の趣、太だ思し食し煩ふの処、因幡前司③広元申して云く、「世已に④濃季にして、⑤鼻悪の者、尤も秋を得るなり。天下に反逆の輩有るの条、更に断絶すべからず。而るに東海道の内に於いては、御居所たるに依て、⑥静謐せしむと雖も、⑦奸濫を定めて他方に起らんか。これを相鎮めんが為、毎度、⑧東土を発遣せらるゝは、人々の煩ひなり。国の費えなり。此の次を以て、諸国に御沙汰を交へ、国衙・庄園毎に、守護・地頭を補せられば、強ちに怖るゝ所有るべからず。早く申し請はしめ給ふべし」と云々。⑨三品、殊に⑩其心し、此の儀を以て⑪治定す。本末の相応、忠言の然らしむ所なり。

〔①1185 年 ②源頼朝の弟の義経と叔父の行家が反逆し、後白河法皇が頼朝追討の院宣を下したこと ③大江広元 ④末の世 ⑤極悪な行いをする者 ⑥安らかに治まっている ⑦悪賢く、秩序を乱す者 ⑧関東武士 ⑨源頼朝 ⑩満足 ⑪決定する〕

回 守護・地頭の設置をめぐる交渉①—幕府の記述—『吾妻鏡』

〔①文治元年十一月〕廿八日丁未、諸国平均に守護・地頭を補任、②権門勢家庄公を論ぜず、兵糧米段別五升を宛て③課すべきの由、今夜、④北条殿、⑤藤中納言経房卿に謁し申すと云々。

〔①1185 年 ②莊園・国衙領(公領)を問わず ③徴収する ④北条時政 ⑤中納言藤原経房〕

回 守護・地頭の設置をめぐる交渉②—公家の反発—『玉葉』by 九条兼実

〔①文治元年十一月〕廿八日丁未、陰晴定まらず。伝へ聞く、頼朝の代官②北条丸、今夜③経房卿に謁すべしと云々。又聞く、件の②北条丸以下の郎従等、相分ちて五畿・山陰・山陽・南海・西海の諸国を賜はり、④庄公を論ぜず、兵糧米段別五升を宛て⑤催すべし。昔に兵糧の催のみに非ず、惣じて以て田地を⑥知行すべしと云々。凡そ言語の及ぶ所に非ず。

〔①1185 年 ②北条時政。北条丸の丸は蔑称 ③中納言藤原経房 ④莊園と国衙領(公領) ⑤徴収する ⑥支配する〕

Ⅲ 承久の乱①―後鳥羽上皇の北条義時追討の院宣―『小松美一郎所蔵文書』

……勅を奉るに、近曾^①関東の成敗と称し、天下の政務を乱し、纔に^②將軍の名を帯ぶると雖も猶以て幼稚の齡に在り。然る間彼の義時朝臣、偏に言詞を教命に俛り、恣に裁断を^③都鄙に致す。剩へ己が威を耀かし、^④皇憲を忘れるが如し。これを政道に論ずるに、謀反と謂ふべし。早く五畿七道の諸国に下知し、^⑤彼の朝臣の身を追討せしめよ。……

⑥承久三年五月十五日

〔①鎌倉幕府の命令 ②九条頼経。当時二歳 ③都市や農村 ④天皇の定めた法令 ⑤後鳥羽上皇が命じた ⑥1221年〕

Ⅲ 承久の乱②―尼將軍北条政子のよびかけ―『吾妻鏡』

（①承久三年五月）十九日壬寅、……^②二品、家人等を^③簾下に招き、^④秋田城介景盛を以て示し含めて曰く、皆心を一にして承るべし。是れ最期の詞なり。^⑤故右大將軍朝敵を征罰し、^⑥関東を草創してより以降、官位と云ひ、俸禄と云ひ、其の恩既に山岳よりも高く、^⑦溟渤よりも深し。報謝の志浅からんや。而るに今逆臣の讒に依て、^⑧非義の總旨を下さる。名を惜しむの族は、早く^⑨方康・胤義等を討ち取り、三代將軍の^⑩遺跡を全うすべし。但し^⑪院中に参ぜんと欲する者は、只今申し切るべし者、群参の士悉く命に应じ、且つは涙に潮みて返報を申すに委しからず、只命を輕んじて恩に酬いんことを思ふ。

〔①1221年 ②北条政子 ③すだれの下 ④安達景盛 ⑤源頼朝 ⑥鎌倉幕府を開設 ⑦大海 ⑧北条義時追討の院宣 ⑨朝廷側に加わった藤原秀康・三浦胤義 ⑩残した所領や家 ⑪後鳥羽上皇側〕

Ⅲ 承久の乱③―南北朝時代における承久の乱論―『神皇正統記』by 北畠親房

頼朝高官ニノボリ、守護ノ職ヲ給、コレミナ^①法皇ノ勅裁也。^②ワタクシニヌスメリトハサダメガタシ。^③後室ソノ跡ヲハカラヒ、義時久ク彼ガ權ヲトリテ、人望ニソムカザリシカバ、下ニハイマダキズ有トイフベカラズ。一応ノイハレバカリニテ^④追討セラレンハ、^⑤上ノ御トガトヤ申ベキ。……

〔①後白河法皇 ②不法に政権を奪い取ったというようなものではない ③北条政子 ④北条義時の追討 ⑤後鳥羽上皇〕

Ⅲ 新補率法―新補地頭の設置―『新編追加』

①去々年の兵乱以後、諸国の^②庄園郷保に捕せらるる所の地頭、沙汰の条々一、^③得分の事

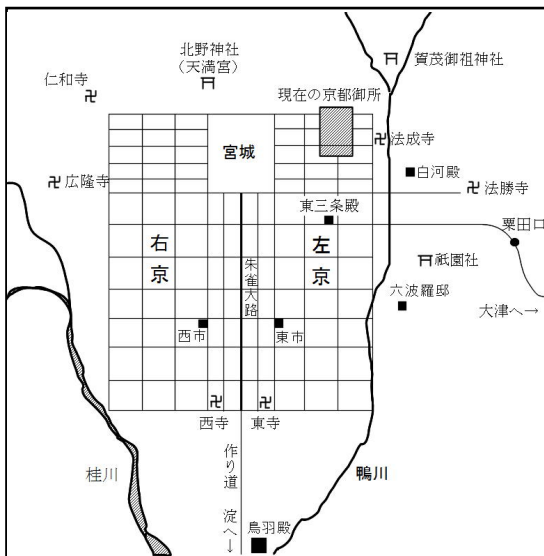
右、宣旨の状の如くば、^④仮令、田畠各拾一町の内、十町は領家国司の分、一丁は地頭の分、^⑤店博狭小を嫌はず、^⑥此の率法を以て免給の上、加徴は段別に五升を充て行はるべしと云々。……

⑦承応二年七月六日

⑧前陸奥守判 ⑨相模守殿

〔①承久の乱 ②新補地頭 ③地頭に配分された収益・収入 ④たとえば ⑤その土地に少々の広い狭いがあっても関係なく ⑥新補率法 ⑦1223年 ⑧執権北条義時 ⑨六波羅探題北条時房へ宛てた書状〕

〔鎌倉・平安京要図〕（P23 対応地図）



〔平安京要図〕



〔鎌倉要図〕

Ⅲ 御成敗式目①－式目制定の趣旨－『唯浄裏書本』

さてこの①式目をつくれ候事は、なにを②本説として注し載せらるるの由、人さだめて③謗難を加ふる事に候か。ま事にさせる④本文にすがりたる事候はねども、たゞどりの推すところを記され候者也。……この①式目は只かなをしれる物の世間におほく候ごとく、あまねく人に⑤心えやすからせんために、武家の人へのはからひのためばかりに候。これにより⑥京都の御沙汰、律令のおきて聊もあらたまるべきにあらず候也。……

⑦貞永元年九月十一日

⑧武蔵守在

⑨駿河守殿

〔①御成敗式目。式は法式、目は条目のこと ②確かな根拠。もとになった法令 ③非難 ④典拠となる漢籍などの文書 ⑤理解し易いように ⑥朝廷の命令 ⑦1232 年 ⑧執権北条泰時 ⑨泰時の弟である六波羅探題北条重時に宛てた〕

Ⅲ 御成敗式目②－式目の制定－『吾妻鏡』

（①貞永元年）八月十日戊午、②武州造らしめ給ふ御成敗式目、其の篇を終へらる。③五十箇条なり。今日以後、④訴訟の是非は、固く此の法を守りて、裁許せらる可きの由定めらるると云々。是れ即ち⑤淡海公の律令に比す可きか。彼は海内の⑥集筑、是は関東の⑦鴻臚なり。

〔①1232 年 ②武蔵守北条泰時 ③51 箇条の誤り ④裁判における訴人(原告)と論人(被告)双方の主張 ⑤藤原不比等。大宝律令・養老律令を編集 ⑥手本 ⑦すばらしい宝〕

Ⅲ 御成敗式目③－式目の内容－『御成敗式目』

一、諸国守護人奉行の事(第三条)

右、①右太将家の御時定め置かる所は、②大番催促・謀叛・殺害人等の事なり。而るに近年、代官を郡郷に分ち補し、③公事を④庄保に充て課せ、国司に非ずして国務を妨げ、地頭に非ずして⑤地利を貪る。所行の企て甚だ以て無道なり。……

一、諸国の地頭、年貢所当を⑥抑留せしむること(第五条)

右、年貢を抑留するの由、⑦本所の訴訟あらば、即ち⑧結解を遂げ⑨勘定を請くべし。……

一、⑩御下文を帯ぶると雖も知行せしめず、⑪年序を経る所領の事(第八条)

右、当知行の後、廿ヶ年を過ぐれば、⑫太将家の例に任せて⑬理非を論ぜず⑭改替に能はず。……

一、女人養子の事(第二十三条)

右、⑮法意の如くばこれを許さずと雖も、⑯太将家御時以来⑰当世に至るまで、其の子無きの女人等、所領を養子に譲り与ふる事、⑱不易の法⑲勝計すべからず。加之、⑳都鄙の例先蹤惟れ多し。評議の処尤も信用に足るか。

〔①源頼朝 ②守護が任国内の御家人を、京都大番役にかりだすこと。謀叛・殺害人の逮捕を加えた三項目が大犯三力条 ③雑税と夫役 ④荘園と公領 ⑤土地からの収益 ⑥納めること ⑦荘園領主 ⑧決算 ⑨裁定を受ける ⑩將軍やその意を受けて幕府政所が出した文書 ⑪一定の年数 ⑫源頼朝 ⑬ことの当否 ⑭別の者と交代させること ⑮律令による見解 ⑯当時の將軍は九条頼経 ⑰武家の慣習(かわることのない法) ⑱数え切れないほど多い ⑲都市や農村〕

Ⅲ 蒙古の牒状『東大寺尊勝院文書』

①上天の②眷命せる③太蒙古国皇帝、書を④日本国王に奉る。⑤朕惟ふに、古より小国の君は境土相接すれば、尚ほ⑥講信修睦に務む、況んや我が祖宗、天の明命を受け、⑦区夏を⑧奄有す。遐方異域の威を畏れ徳に懐く者、悉く数うべからず。……高麗は朕の⑨東藩なり。日本は高麗に密通し、開国以来、亦時として中国に通ぜり。⑩朕が躬に至りては、⑪二葉の使も以て和好を通ずること無し。尚ほ王の国これを知ること未だ⑫審ならざるを恐る。故に特に使を遣はし、書を持して⑬朕が志を布告せしむ。

〔①天帝 ②いつくしむ ③皇帝フビライ ④龜山天皇 ⑤フビライ ⑥交信しあって仲良くする ⑦中国全土 ⑧土地を所有して主となる ⑨諸侯の国(属国のこと) ⑩一人の使い ⑪細かくわかること〕

㊦ 下地中分『金剛三昧院文書』

①和^わ与^よす 備^{かん}後^ご国^{こく}神^{かん}崎^{さき}庄^{しょう}②下^{しも}地^ち以下^{以下}③所^{しよ}務^む条^{じょう}々^々の事

右、当庄の領家高野山金剛三昧院内遍照院④雄^{ゆう}掌^{しょう}行盛と、地頭阿野侍從殿(季継)御代官助景との⑤相^あ論^{ろん}、当庄②下^{しも}地^ち以下^{以下}所^{しよ}務^む条^{じょう}々^々の事、⑥訴^う陳^{ちん}に番^{ばん}ふと雖^{いへ}も、当寺知行の間、別儀を以て①和^わ与^よせしむ。田畠・山河以下の②下^{しも}地^ちは中^{ちゆう}分^{ぶん}せしめ、⑦各^{おの}一^{いち}田^{でん}の所^{しよ}務^むを致^{いた}すべし。

〔①和解・示談 ②所領 ③荘園・公領の管理、収入に関する事務 ④寺務に当たる役僧の職名 ⑤訴訟 ⑥訴訟の際、原告と被告の双方が主張を応酬しあう事 ⑦排他的・独占的に支配が行われること〕

㊦ 紀伊国阿氏河荘民の訴状『高野山文書』

①阿^あ河^がノ上^{かみ}村^{むら}百姓^{ひやくしやう}ラツ、シテ言^い上^{あが}

一 ランサイモク(御材木)ノコト。アルイワ②チ^ちト^とウ^う(地頭)ノ③キ^きヤ^やウ^うシ^しヤ^やウ^う(京上)、アルイワ④チ^ちカ^かフ^ふ(近夫)トマウシ(申し)、カクノコトクノ人^{ひと}フ^ふ(人夫)ヲ、チトウ(地頭)ノカタエ(方へ)セメツカワレ候へハ、フマヒマ(手間暇)候ワス候。ソノノコリ、ワツカニモレノコリテ候人^{ひと}フ^ふ(人夫)ヲ、サイモク(材木)ノヤマイタシ(山出し)エ、イテタテ(出立て)候エハ、⑤テ^てヲ^をマ^まツ^つテ^て(逃亡)ノアト(跡)ノムギマケ(麦蒔け)ト候テ、ライモトシ(追い戻し)候イヌ。ブレラ(俺等)カコノムギ(麦)マカナ(蒔かぬ)モノナラハ、メコトモ(妻子供)ヲライコメ(追い込め)、ミミヲキリ、ハナヲソキ、カミヲキリテ、アマニナシテ、ナワ・ホタシ(縄・鉾し)ヲウチテ、サエナマント(苛まん)候ウテ、セメセンカウセラレ(責め折檻せられ)候アイタ、ランサイモク(御材木)イヨイヨヅナワリ(遅なわり)候イヌ。……

⑥ケン^{けん}チ^ち(建治)カン^{かん}ネ^{ねん}ン^ん(元年)十月廿八日

〔①紀伊国阿氏河荘民 ②地頭。湯浅宗親のこと ③京上。京都大番役により、京都に上ることをさす ④夫役 ⑤逃亡 ⑥建治元年。1275 年〕

㊦ 霜月騒動『保暦間記』

爾ルニ弘安ノ比^ひハ、藤原①泰^{たい}盛^{せい}権^{けん}政^{せい}ノ仁^にニテ、陸奥守^{ちゆう}に成^{なり}て並^{なら}ぶ人^{ひと}なし。其^{その}故^{ゆゑ}ハ相^あ模^も守^{しゅ}②時^{とき}宗^{そう}ノ舅^{きゆう}ナリケレバ也。然^{しか}ル所^{ところ}ニ、④弘^{こう}安^{あん}七^{しち}年^{ねん}四^し月^{げつ}四^{にち}日^{にち}、②時^{とき}宗^{そう}三^{さん}十^{じゅう}四^し歳^{さい}ニシテ出^で家^け同^{どう}日^{にち}⑤酉^う時^じ死^し去^きシ畢^{はつ}。嫡^{ちやく}子^し⑥貞^{てい}時^じ生^う年^{ねん}十^{じゅう}四^し歳^{さい}ニテ、同^{どう}七^{しち}月^{げつ}七^{にち}日^{にち}彼^かノ跡^{あと}ヲ継^{つぎ}テ将^{しょう}軍^{ぐん}ノ執^{しやく}権^{けん}ス。①泰^{たい}盛^{せい}彼^かノ外^{がい}祖^そノ儀^ぎナレバ愈^い々^々驕^{おご}リケリ。……其^{その}比^ひ⑥貞^{てい}時^じガ内^{ない}管^{くわん}領^{りやう}平^{へい}左^さ衛^ゑ門^{もん}尉^ゐ⑦頼^{らい}綱^{こう}ト申^{まを}有^あリ。又^{また}権^{けん}政^{せい}ノ者^{もの}ニシテ…

…爰^{こゝ}ニ①泰^{たい}盛^{せい}・⑦頼^{らい}綱^{こう}、中^{ちゆう}悪^{あく}シテ互^{たがひ}ニ失^しハントス。

〔①安達泰盛 ②北条時宗 ③泰盛は自分の娘を時宗に嫁がせていた ④1284 年 ⑤午後 6 時 ⑥北条貞時 ⑦平頼綱〕

㊦ 永仁の徳政令『東寺百合文書』

①関^{かん}東^{とう}御^ご事^じ書^{しょ}の法^{ぽう}

一、②質^{しやく}券^{けん}売^う買^{かひ}地^ちの事 ③永^{えい}仁^に五^ご年^{ねん}三^{さん}月^{げつ}六^{にち}日^{にち}

右、地頭御家人買得の地に於いては、④本^{ほん}条^{じょう}を守^{まも}り、廿^{にじゅう}箇^こ年^{ねん}を過^すぐるは、⑤本^{ほん}主^{しゅ}取^とり返^{かへ}すに及^{およ}ばず。⑥非^ひ御^ご家^け人^{にん}并^びびに⑦凡^{ばん}下^げの輩^{はい}買^{かひ}得^{とく}の地^ちに至^{いた}りては、⑧年^{ねん}紀^きの遠^{とほ}近^きを謂^いはず、⑤本^{ほん}主^{しゅ}これを取^とり返^{かへ}すべし。

⑨関^{かん}東^{とう}より六^む波^は羅^らに送^{おく}らる^る御^ご事^じ書^{しょ}の法^{ぽう}

一、⑩越^{えつ}訴^そを停^と止^しすべき事

一、質^{しやく}券^{けん}売^う買^{かひ}地^ちの事

右、所領を以て或いは質券に入れ流し、或いは売買せしむるの条、御家人等⑩侘^わ僚^{りょう}の基^{もと}なり。向^{きやう}後^{こう}に於いては、停止に従ふべし。以前の⑪沽^こ却^{じやく}の分^{ぶん}に至^{いた}りては、⑤本^{ほん}主^{しゅ}⑬領^{りやう}掌^{しょう}せしむべし。但し、或いは御下文・⑭下^{かみ}知^ち状^{じやう}を成^{なり}し給^{たま}ひ、或いは知行廿箇年を過ぐるは、公私の領を論ぜず、今更相違有るべからず。若し⑮制^{せい}符^ふに背^{そむ}き、濫^{らん}妨^{ぼう}を致^{いた}すの輩^{はい}有^あらば、罪科に処せらるべし。

次に⑥非^ひ御^ご家^け人^{にん}・⑦凡^{ばん}下^げの輩^{はい}の質券買得地の事。⑧年^{ねん}紀^きを過ぐると雖も、売主知行せしむべし。

〔①幕府の法令 ②質流れになった土地 ③1297 年 ④御成敗式目第八条のいわゆる「年紀法」に基づく ⑤もとの持主(売り主) ⑥幕府と主従関係を結んでいない武士 ⑦一般庶民。具体的には金融業者である借上をさす ⑧20 カ年の年限 ⑨幕府から六波羅探題に送られた法令 ⑩一度結論が出た裁判を、再度申し立てること ⑪困窮する原因。困窮の原因には元寇の恩賞不十分・分割相続による所領の細分化・貨幣経済の浸透が挙げられる ⑫売却 ⑬領有して支配すること ⑭土地の譲与・売却を承認する文書 ⑮この文書の内容〕

Ⅲ 建武の新政『梅松論』

去程に、京都には①君伯耆より②遷幸なりしかば御迎に参られける③卿相④雲客⑤かうさう花をなせり。今度忠功をいたしける⑥正成・長年以下供奉の武士其数をしらず。⑦宝祚は二条内裏なり。保元・平治・治承より以来、武家の沙汰として政務を恣にせしかども、⑧元弘三年の今は天下一統に成しこそめづらしけれ。①君の御聖断は⑨延喜・天曆のむかしに立帰て武家安寧に⑩民屋謳歌し、いつしか諸国に国司・守護をさだめ、⑪卿相④雲客各其階位に登りし体、実に目出かりし善政なり。……御聖断の趣、五畿七道八番にわけられ、③卿相を以て頭人として決断所と号して新たに造らる。是は先代引付の沙汰のたつ所也。……むかしのごとく武者所をかる。⑪新田の人々を以て頭人にして諸家の輩を⑫詰番せらる。⑬古の興廢を改めて、今の例は昔の新儀なり。朕が新儀は未来の先例たるべしとて、新たなる勅裁漸く聞えり。……

……爰に京都の聖断を聞奉るに記録所・決断所をゝかるといへども、近臣臨時に⑭内奏を経て非義を申し行なう間、⑮繪言朝に変じ暮に改りし程に、諸人の⑯浮沈を返すが如し。或は先代滅亡の時に遁来る輩、又⑰高時の一族に被官の外は、寛宥の儀をもて死罪の科を宥めらる。又、天下一同の法をもて安堵の⑱總旨を下さるといへども、⑲所帯をめぐる輩、恨をふくむ時分、公家に口ずさみあり。⑳尊氏なしといふ詞を好みつかひける。

〔①後醍醐天皇 ②行幸から帰ること ③公卿 ④昇殿を許された人 ⑤行粧。旅支度のこと ⑥楠木正成・名和長年 ⑦天皇の位 ⑧1333年 ⑨天皇親政のもっとも理想的に行われた、醍醐・村上天皇の治世 ⑩民もほめたたえ ⑪新田義貞をはじめとして一族で首脳を固めたことをいう ⑫当番 ⑬昔の先例にとらわれないで ⑭近臣や女官を通して密かに天皇に訴えること ⑮天皇の言葉 ⑯事態が急に変わるということ ⑰14代執権北条高時 ⑱天皇の意思を伝える文書 ⑲所領を没収された人々 ⑳新政府に足利尊氏が登用されていない〕

Ⅳ 若狭国太良荘農民の訴状『東寺百合文書』

①東寺御領②若狭国太良御庄百姓等謹みて言上す。

……右、③明王聖主の御代と罷り成り、随つて諸国の④御所務は旧里に帰し、天下の士民百姓等、皆以て貴き思を成すの条、其の隠れ無き者なり。……⑤開東御滅亡、今は⑥当寺御領と罷り成り、百姓等喜悦の思を成すの処、④御所務曾て以て⑦御内御領の例に違はず、剩へ新增せしめ⑧巨多の御使を付せられ、⑨当時農業の最中⑩阿責せらるるの間、⑪愁吟にたえざるによって、⑫子細を勤し言上す。

〔①教王護国寺 ②現在の福井県小浜市 ③後醍醐天皇 ④年貢・公事・夫役などの負担 ⑤鎌倉幕府の滅亡 ⑥東寺。教王護国寺 ⑦北条氏得宗が地頭であった時の慣例 ⑧たくさんの負担を課され ⑨現在 ⑩責め苛む ⑪我慢できない ⑫事情を書き上げて申し上げる〕

Ⅴ 二条河原の落書ー建武の新政への風刺ー『建武年間記』

口遊 ①去年八月二条河原落書

此比都ニハヤル物。夜討強盜②謀擒旨。③召人早馬虚騒動。生類還俗④自由出家。俄大名迷者。安堵恩賞虚軍。本領ハナルハ訴訟人。文書入タル細葛。追従護人禅律僧。下克上スル成出者。⑤器用⑥堪否沙汰モナク。モルハ人ナキ⑦決断所。

〔①1334年 ②偽物の繪旨 ③囚人 ④正式の手続きを経ずに出家すること ⑤適正 ⑥能力の有無 ⑦雑訴決断所〕

Ⅵ 建武式目ー幕政の基本方針ー『建武式目』

鎌倉元の如く①柳営たるべきか、②他所たるべきや否やの事

……就中、鎌倉郡は、文治に③右幕下始めて武館を構へ、承久に義時朝臣天下を并吞す。武家に於いては、尤も吉土と謂ふべきか。爰に禄多く権多く、驕を極め欲を恣にし、悪を積みて改めず。果たして④滅亡せしめんぬ。縦ひ他所たりと雖も、近代⑤覆車の轍を改めずば、⑥傾危何の疑ひ有るべけんや。……然らば居処の荒廢は、政道の善惡に依るべし。是れ人凶は宅凶に非ざるの謂なり。但し、諸人若し遷移せんと欲せば、衆人の情に随ふべきか。

政道の事

一 儉約を行わるべき事。……近日⑦婆佐羅と号して、専ら⑧過差を好み、⑨綾羅錦繡・精好銀剣・風流服飾、目を驚かさざるは無し。頗る物狂と謂ふべきか。富者は、いよいよこれを誇り、貧者は及ばざるを恥づ。

一 諸国の守護人、ことに政務の⑩器用を挾ばるべき事。……

……以前十七箇条、大概斯くの如し。⑪是円、⑫主賣の余胤を受くると雖も、已に草野の⑬庸愚たり。忝くも政道治否の諮詢を蒙り、和漢古今の⑭訓誥を撫ふ所なり。方今諸国の⑮王戈未だ止まず。尤も⑯踞蹕有るべきか。……遠くは延喜・天曆兩聖の徳化を訪ひ、近くは義時・泰時父子の行状を以て、近代の師となす。

〔①幕府の所在地 ②京都 ③右近衛大将。源頼朝のこと ④鎌倉幕府の滅亡 ⑤車が転覆することで北条氏の失政をさす ⑥傾いてしまう危険性 ⑦派手に見栄を張ること ⑧奢侈 ⑨美しい衣服 ⑩能力ある者、熟練者のこと ⑪旧鎌倉幕府評定衆の中原(二階堂)是円 ⑫法律家の血を引く ⑬平凡で愚かなこと ⑭教え諭すこと ⑮戦争 ⑯身を慎むこと〕

Ⅳ 半済令－観応令－『建武以来追加』

一 寺社①本所領の事 ②観応三年七月廿四日
 ③諸国擾乱に依り、寺社の荒廢、①本所の④坐籠、近年倍增せり。而るに適静謐の国々も、武士の⑤濫吹未だ休まずと云々。
 ……次に近江・美濃・尾張三ヶ国①本所領半分の事、⑥兵糧料所として、当年一作、軍勢に預け置くべきの由、守護人等に相触れ
 訖んぬ。半分に於いては、宜しく①本所に分かち渡すべし。若し預人、⑦事を左右に寄せ、去渡さざれば、一円に①本所に返付
 すべし。
 [①荘園 ②1352 年 ③観応の擾乱 ④苦境 ⑤乱暴 ⑥兵糧米の徴収先として指定された所領 ⑦あれこれの言い訳をして]

Ⅳ 半済令－応安令－『建武以来追加』

一 寺社①本所領の事 ②応安元年六月十七日
 ③禁裏仙洞の御料所、④寺社二円の仏神領、⑤殿下渡領等、他に異なるの間、かつて半済の儀あるべからず、固く武士の妨を停
 止すべし。その外の諸国①本所領は、暫く⑥半分を相分けて下地を雑掌に沙汰し付け、向後の知行を全うせしむべし。
 [①一般の荘園 ②1368 年 ③皇室の荘園 ④寺社が地頭を置かずに支配している荘園 ⑤藤原氏の氏長者が世襲する荘園
 ⑥荘園の土地を半分に分け、その土地の半分の支配を雑務担当の雑掌にゆだね、今後の支配を守護が行う事実上の下地中分]

Ⅳ 南北朝の合一『吉田文書』

①御合体の事、連々②兼熙卿を以て申し合はせ候の処、入眼の条珍重に候。③三種神器鼎座有るべきの上は、④御讓国の儀
 式を為すべきの旨、其の意を得候。自今以後、⑤兩朝の御流⑥相代はりて御讓位治定せしめ候ひ畢んぬ。就中、諸国の⑦国衛は悉
 く皆御計たるべく候。⑧長講堂に於ては、諸国分は一円⑨持明院殿の御進止たるべく候。
 [①南北朝の合一 ②吉田(卜部)兼熙 ③皇位を象徴する鏡・剣・勾玉の三つの祭器 ④讓位。後龜山天皇から後小松天皇への
 讓位 ⑤南朝の大覚寺統と北朝の持明院統 ⑥兩統迭立 ⑦国衛領 ⑧長講堂領。長講堂は後白河法皇の持仏堂で、皇室領莊
 園はその名義になっていた ⑨後小松天皇]

[日明貿易] (P28 対応史料)

Ⅳ 日明貿易の開始①－足利義満の国書(1401)－『善隣国宝記』by 瑞溪周鳳

①日本准三后某、書を②大明皇帝陛下に上る。日本国開闢以来、③聘問を④上邦に通ぜざること無し。⑤某、幸にも⑥国鈞を乗
 り、海内に虞れ無し。特に⑦往古の規法に遵ひて、⑧肥童をして⑨祖阿に相副へしめ、好を通じて⑩方物を献ず。……
 [①太上太后・皇太后・皇后に準じた地位。足利義満のこと ②明の第二代皇帝惠帝(建文帝) ③諸侯が使者を遣わすこと ④
 中国 ⑤足利義満 ⑥国政 ⑦遣唐使の派遣 ⑧博多の商人 ⑨義満の側近 ⑩特産品]

Ⅳ 日明貿易の開始②－明の国書(1402)－『善隣国宝記』by 瑞溪周鳳

……茲①爾、日本国王源道義、心王室に存し、君を愛するの誠を懷き②波濤を踰越し、使を遣して来朝し、……③朕甚嘉す。
 ……今使者道義一如を遣し、④太統曆を班示し、⑤正朔を奉ぜしめ、⑥錦綺二十匹を賜う。……
 [①足利義満 ②海を越えて ③明の第二代皇帝惠帝(建文帝) ④明の暦 ⑤中国の暦のこと。中国の暦を用いることは明を宗
 主国として臣属することを意味する ⑥錦と綾絹]

回 二毛作『新編追加』

諸国の百姓、①田稻を刈取るの後、其の跡に麦を蒔く。田麦と号して、領主等件の麦の②所当を徴取すと云々。租税の法豈然るべけんや。自今以後田麦の③所当を取るべからず。宜しく農民の④依怙たるべし。此の旨を存じ、備後・備前兩國の御家人等に下知せしむべきの状、仰せに依て執達件の如し。

④文永元年四月廿六日

〔①二毛作のこと ②年貢米以外の雑税 ③収益 ④1264年〕

回 三毛作『老松堂日本行録』by 宋希璟

①阿麻沙只村に宿して日本を詠ふ

日本の農家は、秋に水田を耕して大小麦を種き、明年初夏に大小麦を刈りて②苗種を種き、秋初に稻を刈りて木麦を種き、冬初に木麦を刈りて大小麦を種く。一水田に一年三たび種く。及ち③川塞がれば則ち水田と為し、④川決すれば⑤田と為す。

〔①摂津国(兵庫県)尼崎 ②種の苗 ③川の水をせきとめて田に水を入れると ④川のせきをきって水を出すと ⑤陸田〕

回 撰銭令『蛭川家文書』

定 撰銭の事、①京銭・②打平等を限る

右、③唐銭に於ては、善悪をいとはず、④少瑕を求めず、悉く以て諸人相互に取り用ふべし。……

〔①南京銭。明から輸入された粗悪銭 ②小さい銭をうちあめた悪銭 ③宋・元・明銭 ④少しのきず〕

回 惣村一惣掟(村掟・地下掟)一『今堀日吉神社文書』

定 ①今堀地下掟の事 合 ②延徳元年十一月四日

一、③惣ヨリ屋敷數候て、村人ニテ無キ物置くへからさる事

一、惣の地ト私ノ地ト④サイメ相論は金ニテすますヘシ

〔①現在の滋賀県八日市市今堀町 ②1489年 ③村の自治組織 ④土地境界の争い〕

回 正長の土一揆(正長の徳政一揆)『大乘院日記目録』by 尋尊

(①正長元年)九月口日、一天下の②土民蜂起す。徳政と号し酒屋・土倉・③寺院等を破却せしめ、雑物等恣にこれを取り、④借錢等悉くこれを破る。⑤官領これを成敗す。凡そ亡国の⑥基、これに過ぐべからず。日本開百以来、土民の蜂起は是れ初めなり。

〔①1428年 ②一般庶民。支配者が見下した総称 ③祠堂銭などの高利貸をしていた ④借用証文 ⑤畠山満家 ⑥原因〕

回 私徳政の宣言『柳生の徳政碑文』

①正長元年ヨリサキ者②カンヘ四カンカウニ③ヲホメアルヘカラス

〔①1428年 ②神戸四ヶ郷 ③負債〕

回 播磨の土一揆『薩戒記』

(①正長二年正月二十九日)……或人曰はく。播磨国の土民、②旧冬の京辺の如く蜂起す。国中の侍を悉く攻むるの間、③諸庄園代加之④守護方の軍兵、彼らの為に或いは命を失ひ、或いは追落さる。一国の騒動希代の法なりと云々。凡そ土民、侍をして国中に在らしむべからざる所と云々。乱世の至なり。仍て⑤赤松入道発向し了んぬ者。

〔①1429年 ②正長の土一揆 ③国内の荘園代官 ④赤松満祐の治める守護方の兵士 ⑤播磨国守護赤松満祐〕

回 嘉吉の変(嘉吉の乱)『看聞御記』

(①嘉吉元年六月)廿五日、晴。昨日の儀粗聞く。一献両三献、猿樂初時分、内方どゞめく。②何事ぞと御尋ね有るに、雷鳴かなど③三条申さるるの処、御後の障子引あけて、武士数輩出て則ち、④公方を討ち申す。……⑤赤松落ち行き、追懸けて討つ人無し。未練誼ふ量り無し。諸大名同心か、其の意を得ざる事なり。所詮、赤松討たるべき御企露頭の間、遮って討ち申すと云々。自業自得果して無力の事か。⑥將軍此の如き犬死、古来其の例を聞かざる事なり。

〔①1441年 ②足利義教が尋ねた ③三条実雅 ④足利義教 ⑤赤松満祐 ⑥足利義教〕

四 嘉吉の土一揆(嘉吉の徳政一揆)『建内記』

(①嘉吉元年九月三日)…近日、②向^向邊^邊の土民蜂起す。土一揆と号し、御徳政と称して、借物を破り、③少分^{少分}を以て押して質物を請^請く。緯^緯④江州^{江州}より起る。…今日、法性寺の辺に此事有りて火災に及ぶ。侍^侍所多勢を以て防戦するも猶承引せず。……今土民等、⑤代始^{代始}に⑥此の沙汰は先例と称すと云々。言語道断の事なり。

(同十日)…今度土一揆蜂起の事、土蔵一衆まず⑦管領^{管領}に訴え千貫の賄賂を出す。

(同十四日)…定む、徳政の事。…右、⑧二国平均の沙汰たるべきの旨^旨、触れ仰せられ訖^訖ぬ。

[①1441年 ②四辺 ③少しの銭で質物を取り返す ④近江国 ⑤6代將軍足利義教から7代將軍足利義勝への代替わり ⑥正長の土一揆の時も、その年初めに4代將軍足利義持が病死したことがきっかけとなって起きた。それを先例だと称している ⑦細川持之 ⑧一国平均の徳政令]

四 応仁の乱(応仁・文明の乱)一政道の混乱一『応仁記』

①応仁^{ていじん}丁亥^{ていがい}ノ歳^{さい}、天下大ニ動乱シ、ソレヨリ永ク五畿七道悉ク乱ル。其起ヲ尋ルニ、尊氏將軍ノ七代目ノ將軍義政公ノ天下ノ成敗ヲ②有^あ道^{どう}ノ管領^{かんりやう}ニ任セズ、只③御台所^{ごだいしよ}、或ハ④香樹院^{かうじゆいん}、或ハ春日局^{かすひのつばね}ナド云、理非ヲモ弁エズ、⑤公事政道ヲモ知り給ワザル。⑥青女房^{あおにやうぼう}・⑦比丘尼達^{ひしうにだち}、計ラヒトシテ酒宴淫楽ノ紛レニ⑧申沙汰^{もうしした}セラレ、……嗚呼^{ああ}⑨鹿苑院殿^{ろくえんいん}御代ニ倉役四季ニカハリ、⑩普庵院殿^{ふあんいん}ノ御代ニ成、一年ニ二度カハリケル。⑪当御代臨時ノ倉役トテ、⑫太倉会^{たうかう}ノ有リシ十一月ハ九ヶ度、十二月ハ八ヶ度也。又彼借錢ヲ破ラントテ、前代未聞徳政ト云事ヲ⑬此御代^{このごだい}ニ十三ヶ度迄行^いレケレバ、⑭倉方^{くらかた}モ⑮地下方^{ちかた}ヘ皆絶ハテケリ。……

[①1467年 ②徳のある ③日野富子 ④香樹院・春日局とも政治に影響を与えた女性 ⑤裁判 ⑥香樹院のこと ⑦春日局のこと ⑧訴訟を取り次ぐ ⑨足利義満 ⑩足利義教 ⑪足利義政 ⑫大嘗祭 ⑬幕府御用の土倉 ⑭一般の土倉]

四 足輕の出現『樵談治要』by 一条兼良

一 足輕といふ者、長く停止せらるへき事

……①此たび^{このたび}はじめて出来れる足輕は、超過したる悪党也。其故は洛中・洛外の諸社・諸寺・②五山・十刹^{じっさつ}・公家・③門跡^{もんせき}の滅亡は、彼らが所行也。

[①応仁の乱 ②室町時代の臨濟宗の寺院格式制度 ③皇族・公家が住持する格式の高い寺院]

四 山城の国一揆『大乘院寺社雜事記』by 尋尊ら

(①文明十七年十二月十一日)一、今日山城国人集会す。同じく一國中の土民等群集す。今度②兩陣^{りうじん}の③時宜^{ときぎ}を申し定めんが為の故と云々。然るべきか、但し、又④下剋上^{げたくじやう}の至なり。

(同十七日)……自今以後に於いては両畠山方は国中に入るべからず。本所領共は各本の如くたるべし。⑤新関等一切これを立つべからずと云々。⑥珍重^{ちんじゆう}の事なり。

(文明十八年二月十三日)一、今日山城国人、⑦平等院^{びやうどういん}に会合す。⑧国中の掟法^{おきてのほう}猶以てこれを定むべしと云々。……

[①1485年 ②応仁の乱後も引き続き対立していた畠山義就軍と畠山政長軍 ③処理の判断 ④下剋上 ⑤新設の関所 ⑥めでたい ⑦平等院鳳凰堂 ⑧国掟]

四 加賀の一向一揆『蔭涼軒日録』

(①長享二年六月二十五日)……②今晨^{こんしん}、香厳院に於いて叔和西堂語りて云く、今月五日越前府中に行く。其れ以前③越前の合^あ力^{りき}勢^{せい}④賀州^{がしゅう}に赴く。然りと雖も、一揆衆二十万人、⑤富樫^{とみがし}が城を取り回く。故を以て、同九日城を攻め落さる。皆⑥生害^{せいがい}して、⑦富樫家の者二人これを取立つ。

[①1488年 ②今朝 ③足利義尚の派遣した朝倉氏の援軍 ④加賀国(石川県) ⑤高尾城 ⑥自害 ⑦富樫泰高]

四 加賀の一向一揆『実悟記拾遺』

①泰高^{たいかう}ヲ守護トシテヨリ、百姓トリ立テ富樫ニテ候アヒダ、百姓等ノウチツヨク成テ、近年ハ②百姓ノ持タル国ノヤウニナリ行キ候。

[①富樫泰高 ②約100年間、百姓による自治が続いた]

回 伊達氏の分国法『塵芥集』by 伊達植宗

一、百姓、地頭の①年貢所当相つとめず、他領へ罷り去る事、盗人の罪科たるべし。仍かの百姓②訛容のかたへ、申届くるのうへ、
③承引いたさず候はゞ、④格護候族同罪たるべきなり。
〔①年貢その他の負担 ②匿っているところ ③承知して引き受けること ④匿うこと〕

因 武田氏の分国法一喧嘩両成敗一『甲州法度之次第(信玄家法)』by 武田信玄

一、喧嘩の事、①是非に及ばず②成敗を加ふべし。但し取り懸ると雖も③堪忍せしむるの輩に於いては、罪科に処すべからず。
〔①理由のいかんを問わず ②処罰 ③堪えること。我慢すること〕

回 長宗我部氏の分国法一喧嘩両成敗一『長宗我部氏掟書(長宗我部元親百箇条)』by 長宗我部元親

一、喧嘩口論堅く停止の事、……此の旨に背き互に勝負に及ばば、①理非に寄らず双方②成敗すべし。
〔①理由のいかんを問わず ②処罰〕

因 今川氏の分国法一私婚の禁止一『今川仮名目録』by 今川氏親

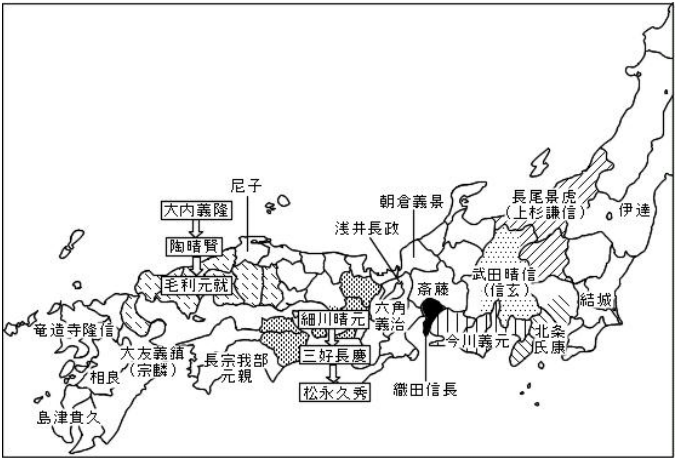
一、①駿遠兩國の輩、或②わたくしとして他国より嫁を取、或婿に取、娘をつかはす事、自今以後之を停止し畢ぬ。
〔①駿河・遠江の両国 ②今川氏の許可を得ないで勝手に〕

因 朝倉氏の分国法一家臣の城下町集住一『朝倉孝景条々(朝倉敏景十七箇条)』by 朝倉孝景(朝倉敏景)

一、朝倉が館之外、国内□城郭を構へさせまじく候。①惣別②分限あらん者、一乗谷へ引越、郷村には代官ばかり置かる可き事。
〔①総じて ②禄高の多い有力な家臣〕

〔戦国大名の勢力図・分国法・出自〕（P33 対応地図）

※は家訓(子孫や家臣の心構えを説いた訓戒)



分国法(家法)	制定年
朝倉孝景条々(朝倉敏景十七箇条)※	1479～1481 年
相良氏法度(相良家法度)	1493～1555 年
大内氏掟書(大内家壁書)	1495 年頃
早雲寺殿二十一箇条※	不明
今川仮名目録	1526 年
今川仮名目録追加	1553 年
塵芥集(伊達氏)	1536 年
甲州法度之次第(信玄家法)(武田氏)	1547 年
結城氏新法度(結城家法度)	1556 年
新加制式(三好氏)	1562～1573 年
六角氏式目(義治式目)	1567 年
長宗我部氏掟書(長宗我部元親百箇条)	1596 年

出自	代表的な戦国大名
守護大名	細川氏(摂津・阿波)・結城氏(下野)・今川氏(駿河)・武田氏(甲斐)・六角氏(南近江)・大内氏(周防)・大友氏(豊後)・島津氏(薩摩)
守護代	長尾氏(越後)・朝倉氏(越前)・織田氏(尾張)・斎藤氏(長井規秀が継ぎ斎藤道三となる)(美濃)・尼子氏(出雲)・陶氏(周防)・三好氏(阿波)
国人	伊達氏(陸奥)・浅井氏(北近江)・松平氏(徳川氏)(三河)・毛利氏(安芸)・長宗我部氏(土佐)・龍造寺氏(肥前)・相良氏(肥後)
不明	北条氏(相模)・斎藤氏(美濃) ※近年の研究では、後北条氏は室町幕府政所執事の伊勢氏を出自とする説が有力

〔1543年 ②種子島の港 ③中国船 ④容貌・服装が似ていない ⑤ポルトガルの商人 ⑥フランシスコ・ゼイモト ⑦キリシタとアントニオ・ダ・モタ ⑧中は空洞で外はまっすぐ ⑨種子島の島主種子島時堯 ⑩鉄砲を二挺購入 ⑪家宝〕

〔①マリア昇天日(太陽暦八月十五日) ②ザビエルを案内したヤジローの洗礼名 ③フランシスコ=ザビエルの到着〕

〔①堺 ②イタリアの自由都市。ベネチアともいう ③36人の会合衆〕

〔1571 年 ②比叡山 ③近江坂本の日吉(山王)神社の本宮・摂社・末社をあわせた二十一社 ②一屋も残さず ③織田信長が
焼き打ちを行った〕

〔①安土山の下の城下町 ②安土 ③新儀商人の営業を認めて自由な市場にすること ④座の特権や座役 ⑤棟別銭・兵糧米などの課役 ⑥いろいろな名目の雑税 ⑦中山道のこと ⑧上りは京都へ行くこと。下りは京都から来ること ⑨立ち寄って宿泊する ⑩免除する理由は、徳政令が商業の発展を阻害し町民を不安に陥れるため ⑪馬を売買する商人 ⑫1577年〕

〔①1580年 ②大和国 ③大和国土着の豪族で興福寺の衆徒として勢力をはった ④指出検地。所領の台帳やその写しを差し出すので指出と称した ⑤慎重に考えねばならない〕

Ⅳ バテレン追放令『松浦文書』

- 一、日本は神国たる処、①きりしたん国より②邪法を受け候儀、太以て然るべからず候事。
- 一、其国部の者を近付け、③門徒になし、④神社仏閣を打破の由、前代未聞に候。国部⑤在所知行等給人に下され候儀は⑥当座の事に候。……
- 一、⑦伴天連⑧其知恵の法を以て、心ざし次第⑨檀那を持ち候と⑩思召され候へハ、右の如く⑪且域の仏法を相破る事曲事に候条、⑦伴天連儀日本の地ニハおかせられ間敷候間、今日より⑫廿日の間ニ用意仕り、帰国すべく候。……
- 一、⑬黒船の儀ハ商売の事に候間、⑭各別に候の条、年月を経、諸事売買いたすべき事。

⑭天正十五年六月十九日

[①ポルトガル・イスパニア両国 ②キリスト教 ③信徒 ④バテレン追放令(宣教師追放令)が出された背景。宣教師が寺院や神社を破壊していること・ポルトガル人の商人が日本人を奴隷として外国人に売買していること・大村純忠がイエズス会に長崎を寄進したことが挙げられる ⑤村 ⑥しばらくの間のこと ⑦宣教師 ⑧キリスト教の教義と自然科学や医学の知識 ⑨信者 ⑩秀吉がお思いになった ⑪日本 ⑫ポルトガル船・イスパニア船 ⑬それとは別(南蛮貿易に関しては特別に継続する) ⑭1587年]

Ⅳ 刀狩令『小早川家文書』

- 一、諸国百姓、刀、脇指、弓、やり、てつはう、其外武具のたぐひ所持候事、堅く御停止候。其①子細は、入らざる道具をあひたくはへ、年貢・②所当を難渋せしめ、③自然、一揆を企て、④給人にたいし非儀の動をなすやから、勿論御成敗有るべし。然れば、其所の田畠不作せしめ、知行ついでになり候の間、其⑤国主、④給人、代官として、右武具悉く取りあつめ、進上致すべき事。
- 一、右取をかるべき刀、脇指、ついでにさせらるべき儀にあらず候の間、今度⑥太仏御建立の釘、かすかひに仰せ付けらるべし。然れば、今生の儀は申すに及ばず、来世までも百姓たすかる儀に候。
- 一、百姓は農具さへもち、耕作専に仕候へハ、子々孫々まで長久に候。百姓御あはれミをもって、此の如く仰せ出され。誠に国土安全万民快樂の基也。……

⑦天正十六年七月八日 (秀吉朱印)

[①理由 ②年貢以外の雑税 ③もしも ④土地の小領主 ⑤大名 ⑥京都方広寺の大仏殿建立 ⑦1588年]

Ⅳ 身分統制令『小早川家文書』

- 一、①奉公人、②侍・③中間・④小者・⑤あらし子に至る迄、⑥去七月⑦奥州江御出勢より以後、新儀ニ町人百姓ニ成候者之在らば、其町中⑧地下人として相改、一切をくべからず。若かくし置ニ付てハ、其一町一在所御成敗を加へらるべき事。……

⑧天正十九年八月廿一日 (秀吉朱印)

[①武家奉公人。以下の「侍・中間・小者・あらし子(身分上これらは全て武士として扱われる)」の総称。 ②武士に仕える若党などの従者。一応武士身分に属する ③武士より下級の雑卒 ④武家で雑用に使われた者 ⑤戦場での雑役に従事した武家の使用人の最下級の者 ⑥1590年 ⑦秀吉の奥州の伊達政宗平定のための出兵 ⑧百姓 ⑨1591年]

Ⅳ 人掃令『吉川家文書』

急度申し候

- 一、①当関白様従り六十六ヶ国へ②人掃の儀仰せ出され候の事。……
- 一、家数、人数、男女、老若共ニ一村切ニ書付けらるべき事。

③天正十九年三月六日

[①豊臣秀次。前関白は秀吉をさすが、当関白は秀次をさす ②戸口調査のこと ③1591年。1592年の誤りと考えられている]

Ⅳ 朝鮮出兵の目的『前田家文書』

- 一、①殿下陣用意、油断有るべからず候。来年正二月比、進発為るべき事。
- 一、②高麗都、去二日落去候。然る間弼急度御渡海成され、此度大明国迄も残らず仰せ付けられ、大唐の関白職御渡し成さるべく候事。
- 一、③大唐の都へ④觀慮うつし申すべく候。其の用意有るべく候。明後年行幸たるべく候。……

⑤天正二十年五月十八日 (秀吉朱印)

[①豊臣秀次。殿下とは関白を呼ぶ語 ②李氏朝鮮の都。漢城。現在のソウル ③明の都。北京。唐は中国をさす一般名詞 ④天皇。後陽成天皇のこと ⑤1592年]

回 太閤検地①－検地の強行－『浅野家文書』

一、仰せ出され候趣、①国人并百姓共ニ合点行き候様ニ能々申聞かすべく候。②自然③相届かざる覚悟の輩之れあるに於ては、城主にて候ハバ、其もの城へ追入れ、各相談じ、一人も残置かず、④なでぎりに申し付くべく候。百姓以下ニ至るまで相届かざるニ付てハ、一郷も二郷も悉く④なでぎりに仕るべく候。六十余州堅く仰せ付けられ、出羽・奥州迄さうニハさせらる間敷候。たとへ⑤亡所ニ成り候ても苦しからず候間、⑥其意を得べく候。……自然各⑦退屈するに於ては、⑧関白殿御自身御座成され候ても、仰せつけらるべく候。急与此返事然るべく候也。

(⑨天正十八年)八月十二日 秀吉朱印 ⑩浅野弾正少弼どのへ

〔①地侍 ②もしも ③不服従の者 ④皆殺し(切り捨て) ⑤耕作者がいなくなって荒れ果ててしまった土地 ⑥そのつもりでやるように ⑦怠ける ⑧豊臣秀吉 ⑨1590年 ⑩浅野長政(五奉行の一人)〕

回 太閤検地②－検地の方法－『西福寺文書』

右今度御検地を以て相定むる条々

- 一、①六尺三寸の棹を以て、②五間六拾間、③三百歩壹反ニ相極むる事。
- 一、田畠并④在所の上中下見届け、⑤斗代相定むる事。
- 一、⑥口米壹石ニ付いて式升宛、其外役夫一切出すべからざる事。
- 一、⑦京升を以て年貢を⑧納所致すべく候。売買も同じ升たるべき事。

⑨慶長三年七月十八日

〔①六尺三寸＝一間 ②5間×60間＝300歩 ③300歩＝1段(反) ④村のことだが、ここでは屋敷地のこと ⑤石盛 ⑥年貢以外の付加税(雑税) ⑦京枡。戦国時代に京都で使用された枡。江戸時代から全国標準となった ⑧納入 ⑨1598年〕

一、^①文武^{ぶんぶ}弓馬^{きうば}ノ道、専^{せん}ラ相嗜^{あいした}ムベキ事。

一、^②法度^{はつと}ニ背ク輩^{ぐわい}、国々ニ隠シ置クベカラザル事。……

一、^③諸国^{しよこく}ノ居城^{きじやう}修補^{しゆふ}ヲ為^{いた}スト雖モ、必^{かならず}ズ言^い上^{じやう}スベシ。況^{いは}ンヤ^い^④新儀^{しんぎ}ノ構^{かま}宮^{みや}堅^{かた}ク停止^{ていし}令^{しやう}ムル事。……

一、隣^{りん}国^{こく}ニ於^おテ^⑤新儀^{しんぎ}ヲ企^{くわだ}テ徒^と党^{たう}ヲ結^{むす}ブ者^{もの}之^の有^あバ、早^{はや}ク言^い上^{じやう}致^{いた}スベキ事。

一、^⑥私^{わたくし}ニ婚^{こん}姻^{いん}ヲ締^ひブベカラザル事。……

一、諸大名^{しよだいめい}^⑦参勤^{さんきん}作^{さく}法^{ぽう}ノ事。……

一、諸国^{しよこく}諸^{しよ}侍^{じやくざい}、儉^{けん}約^{やく}ヲ用^{もち}ヒラルベキ事。……

一、①文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事。
 一、②大名小名、③在江戸々々、相定ムル所也。毎歳④夏四月中参勤致スベシ。……
 一、⑤五百石積以上ノ船停止ノ事。
 一、私の関所、新法の⑥津留、制禁の事。

一、①**丕子**諸もろ芸げい能のうの事、第一御學問也。……

一、②**攝家**為なりと雖も、其③**器用**無なきは、④**三公**・撰せん關かんに任ぜらるべからず。況いはんや其外そのほかをや。

一、⑤**武家**の**官位**は、公家当官の外為るべき事。

一、⑥**改元**、漢朝の年号の内、吉例を以て相定むべし。……

一、⑦**紫衣**の寺住持職⑧**先規**希有の事也。近年猥みだりに勅許みづかの事、且は⑨**臈次**を乱し、且は官寺を汚けがし、甚はなはだ然るべからず。向後きょうごに於ては、其器用を撰せんび、……申し沙汰有るべき事。

①～⑮は将軍の就任順，(数字)は天皇の即位順を示す
[]は御三家，< >は御三卿，——は養子関係を示す

㊦ 諸宗寺院法度『御当家令条』

一、諸宗^①法式、相^{あひ}乱^{みだ}すべからず、若^も不行^な儀^ぎの輩^{たぐひ}之^の有^あるに於^おては、急^{いそ}度^ど沙汰^{さた}に及^{およ}ぶべき事。
一、一宗^{いっしゅう}法式を存^{ぞん}ぜざるの僧侶^{そうりふ}、寺院^{いん}住持^{ぢうぢ}為^なるべからざる事。

③寛文五年七月十一日

〔①掟 ②住職 ③1665 年〕

㊦ 田畑勝手作の禁令『御触書寛保集成』

一、①来年より②御料私領共に本田畑にたばこ作申間敷旨、仰せ出され候。
一、③田方に木綿作り申す間敷事。
一、田畑共に、油の用として菜種作り申す間敷事。

〔①1644 年。この法令は 1643 年 8 月 26 日付で出されている ②幕領と大名領 ③水田〕

㊦ 田畑永代売買の禁令『徳川禁令考』

一、①身上能き百姓は田地を買取り、弥宜しく成り、②身軀成らざる者は田畠③沽却せしめ、猶々身上成るべからざるの間、
④向後田畠売買停止たるべき事。

⑤寛永二十年未三月

〔①暮らし向き ②生活の苦しい者 ③売却 ④今後の田畑の売買を禁止する ⑤1643 年〕

㊦ 慶安の触書『教令類纂』

一、朝起きを致し、朝草を刈、昼は田畑耕作にかゝり、晩ニハ繩をなひ、①たハらゝをあみ、何ニてもそれぞれの仕事、油断無く仕
るべき事。

一、酒・茶を買②のミ申間敷候。妻子同前の事。
一、百姓は、衣類の儀、③布・木綿より外は帯・衣裏にも仕る間敷事。
一、たばこ④のミ申間敷候。是ハ食にも成らず、⑤結句以来、煩ニ成ものニ候。……

右の如くニ物毎念を入れ、⑥身持をかせぎ申べく候。……年貢さへすまし候得ば、百姓程心易きものハ之無く、よくよく此
趣^{おもむ}を心がけ、子々孫々迄^{きざん}申伝へ、能々身持をかせぎ申すべきもの也。

⑦慶安二年丑二月廿六日

〔①俵 ②飲む ③麻布 ④吸う ⑤結局は ⑥身上をあげるように稼ぐ ⑦1649 年〕

㊦ 分地制限令一寛文十三年令(1673 年令)一『憲教類典』

一 名主、百姓、各田畑持候^{おもち}太積^{たいせき}り、名主式拾石以上、百姓は拾石以上、それより内ニ持候者は石高限りに分け申間敷旨御公
儀様より仰せ渡され候間、今^{いま}以後其旨堅く相守り申すべき旨仰せ付けられ畏奉り候。若^も相背^{あひそみ}申し候ハバ、何様の②曲事^{まがこと}ニも
仰せ付けらるべく候事。

〔①おおよその見積もり ②処罰〕

㊦ 分地制限令改正一正徳三年令(1713 年令)一『新選憲法秘録』

一田畑配分の儀御書付
高拾石 地面壹町

右の定より少く分ケ候儀停止たり。尤^{もつと}方分ニ限らず、残り高も此定より少し残べからず。然ル上は式拾石地面式町より少き
田地持ち、子供を初め諸親類の内江、田地配分相成らず候間、①厄介人^{えきがいじん}有る者ハ、②在所^{かゝる}ニて耕作の働ニて③渡世^{わたせ}致させ、或は相
応の④奉公^{ほうこう}ニ差し出すべき事。

〔①次男・三男などの家長の被扶養者 ②農村 ③生計をたてる ④都市の商人や富裕な農民のもとへ働きに出すこと〕

㊦ 為政者の農民観

(江戸初期) 徳川家康 ……①東照宮上意に、「郷村の百姓共は死なぬ様に、生ぬ様に」と… (『②昇平夜話』)
(江戸初期) ③本多正信 ……百姓は財の余らぬやうに不足なきやうに治むること道なり (『④本佐録』)
(江戸中期) ⑤神尾春央 ……胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり (『⑥西域物語』)

〔①徳川家康 ②高野常道が著したと伝わる ③家康の側近 ④本多正信が著したと伝える政治教訓書 ⑤享保の改革期の勘
定奉行。老中松平乗邑によって拔擢され、年貢増徴策を推進し、幕府の財政収入を急増させた ⑥本多利明の著した経世書〕

Ⅳ 糸割符制度『糸割符由緒書』

①黒船着岸の時、定置②年寄共、③糸のねいたさざる以前、諸商人長崎へ入るべからず候。糸の値相定候上は、万望次第に商売致すべき者也。④慶長九辰年五月三日

右の節、⑤御定の題糸高

京 百丸、 堺 百式拾丸、 長崎 百丸

〔①ここではポルトガル船のこと ②糸割符仲間を管理した商人。糸年寄のこと ③中国産生糸 ④1604 年 ⑤分配率のこと〕

Ⅳ 朱印船貿易『長崎実録大成』

一、①文禄ノ初年より長崎、京都、堺ノ者御朱印を頂戴して、②占南、③東京、④占城、⑤柬埔寨、⑥六昆、⑦太泥、⑧暹羅、台湾、⑨呂宋、⑩阿媽港等ニ商売として渡海する事御免之有り。……

〔①1592 年 ②ベトナム南部の安南 ③ベトナム北部のハノイ付近 ④ベトナム南部 ⑤カンボジア ⑥タイの一部、アユタヤ 日本町の長から山田長政がその太守となった ⑦マライ半島東岸中部の港 ⑧タイ ⑨フィリピンのルソン島 ⑩マカオ〕

Ⅳ イギリス船の来航『異国日記』

一、いきりすより日本へ、今度初めて渡海の船、万①商売方の儀、相違無く仕るべく候。渡海仕るに付てハ、②諸役免許せしむべき事。

一、③江戸に於て望の所ニ屢敷之を遣すべき間、…

④慶長十八年八月廿八日

〔①貿易 ②関税 ③イギリス商館は江戸に設置予定だったが、実際は平戸に置かれた ④1613 年〕

Ⅳ 寛永十年(1633 年)鎖国令一奉書船以外の渡航禁止一『武家厳制録』

一、異国え①奉書船の外、舟遣すの儀、堅く停止の事。

一、奉書舟の外、日本人異国へ遣し申す間敷候。……

一、異国え渡り住宅仕り之有る日本人来り候は、死罪に申し付くべく候。但、是非に及ばざる②仕合之有りて、異国ニ逗留いたし、五年より内ニ罷帰り候者ハ、③穿鑿を遂げ、日本にとり申すべきに付きてハ御免、併異国え亦立帰るべきにおゐては、死罪に申し付くべき事。

一、異国舟につみ来り候④白糸、直段を立候て、残らず⑤五ヶ所へ⑥割符仕るべきの事。

⑦寛永十年二月廿八日

〔①従来の朱印状の他に、老中に出した許可状である奉書を携えた貿易船 ②やむをえない理由 ③取り調べ ④中国産の上質の生糸 ⑤長崎・堺・京都・江戸・大坂の 5 カ所 ⑥分配 ⑦1633 年〕

Ⅳ 寛永十二年(1635 年)鎖国令一日本人の渡航禁止一『教令類纂』

一、異国え日本の船遣すの儀、堅く停止の事。

一、異国え渡り住宅仕り之有る日本人来り候ハ、死罪申し付くべき事。

①寛永十二年

〔①1635 年〕

Ⅳ 寛永十三年(1636 年)鎖国令一南蛮人子孫の追放一『徳川禁考令』

一、①南蛮人の子孫残し置かず、詳ニ堅く申し付くべき事。

〔①ポルトガル人の子孫〕

Ⅳ 寛永十六年(1639 年)鎖国令一ポルトガル船の来航禁止一『御当家令条』

一、日本国御制禁成され候吉利支丹宗門の儀、其趣を存知ながら、彼の法を弘むるの者、今に①密々差渡るの事。

一、宗門の族、徒党を結び、②邪儀を企つれば、則御誹罰の事。

一、伴天連同宗旨の者隠れ居所え、③彼の国よりつゝけの物送り与ふる事。

右茲に因り、自今以後、④かれうた渡海の儀、之を停止せられ訖。此上若し差渡るニおゐてハ、其船を破却し、并乗来る者速に斬罪に処せらるべきの旨、仰せ出さる者也。仍執達件の如し。

⑤寛永十六年卯七月五日

〔①密かに日本にやってくる。密航のこと ②悪いことを企む。具体的には島原の乱のこと ③ポルトガル ④ポルトガル船のこと ⑤1639 年〕

回 末期養子の禁の緩和『御触書寛保集成』

一 ①跡目の儀、養子は②存生の内③言上を致すべし。④末期に及び之を申すと雖も、之を用うべからず。然りと雖も、其父五拾以下の輩は末期為りと雖も、其⑤品に依り之を立つべし。拾七歳以下のもの養子を致すに於ては、⑥吟味の上許容すべし。

⑦寛文三年八月五日

〔①跡継ぎ ②生前 ③幕府に届ける ④死の直前 ⑤種類によっては ⑥よく調べた上 ⑦1663 年。末期養子の禁は 3 度緩和されており、1651 年の際には 17 歳以上 50 歳未満までの者に末期養子を認めたが、17 歳以下 50 歳以上の場合認めなかった。しかし、家綱時の 1663 年武家諸法度の発布に伴い、17 歳以下の場合には吟味の上認めるように改訂された。その後、綱吉時の 1683 年武家諸法度発布により、50 歳以上の場合にも吟味の上、末期養子を認めるように改訂された〕

回 武家諸法度一天和令一『御触書寛保集成』

一、文武忠孝を励し、礼儀を正すべきの事。

一、養子は同姓相応の者を撰び、若之無きにおゐては、由緒を正し、①存生の内②言上致すべし。五拾以上十七以下の輩③末期に及び養子致すと雖も、④吟味の上之を立つべし。縦、実子と雖も筋目違たる儀、之を立つべからざる事。

附、⑤殉死の儀、弥制禁せしむる事。

⑥天和三年七月廿五日

〔①生前 ②幕府に届ける ③死の直前 ④よく調べた上 ⑤主人の死に際して、家臣も自殺して死後も主人に奉仕すること ⑥1683 年〕

回 生類憐みの令『御当家令条』

生類憐愍の儀、前々より仰せ出され候処、下々にて左様之無く、①頃旦疵付候犬共度々之有り、不届の室に候。向後②疵付候犬共手筋候て、脇より露頭致候ハ、③一町の越度たるべし。并④辻番人の内に隠し置きあらはるゝにおゐてハ、⑤相組中越度たるべき事。

〔①この頃 ②犬を傷つけたことが、他に知れないように手段を講じた上で、後からその事実が露見したなら ③当事者の居住する町内全体 ④1629 年辻斬り防止のため大名や旗本が武家屋敷の辻(十字路)に設けた番人 ⑤辻番の費用を負担するために武家などによって構成される組のこと〕

回 元禄の貨幣改鑄『折りたく柴の記』by 新井白石

今①重秀が議り申す所は、②御料すべて四百萬石、歳々に納めらるゝ所の金は凡ソ七十六七萬兩余。……されば、今国財の足らざる所、凡ソ百七、八十萬兩に余れり。…しかるに、只今、③御蔵にある所の金、わづかに三十七萬兩にすぎず。…④煎代の御時、歳ごとに其出る所の入所に倍増して、国財すでにつまづきしを以て⑤元禄八年の九月より⑥金銀の製を改造らる。これより此かた、歳々に収められし所の⑦公利、総計金凡ソ五百万兩、これを以てつねにその足らざる所を補ひしに、同き十六年の冬、⑧大地震によりて傾き壊れし所々を修治せらるゝに至て、彼歳々に収められし所の⑦公利も忽につきぬ。

〔①勘定奉行荻原重秀 ②天領(幕領) ③幕府の御蔵金 ④5 代將軍徳川綱吉 ⑤1695 年 ⑥元禄小判の鑄造 ⑦悪貨改鑄による差額の利益。出目のことをさす ⑧南関東大地震。江戸に大被害を及ぼした〕

回 海舶互市新例『教令類纂』

一、①唐人方商売の法、凡一年の船数、②口船③奥船合せて三拾艘、凡て銀高六千貫目に限り、其内④銅三百萬斤を相渡すべき事。

一、阿蘭陀人商売の法、凡一年の船数貳艘、凡て銀高三千貫目に限り、其内銅百五十萬斤を渡すべき事。……

⑤正徳五年正月十一日

〔①中国人 ②中国本土からの中国船 ③東南アジア諸地域から廻航する中国船 ④一斤は 160 匁。600 グラム ⑤1715 年〕

回 貨幣経済の浸透『政談』by 荻生徂徠

……①当時ハ②旅宿ノ境界ナル故、金無テハナラヌ故、米ヲ売テ金ニシテ、商人ヨリ物ヲ買ヒテ日々送ルコトナレバ商人主ト成テ武家ハ客也。故ニ③諸色ノ直段、武家ノ心儘ニナラスコト也。武家皆④知行所ニ住スル時ハ、米ヲ売ラズニ事スム故、商人米ヲ欲シガルコトナレバ、武家主ト成テ商人客也。サレバ諸色ノ直段ハ武家ノ心儘ニ成ル事也。是レ皆⑤点聖人ノ⑦広太甚深ナル智慧ヨリ出タル⑧万古不易ノ掟也。

〔①この頃。享保の頃 ②旅宿先にいるような不安定な境遇 ③様々な物品 ④思い通りにならない ⑤領地 ⑥中国の聖人 ⑦広く深い ⑧永久に変わらない〕

Ⅳ 上米『御触書寛保集成』

御旗本ニ召し置かれ候御家人、御代々段々相増し候。①御蔵入高も先規よりハ多く候得共、②御切米御扶持方、其外③表立ち候御用筋の渡方ニ引合候ては、④畢竟年々不足の事ニ候。……⑤今年ニ至て御切米等も相渡し難く、⑥御仕置筋の⑦御用も⑧御手支の事ニ候。それニ付、御代々御沙汰之無き事ニ候得共、⑨万石以上の面々より⑩八木差し上げ候様ニ仰せ付けらるべしと思召し、左候ハねば、御家人の内数百人、⑪御扶持を召放さるべきより外は之無く候故、御恥辱を顧みられず仰せ出され候。高者万石ニ付八木百石積み差上げらるべく候。……之に依り、⑫在江戸半年充御免成され候間、緩々休息いたし候様ニ仰せ出され候。

〔①天領からの貢租収入 ②幕府の蔵入米から旗本・御家人に支給される俸禄 ③經常支出の支払高と比べれば ④結局 ⑤1722 年 ⑥一般行政関係 ⑦費用 ⑧差しかえる ⑨1 万石以上の石高のある大名 ⑩米のこと。「米」の字を分解すると「八」と「木」になる ⑪幕府の蔵米から支給される俸禄 ⑫参勤交代での江戸滞在期間を半年に免除する〕

Ⅳ 新田開発の高札『御触書寛保集成』

一、諸国御料所又は私領と入組候場所にて、新田ニ成るべき場所之有るに於てハ、其所の御代官、地頭并百姓申し談じ、何も②得心の上新田取立候③仕形、④委細絵図・書付ニしるし、五畿内は京都町奉行所、西国・中国筋ハ大坂町奉行所、北国筋・関八州ハ江戸町奉行所へ願出づべく候。

〔①天領(幕領) ②納得 ③方法 ④詳細〕

Ⅳ 足高の制『御触書寛保集成』

①諸役人役柄に应ぜざる②小身の面々、前々より御③役料定め置かれ下され候処、知行の④高下之有る故、今迄定め置かれ候御役料にてハ、小身の者御奉公統兼申すべく候。之に依り、今度御吟味之有り、役柄により其場所不相応ニ小身にて御役勤候者ハ、御役勤候内御⑤足高仰せ付けられ、御役料増減之有り。別紙の通り相極候。此旨申し渡すべき旨仰せ出され候。……

⑥三千石より内ハ

三千石の高ニ成し下さるべく候

大目付・町奉行・御勘定奉行

〔①旗本・御家人 ②役職を勤めるのに不相応に禄高の低い者 ③在職中、加増された手当て ④禄高の多い者と少ない者 ⑤役高に達しない家禄の者に在職中のみ不足分を支払う ⑥大目付・町奉行・勘定奉行の基準家禄。家禄が 3000 石に達しない者がこれらの職に就いた場合、不足分の足高の支給を受けた〕

Ⅳ 金肥(購入肥料)の普及『民間省要』by 田中丘隅

……近年段々①新田新発に成尽して、草一本をば毛を抜ごとく大切にしても、年中田地へ入るゝ程の②秣はたくはへ兼ねる村々之有り、古しへより③秣の馬屋ごへにて耕作を済したるが、段々④金を出して色々の糞しを買事⑤世上に専ら多し。……

〔①新田を開発できるところは開発しつつして ②馬・牛などの飼料とする草ばかりでなく刈敷をふくむ ③金肥 ④世間〕

Ⅳ 相对済し令『御触書寛保集成』

近年①金銀出入段々多く成り、②評定所寄合の節も此儀を専ら取扱い、③公事訴訟ハ④末に罷成、評定の本旨を失ひ候。借金銀・⑤買懸り等の儀ハ、人々⑥相对の上の事ニ候得ば、自今は⑦三奉行所にて⑧済口の取扱い致す間敷候。併 欲心を以て事を⑨巧み候出入ハ、不届を糾明いたし、御仕置申し付くべく候。……

〔①金銭貸借関係の訴訟。金公事という ②老中・三奉行などで構成される政務・訴訟を採決する最高機関 ③一般の訴訟 ④取り扱いがおろそかになる ⑤ツケで買うこと ⑥訴訟当事者間の話し合い ⑦寺社奉行・勘定奉行・町奉行の三奉行 ⑧訴訟の調停 ⑨企てる〕

Ⅳ 公事方御定書『徳川禁考令』

盗人御仕置の事(第五十六条)

一、人を殺し盗いたし候もの

引廻の上 獄門

一、追剥いたし候もの

獄門

Ⅳ 享保の改革への風刺『享保世話』

上げ米といへ上げ米は氣にいらず 金納ならば①しじうくろふぞ

〔①1 万石につき 100 石の上米は、金納ならば四十九両となる。これを「始終苦勞」とかけている〕

回 田沼政治への風刺

役人の子は①にぎにぎをよく覚え

年号は②安永と替れども③諸色高直いまに④明和九

⑤浅間しや富士より高き米相場 火のふる江戸に砂の降とハ

〔①賄賂のことを指している ②明和から安永に元号が替わった。「安永」の元号とかけている ③諸物物価 ④安永元年＝明和九年。「迷惑」と「明和」の元号をかけている ⑤「あさまし」と浅間山噴火(1783)をかけている〕

[寛政の改革] (P50 対応史料)

回 棄捐令『御触書天保集成』

此度①御蔵米取御旗本、御家人②勝手向御救のため、③蔵宿借金仕法御改正仰せ出され候事。

一、御旗本御家人、③蔵宿共より借入金利足の儀は、④向後⑤金壹兩二付銀六分宛の積り、⑥利下げ申渡候間、借り方の儀ハ、是迄の通③蔵宿と⑦相対に致すべき事。……

一、旧来の借金は勿論、六ヶ年以前⑧辰年まで二借請候⑨金子は、⑩古借新借の差別なく、⑪棄捐の積り相心得べき事。……

〔①浅草蔵前より俸禄米を支給される武士 ②生計 ③札差 ④今後は ⑤1ヶ月金1両につき銀6分ずつという1%の利息 ⑥利子の引下げ ⑦当事者間の話し合い ⑧1784年 ⑨借金 ⑩古い借金、新しい借金 ⑪債権の破棄〕

回 困米『御触書天保集成』

近年御①物入相重なり候上、②凶作等打続き、③御手当・御救筋莫大に及び候に付、追々御俸約の儀仰せ出され候得共、④天下の御備、御手薄ニこれ有り候ては相済まざる儀ニ思召し候。之に依り、享保の御例を以て上納米も仰せ付らるべく候……然しながら広大の御備の儀ニ候得ば、⑤当時の御俸約のミを以て、其手当ニ仰せ付けらるべき様もこれ無く候間、高老万石に付、五十石の割合を以て、米⑥戌年より⑦寅年迄五ヶ年の間、⑧厘々⑨領島ニ⑩困穀いたし候様ニ仰せ出され候。

〔①幕府の支出 ②天明の飢饉 ③飢えた民衆の救済のための支出 ④備荒貯蓄 ⑤現在 ⑥1790年 ⑦1794年 ⑧諸大名がそれぞれ ⑨領地 ⑩困米〕

回 旧里帰農令『御触書天保集成』

①在方より②当地え③出居候者、故郷え立帰度存じ候得共、④路用金調難く候か、立帰候ても⑤衣食、農具代など差支候ものは、町役人⑥差添願出づべく候。⑦吟味の上夫々御手下さるべく候。……

〔①農村 ②江戸 ③離村し江戸に流入すること ④旅費 ⑤食料 ⑥介添え。付き添って世話をする ⑦審査〕

回 寛政異学の禁『憲法類集』

①林太学頭江

②朱学の儀は、③慶長以来御代々御信用の御事にて、已ニ④其方家代々右学風維持の事仰せ付け置かれ候儀ニ候得共、油断無く⑤正学励、門人共取立申すべき筈に候。然処近來世上⑥種々新規の説をなし、⑦異学流行、風俗を破り候類之有り、全く⑧正学衰微の故ニ候哉、甚だ相済まざる事ニて候。其方門人共の内にも右体の學術純正ならざるも、折節は之有る様ニも相聞え、如何ニ候。此度⑨聖堂緒取締厳重に仰せ付けられ、⑩柴野彦助、⑪岡田清助儀も⑫右御用仰せ付けられ候事に候得ば、能々此旨申し談じ、急度門人共異学相禁じ、猶又、自門に限らず他門ニ申し合せ、⑬正学講義致し、人材取立候様相心掛申すべく候事。

〔①大学頭林信敬 ②朱子学 ③徳川家康が林羅山を登用した 1605(慶長 10)年 ④林家 ⑤朱子学のこと ⑥新学説。すなわち古学・陽明学・折衷学など ⑦朱子学以外の儒学の学派を異学であるとした ⑧聖堂学問所 ⑨柴野栗山 ⑩岡田寒泉 ⑪右の御用。聖堂に属する儒官に登用されたこと ⑫講義・研究〕

回 寛政の改革への風刺

世の中に①蚊ほどうるさきものはなし ②ぶんぶといふて夜るもねられず

③白河の清きに魚のすみかねて もとの濁りの④田沼恋しき

〔①「かほど(これほど)」とかけている ②松平定信が奨励した「文武の奨励」とかけている ③松平定信は白河藩主 ④田沼意次をさす〕

回 大塩平八郎の檄文『改訂史籍集覧』

此節ハ米価愈^①高直に相成、大坂の奉行并諸役人共^②万物一体の仁を忘れ^③得手勝手の政道を致し、江戸へハ^④廻米の世話致し、天子御在所の京都へハ廻米の世話をいたさざる而已ならず、五升老升位の米を買になり候者共を^⑤召捕杯致し……此度有志の者と申合せ、^⑥下民を悩め苦しめ候諸役人共を^⑦誅戮致し、引続き著に長じ居候大坂市中金持の町人共を^⑧誅戮致すべく候間。
〔①高直 ②全体の為にすべきこと ③自分勝手 ④米を廻送する ⑤逮捕する ⑥人民 ⑦罪ある者を殺す〕

回 内憂外患一徳川斉昭の戊戌封事一『水戸藩史料』

当時太平の御世にハ御座候へ共、人の身にたとへ候得ば、甚^①不養生にて種々さまざまの^②病症さざし居候間、……右の病症^③委細ハ筆紙に尽し兼ね得共、大筋ハ^④内憂と^⑤外患との二つに御座候。内憂ハ^⑥海内の憂にて、外患ハ海外の患に御座候。……近年^⑦参州・^⑧甲州の百姓一揆徒党を結び、又ハ^⑨大坂の奸賊容易ならざる企^⑩仕り、猶当年も佐渡の一揆御座候ハ、^⑪畢竟下々にて上を怨み候と、上を恐れざるより起り申候。^⑫島原騒動の後二百年程弓・鉄砲等相用候儀御座無く候処、近頃ハややもすれば弓・砲を用ひ候様罷成候儀、御役人共一通りに心得候てハ相済ざる事に御座候。

⑪天保九年戊戌八月朔日 ⑫源 齊昭謹上

〔①不健康 ②病気の症状 ③詳細 ④国内の動揺 ⑤対外的な危機。モリソン号事件などのこと ⑥国内の心配 ⑦1836年に起こった三河加茂一揆と甲斐郡内一揆 ⑧大塩平八郎の乱 ⑨つまりは ⑩島原の乱 ⑪1838年 ⑫前水戸藩主徳川斉昭〕

回 人返しの法『牧民金鑑』

①在方の者^②当地江^③出居、馴候ニ随ひ、故郷ニ立戻候。年慮を絶し、其儘^④人別ニ加り候もの年を追ひ相増し、在方人別相減候趣相聞え、然るべからざる儀ニ付、今般悉く相改め残らず帰郷仰せ出さるべき処、商売等相始め、妻子等持候者も、一般ニ差戻ニ相成候ては、難致致すべき筋に付、格別の御仁恵を以て、是迄年来人別ニ加り居り候分ハ、帰郷の御沙汰ニハ及ばれず、以後取締方左の通り仰せ出され候。

一、①在方のもの^②身上相仕舞い、⑦江戸人別ニ入候儀、自今以後決して相成らず。……

一、近来^⑧御府内江入込み、^⑨裏店等借請け居り候者の内ニハ、妻子等も之無く、^⑩二期住み同様のものも之有るべし。左様の類は早々村方江呼戻し申すべき事。……

〔①農村 ②江戸 ③離村し江戸に流入すること ④意志が消えうせる ⑤江戸の住人 ⑥所帯をたたんで ⑦江戸の住人になる ⑧江戸 ⑨町屋敷の裏にある借家 ⑩年季奉公人〕

回 株仲間解散令『徳川禁考令』

菱垣廻船積問屋、十組問屋共

①其方共議、是迄年々金老万式百両^②冥加上納金致し来り候処、問屋共^③不正の趣ニ相聞え候ニ付、以来上納ニ及ばず候。尤も向後仲間株札ハ勿論、此外共都て問屋仲間并組合杯と唱候儀は、相成らず候。

一、右ニ付てハ、是迄^④右船ニ積み来り候諸品ハ勿論、都て何国より出候何品にても、^⑤素人^⑥直売買勝手次第たるべく候。且又^⑦諸家国産類、其外惣て江戸表え相廻し候品ニも、問屋ニ限らず、銘々出入のもの共引き受け、売捌候義も是又勝手次第ニ候間、其旨存すべし。
(天保十三年)十二月

〔①その方。株仲間構成員をさす ②冥加金。幕府に納める営業税 ③売り惜しみや買占めで不当な利益を上げていることをさす ④菱垣廻船 ⑤株仲間に参加していない在郷商人 ⑥直接売買 ⑦諸藩が専売にしている特産品 ⑧1841年〕

回 上知令『続徳川実紀』

①御料所^②の内、^③薄地多く、^④御収納免合相劣り、……当時^⑤御料所より^⑥私領の方、^⑦高免の土地多くこれ有り候は不都合の儀と存じ奉り候。仮令^⑧如何様の御由緒を以て下され、又は家祖共武功等にて^⑨頂戴候領地に候とも、^⑩加削は当御代思召次第の処、……幸此度、江戸・大坂^⑪最壹御取締りと^⑫上知仰せ付けられ候。右領分其の余、飛地の領分にも高免の場所もこれ有り、御沙汰次第差上げ、代知の儀如何様にも苦しからず候得共、^⑬三ツ五分より宜敷持所にては折角上知相願ひ候詮もこれ無く候間、御定の通り^⑭三ツ五分に過ぎざる土地下され候得ば、有難く安心仕るべく候。

〔①幕府直轄地。天領(幕領) ②やせた土地 ③年貢の収納率 ④天領以外の大名領や旗本知行領 ⑤年貢の収納率が高い土地 ⑥どのようないわれで ⑦拝領 ⑧加増減封 ⑨周辺 ⑩土地を返上する ⑪三割五分の租率〕

回 天保の改革への風刺

①白河の岸打波に引換て^②浜松風の音の烈しさ

③水引て^④土里四方はもとの土

〔①白河藩主松平定信 ②浜松藩主水野忠邦 ③水野忠邦の失脚 ④上知令で対象となった江戸・大坂10里四方のこと〕

〔開国〕（P54 対応史料）

四 無二念打払令（異国船打払令）『御触書天保集成』

①異国船渡来の節、②取計ひ方、前々より数度仰せ出されこれ有り。③をろしや船の儀に付は、④文化の度改めて相触れ候次第も候処、いきりすの船、⑤先年長崎において⑥狼藉に及び、⑦近年は所々え小船にて乗寄せ、薪水食料を乞ひ、⑧去年ニ至り候ては猥ニ上陸致し、或は廻船の米穀、嶋方の野牛等奪ひ取り候段、追々横行の振舞、其上⑨邪宗門勧め入れ候致し方も相聞へ、傍捨て置かれ難き事に候。一体いきりすニ限らず、⑩南蛮、西洋の儀は、⑪御制禁邪教の国に候間、以来何れの⑫浦方におゐても、⑬異国船乗寄せ候を見受け候ハバ、其所ニ有合せ候人夫を以て、有無に及ばず、⑭二図ニ打払ひ、逃延び候ハバ、追船等差出すに及ばず、其分ニ差置き、若し押して上陸致し候ハバ、搦捕り、又は打留め候ても苦しからず候。

〔①外国船。ただしオランダ・中国・朝鮮・琉球船は除く ②取扱いの方法 ③ロシア船 ④1806 年の文化の撫恤令 ⑤1808 年 ⑥フェートン号事件 ⑦1817 年と 1822 年にイギリスが浦賀に來航したこと ⑧1824 年 5 月、イギリス船が常陸大津浜に上陸、同年 7 月イギリス船が薩摩宝島に上陸したこと ⑨キリスト教 ⑩ポルトガル・イスパニア ⑪海辺の村 ⑫ただちに〕

四 鎖国政策への批判ーモリソン号事件ー『戊戌夢物語』by 高野長英

①イギリスは、日本に対し、敵国にては之無く、いはゞ付合も之無き他人に候故、今彼れ漂流民を憐れみ、仁義を名とし、態々送り来り候者を、何事も取合申さず、直に打払に相成候はゞ、日本は民を憐まざる不仁の国と存じ、若又萬一其不仁不義を憤り候はゞ、日本近海に②イギリス属島夥しく之有り、始終通行致し候得ば、後來海上の寇と相成候て、③海運の邪魔とも罷成申すべく、たとへ右等の事之無く候共、御打払に相成候はゞ、理非も分り申さざる暴国と存じ、不義の国と申し触らし、礼義国の名を失ひ、是より如何なる患害、萌生仕り候やも計り難く、或は又ひたすら④イギリスを恐る様に考え付けられ候はゞ、国内衰弱仕り候様にも推察せられ、恐れながら、国家の御武威を損ぜられ候様にも相成候はんやと、恐多くも考えられ候。

〔①アメリカの間違ひ。モリソン号はアメリカ船であり、高野長英らはイギリス船と誤解した ②沿岸航路による物資輸送の邪魔になること〕

四 天保の薪水給与令『通航一覽続輯』

異国船渡来の節、①二念無く打払ひ申すべき旨、②文政八年仰せ出され候。然ル処、③当時万事御改正にて、享保・寛政の御政事ニ復され、何事ニよらず御仁政を施され度しとの有難き思召ニ候。右に付ては、外国の者ニても難風に逢ふ漂流にて、食物・薪水を乞ひ候迄ニ渡来り候を、其事情相分からざるニ④二図ニ打払ひ候ては、⑤万国に対せられ候御処置とも思召されず候。これにより⑥文化三年異国船渡来の節、取計ひ方の儀ニ付仰せ出され候趣ニ相復し候儀ニ仰せ出され候間、異国船と身請け候ハバ⑦得と様子相触し、食料・薪水等乏しく⑧船帆成難き趣ニ候ハバ、⑨望の品相応ニ与へ帰帆致すべき旨申し諭し、尤も上陸は致させ間敷候。

〔①迷うことなく ②1825 年の無二念打払令（異国船打払令）をさす ③天保の改革 ④ただちに ⑤全ての外国 ⑥1806 年。1825 年に出した無二念打払令を 1806 年の文化の撫恤令のものに戻すということ ⑦事情をよく調べ ⑧帰国 ⑨希望する品〕

四 オランダ国王の開国勧告『通航一覽続輯』

①弘化元年、②和蘭国王書簡、③和解。近來④英吉利国王より⑤支那国帝に対し⑥兵を出して烈しく戦争せし本末ハ、⑦我國の舶、毎年長崎に到て呈する⑧風説書を見られて既に知り給ふべし。……是に⑨殿下に丁寧に忠告する所なり。今貴国の幸福なる地をして兵乱の為に荒廢せざらしめんと欲せば、⑩異国の人を嚴禁する法を弛め給ふべし。

〔①1844 年 ②オランダ国王ウィレム 2 世 ③翻訳 ④ビクトリア女王 ⑤清の宣宗帝 ⑥アヘン戦争 ⑦オランダ ⑧オランダ風説書 ⑨12 代將軍徳川家慶 ⑩鎖国令のこと〕

回 ペリー来航時の狂歌・川柳

日本を①茶に^ちしてきたか②蒸気船^{じょうきふね}たつた③四^よは^いで夜もねさん
④陣羽織^{ちんえり}異国^{いこく}から来て洗^{せん}いはりほどいてみれば⑤う^うらが^らが大変

[①茶化す、馬鹿にする ②上等な茶で、飲むと眠れなくなるといわれた「上喜撰」とかけている。ペリーは蒸気船で来航した
③船は一杯・二杯と数え、茶と船を同じ「四杯」でかけている。実際には蒸気船は二隻で、二隻は帆船だった ④ペリーをさす
⑤陣羽織の「裏が」と「浦賀」をかけている。日頃しまつてあったため、裏が虫喰いだらけの意であろう]

回 日米和親条約『日本外交年表並主要文書』

第一ヶ条 日本と合衆国とは、其人民永世普及の和親を取結び、場所、人柄の差別これなき事。

第二ヶ条 伊豆下田・松前地^{はつて}箱館^{はこがね}の両港は、日本政府に於て、亜墨利加船薪水・食料・石炭欠乏の品を日本にて、調^{しら}候丈は給し候為め、渡来の儀差免し候。……

第九ヶ条 ③日本政府、外国人へ当節亜墨利加へ差免さす候廉相免し候節は、亜墨利加人へも同様差免し申すべく、右に付、談判猶予致さず候事。

[①函館のこと。1869 年以前は箱館と書く ②調達 ③片務的最恵国待遇の規定。日本政府がアメリカ以外の外国人(第三国)に対して、今回アメリカ人に許可していない有利な条項を許す場合には、アメリカ人に対しても同様に許可する]

回 日露和親条約『日本外交年表並主要文書』

第二条 今より後、日本国と魯西亜国との境は①「エトロプ」島と②「ウルツプ」島との間に在るへし。①「エトロプ」全島は日本に属し、②「ウルツプ」全島夫より北の方③「クリル」諸島は魯西亜に属す。④「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす。これ迄仕来の通りたるへし。

[①択捉島 ②得撫島 ③千島列島 ④樺太]

回 日米修好通商条約『幕末外国関係文書』

第一条 向後①日本太君と、亜墨利加合衆国と世々親睦なるへし。……

第三条 下田・箱館港の外、次にいふ所の場所を、右の期間より開くへし。

- ②神奈川 ……西洋紀元千八百五十九年七月四日
- 長崎 ……西洋紀元千八百五十九年七月四日
- ③新潟 ……千八百六十年一月一日
- ④兵庫 ……千八百六十三年一月一日

若し③新潟港を開き難き事あらは、其代りとして同所前後に於て、一港を別に撰ふへし。神奈川港を開く後六箇月にして下田港は鎖すへし。此箇条の内に載たる各地は亜墨利加人に居留を許すへし。

第四条 総て国地に輸入輸出の品々、⑤別冊の通、日本役所へ、⑥運上を納むへし。……阿片の輸入厳禁たり。もし亜墨利加商船三斤以上を持渡らは、其過量の品は、日本役人は是を取上へし。……

第六条 ⑦日本人に対し、法を犯せる亜墨利加人は、亜墨利加⑧コンシユル裁断所にて吟味の上、亜墨利加の⑨法度を以て罰すへし。亜墨利加人へ対し、法を犯したる日本人は、日本役人⑩札の上、日本の法度を以て罰すへし。……

[①將軍をさす。徳川家定 ②実際には神奈川ではなく横浜を開港場とした ③1860 年とあるが、実際に開港されたのは 1869 年 1 月 1 日 ④1863 年とあるが、実際に開港されたのは 1868 年 1 月 1 日で、兵庫ではなく神戸を開港場とした ⑤貿易章程 ⑥関税 ⑦第 6 条の以下の内容は領事裁判権(治外法権)の規定 ⑧領事裁判所 ⑨法律 ⑩取調べ]

[貿易の開始] (P55 対応史料)

回 五品江戸廻送令『続徳川実紀』

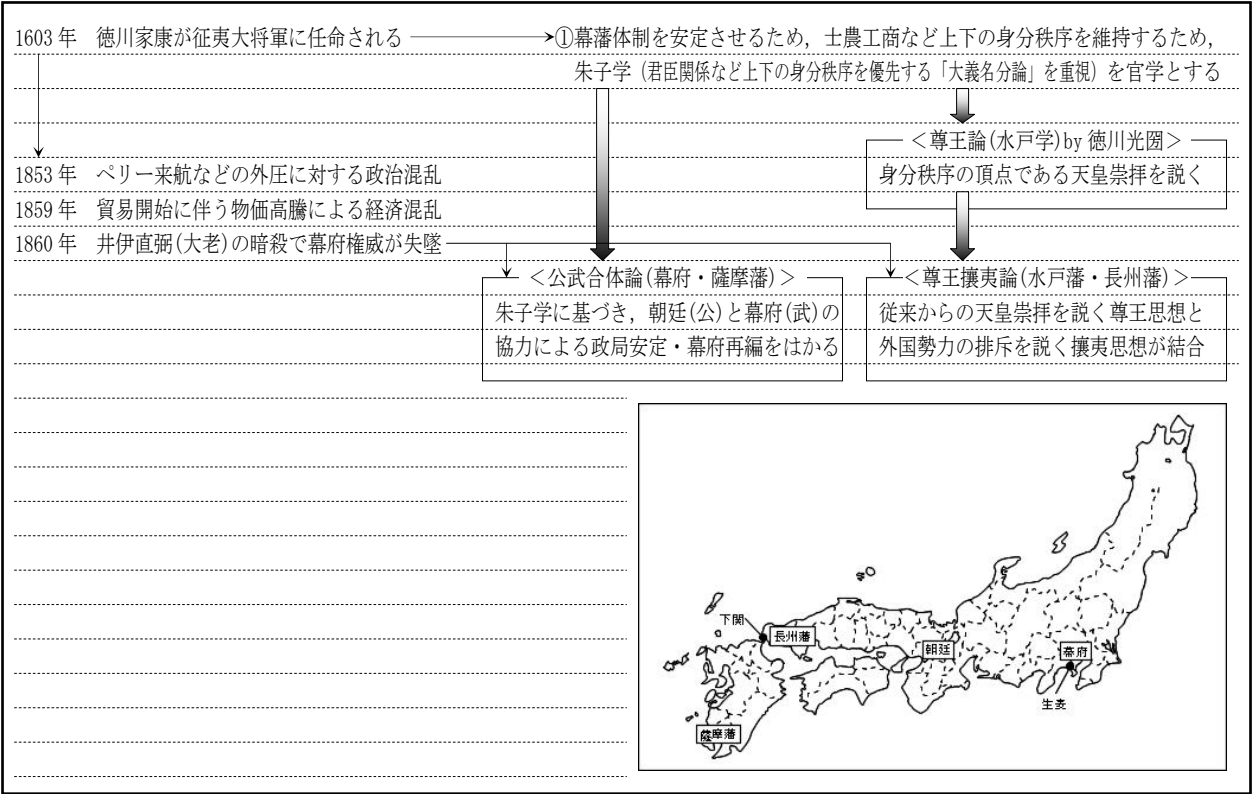
神奈川①御開港、外国貿易仰せ出され候ニ付、②諸商人共③二己の利得ニ泥み、競つて④相場耀上げ、⑤荷元を買受け、直ニ御開港場所江相廻し候ニ付、⑥御府内⑦入津の荷物相減じ、⑧諸色払底ニ相成り、難儀致し候趣相聞候ニ付、当分の内左の通り仰せ出され候。

一 ⑨雑穀 一 ⑩水油 一 蠟 一 呉服 一 糸

右の品々ニ限り、貿易荷物の分者、都而⑪御府内より相廻し候筈ニ候間、⑫在々より決して神奈川表へ積出し申す間敷候。

[①1859 年 7 月 4 日開港 ②在郷商人 ③自分の利益だけにこだわって ④値段をつり上げ ⑤商品 ⑥江戸 ⑦入荷 ⑧品不足 ⑨米・麦以外の穀類 ⑩菜種油など灯油用の油 ⑪生産地から神奈川(横浜開港場)への直送を禁止する]

[幕末の思想] (P56 対応図解)



[要点整理] 一江戸幕府の将軍・政權補佐役一

将軍	補佐	役職	内 容
徳川家康	金地院崇伝	臨済宗の僧	南禅寺再興に尽力。「黒衣の宰相」と呼ばれた家康の政治・外交顧問
徳川秀忠	南光坊天海	天台宗の僧	延暦寺再興に尽力。家康・秀忠・家光の信任を得て、勢力をふるう
徳川家光	林 羅山	侍講	藤原惺窩に師事した朱子学者。家康・秀忠・家光・家綱の侍講となる
徳川家綱	保科正之 松平信綱	会津藩主 老中 (武蔵川越藩主)	3代将軍家光の異母弟。家光の遺命で4代将軍家綱の後見役となる 島原の乱 (1837) を鎮圧。「知恵伊豆」と呼ばれ、4代将軍家綱の政治を補佐する
徳川綱吉	酒井忠清 堀田正俊 柳沢吉保	大老 (上野前橋藩主) 大老 (下総古河藩主) 側用人	「下馬将軍」と呼ばれ権勢をふるうが、綱吉が5代将軍になると失脚する 綱吉の将軍擁立に尽力し大老となるが、若年寄稲葉正休に刺殺される 館林藩主時の綱吉の小姓から、綱吉が5代将軍になると側用人となる
徳川家宣	新井白石	侍講	甲府藩主時の綱吉の儒臣から、綱吉が6代将軍家宣になると侍講となる
徳川家継	間部詮房	側用人	甲府藩主時の綱吉の小姓から、綱吉が6代将軍家宣になると側用人となる
徳川吉宗	荻生徂徠 室 鳩巢 大岡忠相	侍講 侍講 江戸町奉行	蔵園学派の祖となった古学者。8代将軍吉宗の諮問に『政談』で答える 木下順庵に師事した朱子学者。新井白石の推薦で幕府の儒官となる 8代将軍吉宗に旗本から登用され江戸町奉行、のち寺社奉行・三河西大平藩主となる
徳川家重	大岡忠光	側用人	言語不明瞭な家重の小姓となり、家重が9代将軍になると側用人となる
徳川家治	田沼意次	側用人→老中	家重の小姓から、10代将軍家治の側用人・老中となり権勢をふるう (田沼時代)
徳川家斉	松平定信 松平信明 水野忠成	老中 (陸奥白河藩主) 老中 (三河吉田藩主) 老中 (駿河沼津藩主)	田安宗武 (御三卿) の子。11代将軍家斉を補佐して寛政の改革 (1787~1793) を断行 「寛政の遺老」と呼ばれ、松平定信の寛政の改革の方針を受け継ぐ 松平信明の死後、老中首座となるが賄賂政治が横行し、幕政を腐敗させる
徳川家慶	水野忠邦 土井利房 阿部正弘	老中 (遠江浜松藩主) 老中 (下総古河藩主) 老中 (備後福山藩主)	11代将軍家斉の死後、12代将軍家慶のもと天保の改革 (1841~1843) を断行 水野忠邦の了解令 (1843) に反対して辞職に追い込み、老中首座となる ペリーと日米和親条約 (1854) を締結。安政の改革 (1853~1857) を断行
徳川家定	堀田正睦	老中 (下総佐倉藩主)	ハリスと日米修好通商条約 (1854) の交渉にあたる
徳川家茂	井伊直弼 安藤信正	大老 (近江彦根藩主) 老中 (磐城平藩主)	勅許を得ずに日米修好通商条約 (1858) に調印。桜田門外の変 (1860) で暗殺される 和宮の降嫁など公武合体政策を実現するが、坂下門外の変 (1862) で襲撃される
徳川慶喜			

Ⅳ 大政奉還の上表文『維新史』

臣^①慶喜、謹^②テ皇国^③時運ノ沿革ヲ考候ニ、昔シ^④王綱紐^⑤ヲ解キ^⑥相家^⑦権ヲ執リ、^⑧保平ノ乱^⑨政權武門ニ移テヨリ、^⑩祖宗ニ至リ更ニ^⑪寵養ヲ蒙リ、二百余年子孫相受ク。^⑫臣其職奉スト雖モ、^⑬政刑当ヲ失フコト少カラス。今日ノ形勢ニ至リ候モ、^⑭黒竜^⑮薄徳ノ致ス所、^⑯慙懼ニ堪ヘス候。況ヤ当今、外国ノ交際日ニ盛ナルニヨリ、^⑰愈^⑱朝權ニ途ニ出申サス候テハ、^⑲綱紀立チ難ク候間、従来ノ旧習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ帰シ奉リ、廣ク天下ノ^⑳公議ヲ尽シ、^㉑聖断ヲ仰ギ、同心協力、共ニ^㉒皇国ヲ保護仕^㉓候得ハ、必ス海外万国ト並立ツヘク候。

[①15代将軍徳川慶喜 ②天皇の国。日本 ③歴史 ④天皇家の権威が失墜する ⑤大臣家。藤原氏のこと ⑥保元の乱・平治の乱 ⑦徳川氏の祖先。徳川家康のこと ⑧朝廷からの寵愛 ⑨徳川慶喜 ⑩国家の政治権力。行政と司法 ⑪つまりは ⑫自らの不徳 ⑬恥 ⑭政権を一つにする ⑮国家の秩序 ⑯議論 ⑰天皇の裁断]

Ⅳ 王政復古の大号令『法令全書』

^①徳川内府従前御委任ノ大政返上、将軍職辞退ノ両条、今般断然聞シ食サレ候。抑^②癸丑以来未曾有ノ国難、^③先帝^④頼年^⑤宸襟^⑥悩サレ候次第、衆庶ノ知ル所ニ候。之ニ依テ^⑦愼慮ヲ決セラレ、王政復古、国威挽回ノ御基立テサセラレ候間、自今摂関・幕府等廃絶、即今、先ス仮ニ、^⑧総裁^⑨・議定^⑩・参与ノ三職ヲ置カレ、^⑪万機行ハセラルヘシ。……

[①内大臣。徳川慶喜のこと ②嘉永6年(1853年)のペリー来航 ③孝明天皇 ④毎年 ⑤天皇のみこころ ⑥天皇のお考え ⑦有栖川宮熾仁親王を任命 ⑧皇族2名、公卿3名、大名5名を任命 ⑨公卿5名、藩士15名を任命 ⑩すべての政治]

Ⅳ 五箇条の(御)誓文『法令全書』

- 一、^①広く会議ヲ興シ、^②万機^③公論ニ決スヘシ。
- 一、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ^④經綸ヲ行フヘシ。
- 一、^⑤官武一途庶民ニ至ル迄各々其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ^⑥倦マサラシメシ事ヲ要ス。
- 一、^⑦旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ^⑧公道ニ基クヘシ。
- 一、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ^⑨皇基ヲ振起スヘシ。

我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先シ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯^⑩国是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。

[①原案を作成した由利公正とそれを修正した福岡孝弟の原案では「列侯会議」と記されていたが、木戸孝允が「広く会議」と加筆修正した ②天下の政治 ③世間一般が一様に正論と認める考え ④国家を治める方策 ⑤公家と武家 ⑥あきさせない ⑦昔の悪習。ここでは攘夷運動をさす ⑧世界共通の正しい道。ここでは国際法をさす ⑨皇国(天皇国家)の基礎 ⑩国政の基本方針]

Ⅳ 五榜の掲示『法令全書』

- 第一札 定 一 人タルモノ^①五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事
- 第二札 定 何事ニ由ラス宜シカラサル事ニ大勢申合セ候ヲ^②徒党ト唱ヘ、徒党シテ強テ願ヒ事企ルヲ強訴トイヒ、或ハ申合セ^③居町居村ヲ立退キ候ヲ逃散ト申ス、堅ク御^④法度タリ。……
- 第三札 定 ^⑤切支丹邪宗門ノ儀ハ固ク御制禁タリ。若シ不審ナル者コレ有ラハ、其筋之役所ヘ申出ルヘシ。……

[①儒教の掲げる五つの倫理。君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、朋友の信 ②居住地 ③禁止 ④キリスト教]

Ⅳ 政体書『法令全書』

- 一 大ニ斯^①国是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ、^②御誓文ヲ以テ目的トス。……
- 一 天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス、即チ^③政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム、太政官ノ権力ヲ分ツテ、立法・行政・司法ノ三権トス。則偏重ノ患無ラシムルナリ
- 一 立法官ハ行政官ヲ兼スルヲ得ス、行政官ハ立法官ヲ兼スルヲ得ス。……
- 一 各府、各藩、各県、皆^④貢士ヲ出シ議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ^⑤輿論ヲ執ル所以ナリ
- 一 諸官四年ヲ以テ交代ス。^⑥公選入札ノ法ヲ用フヘシ、但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ残シ、二年ヲ延シテ交代ス、断続宜シキヲ得セシムルナリ。……

[①国政の基本方針 ②五箇条の(御)誓文 ③政治上の命令が複数の方面から出て混乱する弊害 ④各府・藩・県から選出された議政官の下局において政策を審議した議員 ⑤世論 ⑥選挙。ただし、実際は一回しか実施されなかった]

回 版籍奉還の上表『法令全書』

①薩長土肥四藩主連署シ版籍奉還ノ表ヲ上ル、……抑臣等居ル所ハ、則チ天子ノ土、臣等^②牧スル所ハ、則チ天子ノ民ナリ。安ソ私有スヘケンヤ。今謹^③テ其^④版籍ヲ収メテ之ヲ上ル。願クハ朝廷其^⑤宜ニ処シ、其^⑥与フ可キハ之ヲ与ヘ、其^⑦奪フ可キハコレヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土、更ニ宜シク^⑧詔命ヲ下シ、コレヲ改メ定ムヘシ。……

〔①薩摩藩・長州藩・土佐藩・肥前藩 ②治める ③領土(版図)と人民(戸籍) ④天皇の命令〕

回 廃藩置県の詔『法令全書』

朕惟フニ、①更始ノ時ニ際シ、内以テ^②億兆ヲ保安シ、外以テ^③万国ト対峙セント欲セハ、宜ク名実相副ヒ、政令一ニ帰セシムヘシ。朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ^④聽納シ、新ニ知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム。然ルニ数百年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其^⑤実挙ラサル者アリ。何ヲ以テ^⑥億兆ヲ保安シ^⑦万国ト対峙スルヲ得ンヤ。朕深ク之ヲ^⑧慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ県ト為ス。

〔①明治維新の変革 ②人民 ③世界の国々と対等に交渉すること ④聞き入れる。許可する ⑤嘆かわしく思う〕

回 徴兵告諭『法令全書』

我朝^①上古ノ制、^②海内ヲ率テ兵ナラサルハナシ。……固ヨリ後世ノ^③雙刀ヲ帶ヒ武士ト称シ、^④抗顔坐食シ、甚^⑤シキニ至テハ、^⑥人ヲ殺シ宜^⑦其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス。……然ルニ太政維新列藩^⑧版図ヲ奉還シ、^⑨辛未ノ歲ニ及ヒ^⑩遠ク郡県ノ古ニ復ス。……凡ソ天地ノ間一事一物トシテ税アラサルハナシ。以テ^⑪国用ニ充ツ。然ラハ則チ人タルモノ固ヨリ心カフ尽シ国ニ報セサルヘカラス。^⑫西人ノヲ称シテ血税ト云フ。其^⑬生血ヲ以テ国ニ報スルノ謂ナリ。……故ニ今其長スル所ヲ取り、古昔ノ軍制ヲ補ヒ、海陸二軍ヲ補ヘ、全国四民男兒二十歳ニ至ル者ハ^⑭尽ク兵籍ニ編入シ、以テ^⑮緩急ノ用ニ備フヘシ。

〔①古代律令制における徴兵制度のこと ②国内 ③兩刀 ④厚顔で働かず暮らしている ⑤切捨御免の特権 ⑥版籍奉還 ⑦1871年 ⑧廃藩置県 ⑨国家の経費 ⑩西洋人 ⑪兵士として国家に奉仕する ⑫内乱や戦争など国家の非常事態〕

回 地租改正条例『法令全書』

今般^①地租改正ニ付、^②旧来田畑貢納ノ法ハ悉ク皆相廢シ、更ニ^③地券調査相済次第、^④土地ノ代価ニ随ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト相定ムヘキ旨仰セ出サレ候条、改正ノ旨趣、別紙条例ノ通相心得ヘシ。……

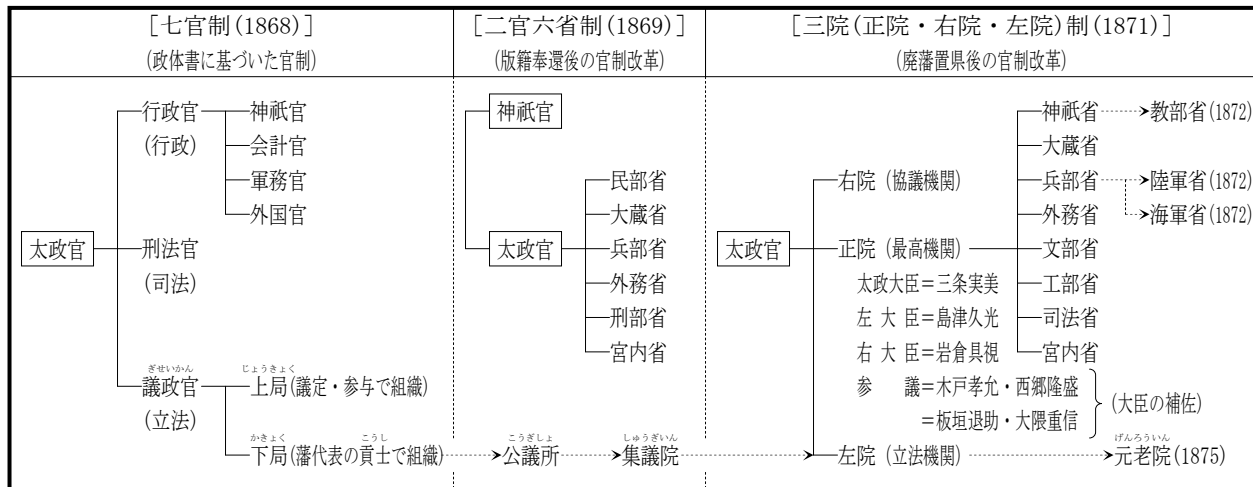
(別紙) 地租改正条例

第二章 地租改正施行相成候上ハ、^⑤土地ノ原価ニ随ヒ賦税致シ候ニ付、以後仮令豊熟ノ年ト雖モ増税申シ付ケザルハ勿論。^⑥逋作ノ年柄之レ有リ候トモ減租ノ儀一切相成ラス候事。

第六章 従前^⑦地租ノ儀ハ、自ラ物品ノ税家屋ノ税等^⑧混淆致シ居候ニ付、改正ニ当テハ判然区分シ^⑨地租ハ則^⑩地価ノ百分ノ一ニモ相定ヘキノ処、未タ物品等ノ諸税目興ラサルニヨリ、先ツ以テ^⑪地価ノ百分ノ三ヲ税額ニ相定候得其、向後、茶、煙草、材木其他ノ物品税追々發行相成、歳入相増、其收入ノ額二百万円以上ニ至リ候節ハ^⑫地租改正相成候土地ニ限り、其^⑬地租ニ右新税ノ増額ヲ割合、^⑭地租ハ終ニ百分ノ一ニ相成候迄^⑮漸次減少致スヘク候事。

〔①江戸時代の年貢の納め方 ②地価 ③不作・凶作 ④入り混じる ⑤将来的には地租を1%にまで減額すると約束したが、実際は1877年に2.5%に減額しただけだった〕

[官制改革] (P58 対応図解)



㊦ 日朝修好条規『日本外交文書』

第一款 朝鮮国ハ①自主ノ邦ニシテ、日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ。嗣後両国和親ノ実ヲ表セント欲スルニハ、彼此互ニ同等ノ礼義ヲ以テ相接待シ、②毫毛③侵越猜嫌スル事アルヘカラス。……

第十款 日本国人民、朝鮮国指定ノ④各口留在中、若シ罪科ヲ犯シ朝鮮国人民ニ交渉スル事件ハ、総テ⑤日本国官員ノ審断ニ帰スヘシ。若シ朝鮮国人民罪科ヲ犯シ日本国人民ニ交渉スル事件ハ、均シク朝鮮国官員ノ⑥査弁ニ帰スヘシ。……

第十一款 両国既ニ通好ヲ経タレハ、別ニ貿易章程ヲ設立シ両国商民ノ便利ヲ与フヘシ。……

[①自主独立の国家。清国は下関条約で朝鮮の独立を認めた ②少しも ③侵略し、ねたみ嫌う ④開港した各港。釜山・元山・仁川の三港を指している ⑤朝鮮駐在の日本領事が裁判を行う。領事裁判権に関する規定 ⑥調べ弁別する]

㊦ 樺太・千島交換条約『日本外交年表並主要文書』

第一款 大日本国皇帝陛下ハ其①後胤ニ至ル迄、現今樺太島(即薩哈噠島)ノ一部ヲ所有スルノ②権理及君主ニ属スル一切ノ権理ヲ、全魯西亜国皇帝陛下ニ譲リ、③而今而後樺太全島ハ悉ク魯西亜帝国ニ属シ、④「ラペルーズ」海峡ヲ以テ両国ノ境界トス。

第二款 全魯西亜国皇帝陛下ハ、第一款ニ記セル樺太島(即薩哈噠島)ノ②権理ヲ受シ代トシテ、其①後胤ニ至ル迄、現今所領⑤「クリル」群島、即チ第一⑥「シュムシュ」島、……第十八⑦「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スル一切ノ権利ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ、③而今而後⑤「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ、東蔡加地方「ラパツカ」岬ト⑥「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス。

[①子孫 ②権利 ③今後 ④宗谷海峡 ⑤千島列島 ⑥占守島 ⑦得撫島]

[条約改正] (P61 対応史料)

㊦ 条約改正の実現と日清戦争の開戦『蹇蹇録』by 陸奥宗光

即ち①明治二十七年七月十三日付を以て、②青木公使ハ③余に④電禀して曰く、「本使は明日を以て⑤新条約に調印することを得べし」と。而して③余が此電信に接したるは抑々如何なる日ぞ。⑥雞林八道の危機方に⑦旦夕に迫り、③余が⑧大島公使に向ひ「今は断然たる処置を施すの必要あり、何等の口実を使用するも差支なし、⑨実際の運動を始むべし」と訣別類似の電訓を發したる後僅に二日を隔つるのみ。……

[①1894年 ②天津事件で辞職した青木周蔵。この当時駐英公使 ③陸奥宗光外相 ④電報で上官に報告する ⑤日英通商航海条約 ⑥朝鮮の甲午農民戦争(東学党の乱) ⑦危急が切迫するさま ⑧大島圭介。駐朝鮮公使 ⑨朝鮮政府への最後通牒]

Ⅳ 民撰議院設立建白書『日新真事誌』

①臣等伏シテ②方今政權ノ帰スル所ヲ察スルニ、上③帝室ニ在ラス、下人民ニ在ラス、而シテ独リ④有司ニ帰ス。夫レ④有司、上③帝室ヲ尊フト曰ハサルニハ非ス、而モ③帝室漸ク其尊榮ヲ失フ、下人民ヲ保ツト云ハサルニハ非ス、……。乃チ之ヲ⑤振救スルノ道ヲ⑥議求スルニ、唯天下ノ⑦公議ヲ張ルニ在ル而已。天下ノ⑦公議ヲ張ルハ、民撰議院ヲ立ルニ在ル而已。則チ④有司ノ権限ル所アツテ、而シテ上下其安全幸福ヲ受ル者アラン。請フ遂ニ之ヲ陳セン。夫レ人民政府ニ対シテ租税ヲ払フノ義務アル者ハ、乃チ其政府ノ事ヲ⑧未知可忝スルノ権理ヲ有ス。……今⑨民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰ク、我民不学無智、未タ開明ノ域ニ進マス、故ニ今日民撰議院ヲ立ル尚応サニ早カル可シト。①臣等以為ラク、若シ果シテ真ニ其謂フ所ノ如キ乎。則チ之ヲシテ学且智、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、則チ民撰議院ヲ立ルニ在リ。

〔①建白書の署名者。愛国党に所属する板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣・古沢滋・小室信夫・由利公正・岡本健三郎の8名 ②現在 ③天皇 ④官僚・役人。大久保利通や岩倉具視らの藩閥専制政府をさす ⑤救う ⑥求める ⑦公議世論 ⑧関知し、その是非を論ずる ⑨時期尚早論者。加藤弘之らのこと〕

Ⅳ（漸次）立憲政体樹立の詔『法令全書』

①朕今②誓文ノ意ヲ拡充シ、茲ニ元老院ヲ設ケ立法ノ源ヲ広メ、大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ、又③地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ図リ、漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント欲ス、汝衆庶或何時或ハ旧ニ泥ミ、故ニ慣ルコト莫ク、又或ハ進ムニ輕ク為スニ急ナルコト莫ク、其レ能ク朕カ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ。

〔①明治天皇 ②五箇条の（御）誓文 ③府知事・県令を招集して開く地方官會議〕

Ⅳ 讒謗律『法令全書』

第一条 凡ソ事実ノ有無ヲ論セス、人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ①摘登公布スル者、之ヲ②讒毀トス。人ノ行事ヲ華ルニ非シテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者、之ヲ③誹謗トス。……

〔①あばき出す ②人をあしざまに言う。名誉毀損 ③人をそしる〕

Ⅳ 集会条例『法令全書』

第一条 政治ニ関スル事項ヲ①講談論議スル為メ公衆ヲ集ムル者ハ、開会三日前ニ①講談論議ノ事項、①講談論議スル人ノ姓名、住所、②会同ノ場所、年月日ヲ詳記シ、其会主又ハ会長、幹事等ヨリ管轄警察署ニ届出テ、其認可ヲ受クヘシ。

第九条 政治ニ関スル事項ヲ①講談論議スル為メ、屋外ニ於テ公衆ノ集会ヲ催スコトヲ得ス。

〔①講演・議論 ②集会を行う場所〕

Ⅳ 東洋大日本国国憲按（植木枝盛の私擬憲法）『牧野伸顕文書』

第七十条 政府①国憲ニ②違背スルトキハ日本人民ハ之ニ從ハサルコトヲ得
第七十一条 政府官吏圧政ヲ為ストキハ日本人民ハ之ヲ排斥スルヲ得、政府威力ヲ以テ③擅恣暴逆ヲ④逞フスルトキハ⑤日本人民ハ兵器ヲ以テ之ニ抗スルコトヲ得
第七十二条 政府恣ニ①国憲ニ背キ②擅ニ人民ノ自由權利ヲ残害シ建国ノ旨趣ヲ妨クルトキハ、⑥日本国民ハ之ヲ覆滅シテ新政府ヲ建設スルコトヲ得

〔①憲法 ②違反 ③ほしいまま、わがまま ④思う存分に ⑤抵抗権を規定したもの ⑥革命権を規定したもの〕

Ⅳ 国会開設の勅諭『法令全書』

①朕、②祖宗二千五百有余年ノ③鴻緒ヲ嗣キ、④中古紐ヲ解クノ⑤乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ総攬シ、又夙ニ⑥立憲ノ政体ヲ建テ、後世子孫継クヘキノ業ヲ為サンコトヲ期ス。嚮ニ⑦明治八年ニ元老院ヲ設ケ⑧十一年ニ府県会ヲ開カシム。……顧ルニ⑨立国ノ体、国各宜キヲ殊ニス。⑩非常ノ事業実ニ輕挙ニ便ナラス。……將ニ⑪明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ国会ヲ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス。……

〔①天皇の1人称。明治天皇 ②祖先のこと ③皇統 ④平安中期以降の政治の乱れ。摂関政治・武家政治をさす ⑤天子の大権 ⑥憲法に基づく政治体制 ⑦1875年 ⑧1878年 ⑨国のたて方 ⑩大事業 ⑪1890年〕

Ⅳ 自由党盟約『自由党史』

第一章 ①吾党は自由を拡充し、權利を保全し、幸福を増進し、社会の改良を図るべし。
第二章 ①吾党は善良なる立憲政体を確立することに尽力すべし。
第三章 ①吾党は日本国に於て吾党と主義を共にし、目的を同くする者と一致協力して、以て吾党の目的を達すべし。
〔①自由党〕

㊦ 保安条例『官報』

第四条 皇居又ハ^①行在所^{あんざい}ヲ距ル^{へだた}②三里以内ノ地ニ住居又ハ^③寄宿^{きしやく}スル者ニシテ、内乱ヲ^④陰謀シ又ハ^⑤教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ^⑥虞アリト認ムルトキハ、^⑦警視總監又ハ^⑧地方長官ハ^⑨内務大臣ノ認可ヲ經、期日又ハ時間ヲ限り退去ヲ命シ、三年以内同一ノ距離内ニ出入^③寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得。……

[①天皇が行幸時に住む仮の御所 ②約 12km ③他人の家に身を寄せていること ④計画し ⑤そそのかす ⑥危険性 ⑦この当時は三島通庸 ⑧府知事・県令 ⑨この当時は山県有朋]

[立憲国家の形成] (P64 対応史料)

㊦ 大日本帝国憲法『官報』

第一条 大日本帝国ハ^①万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
 第三条 ②天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
 第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ^③総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ
 第五条 天皇ハ帝国議會ノ^④協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ
 第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為^⑤緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会中ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ^⑥統帥ス
 第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
 第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
 第二十八条 日本臣民ハ^⑦安寧秩序ヲ妨ケス及^⑧臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
 第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作^⑨印刷集會及結社ノ自由ヲ有ス
 第三十三条 帝国議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
 第五十五条 國務各大臣ハ天皇ヲ^⑩輔弼シ其ノ責ニ任ス

[①天皇の系統が永遠にわたって一つの系統として続くこと ②君主無答責(君主は法的に責任を問われない)の規定 ③全てを掌握すること ④協力・同意の意思表示をもって。草案では「承認ヲ經テ」となったが、枢密院の審議で修正された ⑤緊急勅令。次の議会で承諾されなければ失効する ⑥指揮・統率 ⑦印刷して発行すること ⑧補佐すること]

㊦ 黒田清隆首相の超然主義演説『牧野伸顕文書』

今般^①憲法發布式ヲ挙行セラレ、大日本帝国憲法及^②之ニ付随スル諸法令ハ昨日ヲ以テ公布セラレタリ。……^③欽定ノ憲法ハ、臣民ノ敢テ^④二辭ヲ容ルコトヲ得サルハ勿論、各般ノ行政ハ之ニ準拠シテ針路ヲ定メ、天皇陛下統治ノ大権ニ從属スヘキハ更ニ^⑤警言ヲ要セサルナリ。然ルニ政治上ノ意見ハ人々其所説ヲ異ニシ、其説ノ合同スル者相投シテ一ノ團結ヲナシ、政党ナル者ノ社会ニ存スルハ情勢ノ免レサル所ナリト雖モ、政府ハ常ニ一定ノ政策ヲ取り、^⑥超然トシテ政党ノ外ニ立チ、^⑦至正至中ノ道ニ居ラサル可ラス。……

[①1889年2月11日 ②皇室典範・衆議院議員選挙法・貴族院令・議院法などの法令 ③天皇が定めた憲法 ④意見を述べる ⑤無駄な言葉 ⑥とらわれない ⑦ある事に関心をもたず、その外に地位をたもつこと]

㊦ 明治民法『官報』

第七百四十九条 家族ハ^①戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス
 第七百五十条 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ^②戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

[①家の統率者。戸主は戸主権(家族の居所指定、婚姻同意、未成年者への親権行使などの権限)をもつ]

[要点整理] 一大日本帝国憲法と日本国憲法の比較

	大日本帝国憲法	日本国憲法
発 布	1889(明治 22) 年 2 月 11 日	1946(昭和 21) 年 11 月 3 日
施 行	1890(明治 23) 年 11 月 29 日	1947(昭和 22) 年 5 月 3 日
形 式	欽定憲法 (君主の意思により制定された憲法)	民定憲法 (国民の総意に基づき憲法制定議会で制定された憲法)
主 権	主権在君 (天皇主権) (主権は天皇にある)	主権在民 (国民主権) (主権は国民にある)
天 皇	①統治権を総攬する神聖不可侵の国家の元首 ②統治権の総攬者として天皇大権をもつ ^{※1}	①日本国及び日本国民統合の象徴 ②政治上の権力は無い (形式的・名目的な国事行為を行う)
内 閣	①各国務大臣は天皇の輔弼機関 (天皇の行政権を輔佐) →大日本帝国憲法には内閣に関する規定はない ②各国務大臣は天皇に対して責任を負う ③首相の選任規定はなし →首相は各国務大臣と同じ地位で区別がない ④天皇が首相・国務大臣を任命 (元老・重臣が選任し天皇に奏薦) ^{※2・3}	①最高行政機関 (行政権は内閣に属する) →議院内閣制 (国会(国会)の信任によって内閣が成り立つ制度) ②内閣は行政権の行使について国会に対して責任を負う ③首相は国会議員の中から国会の議決で指名 →首相は行政各部の指揮・監督する権限をもつ ④首相は国務大臣を任命し、任意に罷免できる
議 会	①帝国議会は天皇の協賛機関 (天皇の立法権行使を協賛) ②帝国議会は衆議院・貴族院の二院制 ③両院の権限は対等 (予算先議権は衆議院)	①国会は国権の最高機関で唯一の立法機関 ②国会は衆議院・参議院の二院制 ③衆議院の優越
司 法	①裁判所は天皇の名において裁判を行う (天皇の司法権を行使) →大審院一控訴院一地方裁判所一区裁判所 ②違憲立法審査権 (法令が憲法に適合するか否かを審査する権限) はなし	①裁判所は司法権を行使する機関 (司法権は裁判所に属する) →最高裁判所一高等裁判所一地方裁判所一簡易裁判所 ②違憲立法審査権 (法令が憲法に適合するか否かを審査する権限) をもつ
軍 隊	①臣民に兵役の義務 ②統帥権の独立 (陸海軍の統帥権は内閣から独立して天皇に直属)	①平和主義 (戦争の放棄と戦力の不保持) ②文民統制 (「自衛隊法」により首相が自衛隊の最高指揮・監督権をもつ)
選 挙	衆議院議員は公選 (投票による選挙)	普通選挙 (納税制限などのない全ての成人に選挙権を認める選挙)
国民権利	臣民の権利は法律の範囲内で保障	基本的人権の尊重 (国民の民主的権利を保障)
憲法改正	天皇が発議した後、帝国議会で決議	国会が発議・決議した後、国民投票を行う
※1 天皇大権…統帥権、戒厳令宣告、緊急勅令発布、文武官の任免・宣戦・条約の締結、衆議院の解散、官制の制定など		
※2 元老…伊藤博文・井上馨・山県有朋・桂太郎 (長州出身)・黒田清隆・松方正義・西郷従道・大山巖 (薩摩出身)・西園寺公望 (公家出身)		
※3 重臣…内大臣・元首相・枢密院議長 (政党内閣終焉(1932)後は西園寺公望 (最後の元老) が重臣と協議して首相を選任、西園寺公望没(1940)後は重臣会議で首相を選任)		

[要点整理] 一明治民法と現行民法の比較

	明治民法(1898 年施行)	現行民法(1947 年施行)
戸主規定	戸主は一家の長であり、扶養の義務を負う (747 条)	戸主の規定なし
婚 姻	25 歳以下の女子は戸主の同意が必要 (772 条) 戸主とその家族はその家の氏を称する (746 条)	20 歳以上は親の同意は不必要 (737 条)
貞操義務	妻の姦通 (男女が不倫な関係を結ぶこと) は離婚理由になるが、 夫は姦通罪の適応がないと離婚理由にならない (813 条)	配偶者 (夫・妻の区別なし) の不貞行為で離婚可能 (770 条)
財 産	夫は妻の財産を管理し、無償で使用する (813 条)	該当条文なし
親 権	親権は父親にある (887 条)	親権は両親にある (818 条)
相 続	家督相続は直系男子優先の単独相続 (970 条)	遺産相続は男女平等 (900 条)

[要点整理] 一選挙制度の変遷

選挙法の公布		総選挙の実施			選挙人の資格			選挙人		被選挙人
内 閣	年	内 閣	年	選挙区制	直接国税	年 齢	性別	人数	人口比	年齢・性別
黒田清隆	1889 年	山県有朋①	1890 年	小選挙区	15 円以上	満 25 歳以上	男子	45 万人	1.1%	満 30 歳以上男子
山県有朋②	1900 年	山県有朋②	1902 年	大選挙区	10 円以上	満 25 歳以上	男子	98 万人	2.2%	満 30 歳以上男子
原 敬	1919 年	原 敬	1920 年	小選挙区	3 円以上	満 25 歳以上	男子	306 万人	5.5%	満 30 歳以上男子
加藤高明①	1925 年	田中義一	1928 年	中選挙区	制限なし	満 25 歳以上	男子	1240 万人	20.8%	満 30 歳以上男子
幣原喜重郎	1945 年	幣原喜重郎	1946 年	大選挙区	制限なし	満 20 歳以上	男女	3688 万人	50.4%	満 25 歳以上男女

回 山県有朋首相の主権線・利益線演説『帝国議会衆議院議事速記録』

予算中ニ就キマシテ 最 歳出ノ大部分ヲ占メルモノハ、即陸海軍ノ経費デ御座イマス。……蓋 国家独立自衛ノ道ニ二途アリ。第一ニ①主権線ヲ守禦スルコト、第二ニハ②利益線ヲ保護スルコトデアル。
 〔①国家主権の範囲 ②国家の政治的・経済的安定を保証する勢力範囲。具体的には朝鮮半島をさす〕

回 自由党を祭る文『万朝報』by 幸徳秋水

①歳ハ庚子に在り八月某夜、②金風浙瀝として露白く天高きの時、一星③忽焉として墜ちて声あり、嗚呼④自由党死す矣、而して其光栄ある歴史は全く抹殺されぬ。……汝④自由党の起るや、政府の圧抑は益々甚しく迫害は愈々急也。……見よ今や諸君は⑤退去令発布の総理⑥伊藤侯、退去令発布の内相⑦山県侯の忠実なる政友として、汝④自由党の死を視る⑧路人の如く、⑨吾人は獨り⑩朝報の孤壘に拠って尚ほ自由平等文明進歩の為に奮闘しつゝあることを。汝④自由党の死を弔し靈を祭るに方って、⑨吾人豈に⑪追昔撫今の情なきを得んや。
 〔①1900年 ②秋風のさびしい音のさま ③たちまち ④当時は憲政党。この後に伊藤と結んで立憲政友会を結成した ⑤保安条例 ⑥伊藤博文首相 ⑦山県有朋内相 ⑧道路を往来する人 ⑨我々。幸徳秋水ら ⑩『万朝報』 ⑪昔を思い今を慈しむ〕

[要点整理] 一 官僚制の変遷一

内 閣	公布年	法 令	内 容
伊藤博文①	1887年	文官高等試験開始	奏任官(上級官僚)登用のための試験(帝国大学法科・文科の学生は試験を免除される)
伊藤博文②	1893年	文官任用令公布	文官(武官以外の官吏)の任用資格に関する勅令 ①奏任官(大臣・地方官が天皇に奏請して任命)への任用を文官高等試験の合格者に限定 ②勅任官(天皇の勅命による任命)への任用は、任用規定がなく内閣の自由任用 ★勅任官は文官高等試験制度の適用範囲外であるため、大隈重信①内閣では政黨員の官僚への進出が激しかった
山県有朋②	1899年	文官任用令改正	政黨員が官僚に進出するのを防ぐため、勅任官の自由任用枠(特別任用枠)を制限 →勅任官への任用を文官高等試験の合格者に限定(勅任官は奏任官からの昇任を原則とする)
	1899年	文官分限令公布	文官の身分と職務の保障を規定(政党内閣成立などによる理由で官吏の免官されることを防ぐため)
	1899年	文官懲戒令公布	文官に対する懲戒の事由・種類を限定
山本権兵衛①	1913年	文官任用令再改正	政黨員が官僚に進出しやすいように、勅任官の自由任用枠(特別任用枠)を拡大

[要点整理] 一 軍部大臣現役武官制の変遷一

内 閣	公布年	内 容 ・ 目 的 ・ 影 響
山県有朋②	1900年	軍部大臣現役武官制制定 内容＝陸・海軍大臣の任用資格を「現役」の大將・中將に限る 目的＝軍部に対する政党の影響力を阻止するため 意義＝①政党から陸海軍大臣を任命できない、②軍部が大臣を出さないと内閣が成立しなくなる →軍部の発言を強大なものにし、軍部の政治介入のきっかけとなった 影響＝2 個師団増設問題(1912)(上原勇作陸相が辞職し、軍部大臣現役武官制により後任を推薦せず、西園寺公望②内閣が総辞職)
山本権兵衛①	1913年	軍部大臣現役武官制改正 内容＝「現役」規定を削除し、「予備役・後備役」まで拡大(ただし予備役・後備役軍人が就任した例はない) 背景＝2 個師団増設問題による西園寺公望②内閣の総辞職
広田弘毅	1936年	軍部大臣現役武官制復活 内容＝「現役」規定を復活 背景＝二・二六事件(1936)後、陸軍の政治的発言力が強まる 影響＝①宇垣一成内閣(1937)、②米内光政内閣の総辞職(1940)

㊦ 天津条約『日本外交年表並主要文書』

一、将来朝鮮国若シ^①変乱重大ノ事件アリテ日中兩國或ハ一國兵ヲ派スルヲ要スルトキハ^②應ニ先ス互ニ^③行文知照スヘシ。其事定マルニ及テハ仍即チ^④撤回シ再タヒ^⑤鼠防セス

〔①事変・内乱 ②文書で事前に通知すること ③撤兵 ④軍隊の駐留〕

㊦ 脱亜論『時事新報』by 福沢諭吉

我日本の国土は^①亜細亜の^②東辺に在りと雖ども、其国民の精神は既に^③亜細亜の^④固陋を脱して西洋の文明に移りたり。然るに爰に不幸なるは、近隣の国あり、一を^⑤支那と云ひ、一を朝鮮と云ふ。……左れば^⑥今日の^⑦謀を為すに、我国は^⑧隣国の開明を待て共に^⑨亜細亜を興すの猶予ある可らず。寧ろ^⑩其伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其^⑪支那朝鮮に接するの法も、隣国なるが故にとて特別の^⑫会釈に及ばず、將に西洋人が之に接するの風に從て処分す可きのみ。悪友を親しむ者は、共に悪名を免かる可らず。我れは心に於て^⑬亜細亜東方の悪友を^⑭謝絶するものなり。

〔①東の端 ②頑固で見識のせまいこと ③清国 ④欧米列強からの自立 ⑤清国と朝鮮 ⑥仲間 ⑦思いやり ⑧絶交〕

㊦ 下関条約『日本外交文書』

第一条 清国ハ朝鮮国ノ完全無欠ナル独立自主ノ国タルコトヲ確認ス。因テ右独立自主ヲ損害スヘキ朝鮮国ヨリ清国ニ対スル^①貢献典礼等ハ将来^②全ク之ヲ廢止スヘシ。

第二条 清国ハ左記ノ土地ノ主権並ニ該地方ニ在ル城堡、兵器製造所及官有物ヲ永遠日本国ニ割与ス。

- 一 左ノ經界内ニ在ル^③奉天省南部ノ地……
- 一 台湾全島及其ノ付属諸島嶼
- 一 澎湖諸島……

第四条 清国ハ軍費賠償金トシテ^④庫平銀^⑤二億兩ヲ日本国ニ支払フヘキコトヲ約ス。

〔①貢物の献上と臣下の礼 ②朝鮮に対する清国の宗主権が否定された ③遼東半島をさす ④清国で使用された秤ではかった銀貨 ⑤当時の日本円にして約3億1千万円〕

㊦ 三国干涉『日本外交文書』

^①露国皇帝陛下ノ政府ハ、日本ヨリ清国ニ向テ求メタル^②講和条件ヲ^③奪取スルニ、其要求ニ係ル遼東半島ヲ日本ニテ所有スルコトハ、常ニ^④清国ノ都ヲ危フスルノミナラズ、之ト同時ニ朝鮮国ノ独立ヲ有名無実トナスモノニシテ、右ハ将来永ク極東永久ノ平和ニ対シ障害ヲ与フルモノト認ム。随テ露国政府ハ日本国皇帝陛下ノ政府ニ向テ重テ其誠実ナル^⑤友誼ヲ表センガ為メ、茲ニ日本国政府ニ^⑥勧告スルニ、遼東半島ヲ確然領有スルコトヲ放棄スヘキコトヲ以テス。

〔①ニコライ二世 ②下関条約 ③実際にみて調べること ④北京 ⑤友好 ⑥1895年4月23日、ロシア公使がドイツ公使・フランス公使をとまって外務省に勧告書を手交した〕

回 日英同盟協約『日本外交文書』

第一条 …即チ其利益タル^①太不列顛國ニ取りテハ主トシテ清國ニ関シ、又日本國ニ取りテハ其清國ニ於テ有スル利益ニ加フルニ、^②韓國ニ於テ政治上並 商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ、両締約國ハ若シ右等利益ニシテ^③別國ノ侵略的行動ニ由リ、若クハ清國又ハ韓國ニ於テ両締約國孰レカ其臣民ノ生命及財産ヲ保護スル為メ干渉ヲ要スヘキ^④騷擾ノ發生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ、両締約國孰レモ該利益ヲ擁護スル為メ必要欠クヘカラサル措置ヲ執リ得ヘキコトヲ承認ス

第二条 若シ日本國又ハ^①太不列顛國ノ一方カ上記各自ノ利益ヲ防護スル上ニ於テ^③別國ト戦端ヲ開クニ至リタル時ハ、他ノ一方ノ締約國ハ厳正中立ヲ守リ併セテ其同盟國ニ対シテ他國カ交戦ニ加ハルヲ妨クルコトニ努ムヘシ

〔①イギリス ②1897年に朝鮮は国号を大韓帝国と改めていた ③ロシアをさす ④民衆運動。東学党の乱や義和団事件など〕

回 内村鑑三の戦争廃止論『万朝報』

①余ハ日露非開戦論者である許りでない、戦争絶対的廃止論者である。戦争ハ人を殺すことである。爾うして人を殺すことハ大罪悪である。爾うして大罪悪を犯して個人も国家も永久に利益を収め得やう筈ハない。世にハ戦争の利益を説く者がある。然リ、^②余も一時ハかかる愚を唱へた者である。然しながら今に至てその愚の極なりしを表白する。戦争の利益ハ其害毒を^③贖ふに足りない。戦争の利益ハ強盗の利益である。……勿論^④サニベルが政權を握る今日の日本に於て余の戦争廃止論が直に行はれやうとハ余と雖も望まない。然しながら戦争廃止論ハ今や文明国の識者の輿論となりつゝある。

〔①私。内村鑑三 ②内村鑑三は日清戦争にあたっては、それを弱い朝鮮を守る「義の為の戦争」であると主張していた ③つぐなう ④陸軍大将桂太郎が首相であったことをさす〕

回 ポーツマス条約『日本外交文書』

第二条 露西亞帝国政府ハ、日本國カ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及^①監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ^②阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス。……

第五条 露西亞帝国政府ハ、清國政府ノ承諾ヲ以テ、^③旅順口…太連並其ノ附近ノ領土及^④領水ノ^⑤租借權及該^⑤租借權ニ関連シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓与ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス。……

第六条 露西亞帝国政府ハ、^⑥長春・旅順口間ノ^⑦鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ付屬スル一切ノ權利、特權及財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ為メニ經營セラルル一切ノ^⑧炭坑ヲ、補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス。……

第九条 露西亞帝国政府ハ、^⑨薩哈連島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓与ス、其ノ讓与地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム……

第十一条 露西亞帝国政府ハ、日本海・「オホーツク」海及「ベーリング」海ニ^⑩瀬スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許与セムカ為日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス……

〔①取り締まること。監督管理 ②妨げること ③1898年にロシアが清国より租借した領土 ④領海 ⑤他国の主權を借り受けること ⑥東清鐵道(ロシアが1896年に敷設權獲得)の支線。のちの南滿州鐵道 ⑦撫順炭鉱など ⑧樺太 ⑨沿う〕

回 日韓議定書『日本外交年表並主要文書』

第四条 ①第三国ノ侵害ニ依リ若クハ内乱ノ為メ、大韓帝国ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危険アル場合ハ、大日本帝国政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルヘシ。而シテ大韓帝国政府ハ右大日本帝国ノ行動ヲ容易ナラシムル為メ、十分便宜ヲ與フル事。大日本帝国政府ハ、前項ノ目的ヲ達スル為メ、②軍略上必要ノ地点ヲ臨機収用スルコトヲ得ル事。
〔①ロシアをさす ②軍略上必要な地点をその都度収容できる土地収用権〕

回 第一次日韓協約『日本外交年表並主要文書』

一、韓国政府ハ、日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ①財務顧問トシテ韓国政府ニ②傭聘シ、財務ニ関スル事項ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ。
一、韓国政府ハ、日本政府ノ推薦スル外国人一名ヲ③外交顧問トシテ④外部ニ⑤傭聘シ、外交ニ関スル要務ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ。
〔①大蔵省主税局長目賀田種太郎が就任 ②頼んで雇うこと ③アメリカの駐日公使館顧問スチーブンスが就任 ④韓国外務省のこと〕

回 第二次日韓協約（乙巳保護条約）『日本外交文書』

第一条 日本国政府ハ、在東京外務省ニ依リ今後①韓国ノ外国ニ対スル関係及事務ヲ監理指揮スヘク、日本国ノ外交代表者及領事ハ外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ。
第三条 日本国政府ハ、其代表者トシテ②韓国皇帝陛下ノ③閣下ニ一名ノ④統監（レヂデントゼネラル）ヲ置ク。統監ハ専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スル為メ⑤京城ニ駐在シ、親シク②韓国皇帝陛下ニ⑥内謁スルノ權利ヲ有ス。……
〔①外交権掌握の規定 ②第 26 代皇帝高宗 ③皇帝の下 ④初代統監に伊藤博文が就任 ⑤韓国の首都。もともと漢城と呼んだが、日本によって強制的に改称させられた。現在のソウル ⑥正式の手続きをふまずに面会すること〕

回 第三次日韓協約『日本外交文書』

第一条 韓国政府ハ施政改善ニ関シ統監ノ指導ヲ受クルコト
第二条 ①韓国政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ処分ハ予メ統監ノ承認ヲ経ルコト
〔①行政権掌握の規定〕

回 日韓併合条約『日本外交文書』

第一条 ①韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ②日本国皇帝陛下ニ譲与ス
第二条 ②日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ケタル譲与ヲ受諾シ且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス
〔①第 27 代皇帝純宗 ②明治天皇〕

〔要点整理〕－元勲（元老）－

氏名	出身	在任年	期間	元老以前の主な地位	最終の爵位など
黒田清隆	薩摩	1889～1900 年	12 年間	参議・開拓次官・開拓長官・農商務相・首相	伯爵・陸軍中将
松方正義	薩摩	1898～1924 年	27 年間	参議・大蔵大輔・内務卿・大蔵卿・蔵相・首相	公爵
西郷従道	薩摩	? ～1902 年	? 年間	参議・文部卿・農商務卿・陸軍卿・海軍卿・海相・内相	侯爵・海軍大将・元帥
大山 巖	薩摩	1912～1916 年	5 年間	参議・陸軍卿・参謀本部長・陸相・海相・文相	公爵・陸軍大将・元帥
伊藤博文	長州	1889～1909 年	21 年間	参議・工部大輔・工部卿・内務卿・首相・枢密院議長	公爵
山県有朋	長州	1891～1922 年	32 年間	参議・陸軍卿・参謀本部長・内務卿・内相・首相	公爵・陸軍大将・元帥
井上 馨	長州	1904～1915 年	12 年間	参議・工部卿・外務卿・外相・農商務相・内相・蔵相	侯爵
桂 太郎	長州	1911～1913 年	3 年間	陸軍次官・台湾総督・陸相・首相	公爵・陸軍大将
西園寺公望	公家	1912～1940 年	29 年間	文相・外相・枢密院議長・立憲政友会総裁・首相	公爵

回 製糸女工の実態『日本之下層社会』by 横山源之助

①余嘗て桐生・足利の②機業地に遊び、聞いて極楽観て地獄、職工自身が然かく口にせると同じく、余も亦たその境遇の甚しきを見て之を案外なりとせり。而も足利・桐生を辞して前橋に至り、製糸職工に接し、更に織物職工より甚しきに驚ける也。労働時間の如き、忙しきときは朝床を出でて直に業に服し、③夜業十二時に及ぶこと稀ならず。……若し各種労働に就き、其の職工の境遇にして憐むべき者を挙げれば製糸職工第一たるべし。

[①著者の横山源之助 ②織物業地帯。ここでは絹織物業の盛んな地域 ③昼夜交代の紡績女工の労働時間は12時間、製糸女工は12時までの夜勤、労働時間は18時間に及ぶことも珍しくなかった]

回 治安警察法『官報』

第五条 左ニ掲クル者ハ①政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス
一、現役及ビ召集中ノ予備後備ノ陸海軍軍人 二、警察官 三、神官神職僧侶其ノ他諸宗教師
四、官立公立私立学校ノ教員学生生徒 五、②女子 六、未成年者 七、③公権剥奪及停止中ノ者
女子及未成年者ハ公衆ヲ会同スル政談集会ニ会同シ若ハ其ノ発起人タルコトヲ得ス……

[①政治 ②大正期に新婦人協会が、この禁止条項の撤廃を要求し1922年に実施された ③公民として国政に参加する権利]

回 工場法『官報』

第一条 本法ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル工場ニ之ヲ適用ス
一 常時①十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ
本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二条 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス。但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続き就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス。……

第三条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ、一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス……

第四条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ、②午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ就業セシムルコトヲ得ス……

[①1923年には10人以上に改正された ②深夜業禁止の規定]

[要点整理] 一 工場法と労働基準法の比較一

	工場法(1911年公布・1916年施行)	労働基準法(1947年公布)
労働年齢	12歳未満の就業禁止	15歳未満の就業禁止
労働時間	15歳未満及び女子は1日12時間以上の就業禁止	1日8時間、週40時間以上の就業禁止 女子は週6時間、年間150時間以上の時間外労働禁止
深夜業	15歳未満及び女子は午後10時から午前4時まで就業禁止	看護師など特定業種以外は午後10時～午前5時まで禁止
賃金	該当条文なし	男女同一賃金
休日	15歳未満及び女子は女子は毎月最低2日の休日	女性の休日労働は原則禁止
産前産後	育児中の女子への制限・禁止が可能	産前6週間、産後6週間の休業を保障
備考	※従業員数15名未満の工場には適用されず ※資本案の反対で施行は1916年まで延期される	※労働時間・深夜業・休日の規定は1997の改正で削除 ※男女雇用機会均等法(1985・1997・2007)などで改善される

〔①第3次桂太郎内閣を中心とする藩閥・官僚 ②天皇の御座所 ③弾よけ ④詔書と勅語。天皇の意思を伝える公的な文書。桂は組閣反対を押さえるため大正天皇より詔勅を出さしめたりした ⑤桂太郎 ⑥立憲同志会のこと。桂太郎は組閣後、新党結成準備をはじめた〕

〔①1914年に日本は中国山東省のドイツ租借地青島を占領した ②石橋湛山 ③小日本主義の立場。石橋湛山は、政府のとり大日本主義(軍国主義・国家主義・専制主義)に対し、自由主義・個人主義・産業主義、植民地の放棄を主張した小日本主義を展開した ④もとからの論〕

回 二十一カ条の要求『日本外交文書』

第一号(前文略)

第一条 ①支那国政府ハ、独逸国カ山東省ニ関シ条約其他ニ依リ支那国ニ対シテ有スル一切ノ権利・利益・譲与等ノ処分ニ付、
②日本国政府カ独逸国政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス

第二条 ②日本国政府及①支那国政府ハ①支那国政府カ南満州及東部内蒙古ニ於ケル②日本国ノ優越ナル地位ヲ承認スルニヨリ、
茲ニ左ノ条款ヲ締約セリ

第一条 両締約国ハ、旅順・大連租借期限 並 ③南満州及安奉両鉄道各期限ヲ何レモ更ニ④九十九ヶ年ツツ延長スヘキコトヲ約ス

第三号(前文略)

第一条 両締約国ハ、将来適当ノ時機ニ於テ⑤漢冶萍公司ヲ両国ノ合弁トナスコト……ヲ約ス

第四号(前文略)

①支那国政府ハ、①支那国沿岸ノ港湾島嶼ヲ他国ニ譲与シ若クハ貸与セサルヘキコトヲ約ス

第五号

一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ⑥僱用セシムルコト

[①中華民国の袁世凱政府 ②時の内閣は第二次大隈重信内閣 ③南満州鉄道株式会社が経営する旅順・長春、安東・奉天間の鉄道 ④租借期間は25年間だったので、99年間に延長しようとした ⑤漢陽製鉄所・大冶鉄山・萍郷炭鉱を総合経営する中国の民間会社 ⑥招いて雇う]

回 石井・ランシング協定『日本外交文書』

合衆国及①日本国両政府ハ、領土相近接スル国家ノ間ニハ特殊ノ関係ヲ生スルコトヲ承認ス。從テ合衆国政府ハ①日本国カ②支那ニ於テ③特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス。……合衆国及①日本国両政府ハ毫モ②支那ノ独立又ハ領土保全ヲ侵害スルノ目的ヲ有スルモノニアラサルコトヲ声明ス。且右両国政府ハ常ニ②支那ニ於テ所謂④門戸開放又ハ商工業ニ対スル⑤機会均等ノ主義ヲ支持スルコトヲ声明ス。

[①時の内閣は寺内正毅内閣 ②中華民国は当時段祺瑞政権 ③日本は政治的権益も含むものとしたのに対し、アメリカは経済的關係に限るとして対立が表面化した ④自国の勢力圏内で他国の通商活動を規制しない ⑤自国の勢力圏内で自国の通商活動を優遇しない]

回 米騒動『東京朝日新聞』

富山県①中新川郡西水橋町町民の大部分は出稼業者なるが、②本年度は出稼先なる樺太は不漁にて帰路の③路銀に差支ふる有様にて生活頗る窮迫し、加ふるに昨今の米価暴騰にて困窮愈々其極に達し居れるが、④三日午後七時漁師町一帯の女房連二百名は海岸に集合して三隊に分れ、一は⑤浜友有志、一は町有志、一は浜地の米屋及び米所有者を襲ひ、所有米は他に売らざること及び此際⑥義侠的に米の⑦廉売を嘆願し、之を聞かざれば家を焼払ひ一家を⑧斃殺すべしと脅迫し事態頗る穩かならず、斯くと聞きたる東水橋警察署より巡查数名を出動させ、必死となりて解散を命じたるに漸く午後十一時頃より解散せるも、一部の女達は米屋の付近を⑨徘徊し米を他に売るを警戒し居れり。

[①現在の富山市 ②1918年 ③旅費 ④1918年8月 ⑤漁業などに従事する人 ⑥男気で ⑦安い値段で売ること ⑧皆殺し ⑨うろろと歩きまわる]

㊦ 原敬首相の普通選挙観『原敬日記一大正九(1920)年二月二十日一』

①漸次に選挙権を拡張する事は何等異議なき処にして、又②他年国情に之に至れば、所謂普通選挙も左まで憂ふべきにも非らざれども、③階級制度打破と云ふが如き、④現在の社会組織に向て打撃を試みんとする趣旨より、納税資格を撤廃すと云ふが如きは、実に危険極まる次第にて、此の民衆の強要に因り現代組織を破壊する様の勢を作らば、実に国家の基礎を危ふするものなれば、寧ろ此際、⑤議會を解散して政界の一新を計るの外なきかと思ふ。……

[①原内閣は1919年5月の選挙法改正で選挙権を直接国税10円以上から3円以上と改めている ②やがていつか、国内の事情がそのようなことを許すようになったならば ③社会主義的主張 ④現代の資本主義体制 ⑤憲政会・国民党は連合して1919年から翌年にかけての第42議会で普選法案を提出していた。これに対し原内閣は議會を解散し、5月の総選挙で大勝している]

㊦ 朝鮮三・一独立宣言—三・一独立運動の宣言書—『現代史資料』

①我等ハ茲ニ我朝鮮國ノ独立タルコト及朝鮮人ノ自由民タルコトヲ宣言ス。此ヲ以テ世界万邦ニ告グ人道平等ノ大義ヲ②克明シ、此ヲ以テ子孫万代ニ誥ヘ民族自存ノ③正權ヲ永有セシム。……

[①独立宣言に署名した天道教(朝鮮の民族宗教)徒・キリスト教徒・仏教徒による民族代表33名 ②明らかにする ③正当なる権利]

㊦ 四カ国条約『日本外交年表並主要文書』

第一条 ①締約國ハ互ニ太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ関スル其ノ權利ヲ尊重スヘキコトヲ約ス。……
[①英・米・日・仏の4カ国]

㊦ 九カ国条約『日本外交年表並主要文書』

第一条 ①支那国以外ノ締約國ハ左ノ通約定ス
一、支那ノ主權、獨立並其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト
第三条 一切ノ国民の商業及工業ニ対シ、支那ニ於ケル②門戸開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有効ニ適用スルノ目的ヲ以テ、支那国以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク又各自国民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約定ス
[①中国を除いた英・米・日・仏・伊・オランダ・ベルギー・ポルトガルの8カ国 ②1899年にジョン＝ヘイが提唱して以来、アメリカの対中国政策の基本原則。中国では進出したすべての国が同一の待遇を受けるべきだとするもの]

㊦ ワシントン海軍軍縮条約『日本外交年表並主要文書』

第一条 ①締約國ハ②本条約ノ規定ニ從ヒ各自ノ海軍軍備ヲ制限スヘキコトヲ約定ス
第四条 ①締約國ノ③主力艦合計代換噸數ハ基準排水量ニ於テ④合衆國五十二万五千噸、英帝國五十二万五千噸、仏蘭西國十七万五千噸、伊太利國十七万五千噸、日本國三十一万五千噸ヲ超ユルコトヲ得ス
[①英・米・日・仏・伊の5カ国 ②ワシントン海軍軍縮条約 ③戦艦・巡洋戦艦のこと。また今後10年間はこの建造も許されない ④主力艦保有量の比率は、英米・日・仏伊それぞれ5:3:1.67となった]

㊦ 治安維持法『官報』

第一条 ①国体ヲ变革シ又ハ②私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ③懷ヲ知りテ④之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ⑤懲役又ハ⑥禁錮ニ処ス
[①天皇制を中心とする国家体制のこと ②資本主義制度や寄生地主制を否定すること。具体的には共産主義をさす ③事情を知って ④共産党をさす ⑤刑務所に拘置し労働させる刑罰 ⑥刑務所に拘置するが、労働はさせない刑罰]

内 閣	公布年	法 令	内 容
山県有朋②	1900年	治安警察法制定	社会運動・労働運動を取り締まる(女子・未成年者の政治集会禁止、争議行為禁止など)
高橋是清	1922年	治安警察法改正	第5条を改正(女子の政治集会参加を認める)
加藤高明	1925年	治安維持法制定	国体の変革・私有財産の否認を目的とする結社を禁止(最高刑は禁錮10年)
田中義一	1928年	治安維持法改正	国体の変革を目的とする結社を禁止(最高刑を死刑に改正して国体変革を懲罰化)
近衛文麿②	1941年	治安維持法再改正	国体の変革を目的とする結社を禁止(再犯の可能性のある者への予防拘禁制を導入)
幣原喜重郎	1945年	圧政的諸制度の撤廃	治安警察法・治安維持法・特別高等警察を廃止

回 吉野作造の民本主義『中央公論』

①民本主義といふ文字は、日本語としては極めて新しい用例である。従来は民主主義といふ語を以て普通に唱へられて居つたやうだ。時としては又民衆主義とか平民主義とか呼ばれたこともある。然し民主主義といへば、②社会民主党などといふ場合に於けるが如く、「国家の主権は人民にあり」といふ危険なる学説と混同され易い。又平民主義といへば、平民と貴族とを対立せしめ、貴族を敵にして平民に味方するの意味に誤解せらるるの恐れがある。独り民衆主義の文字文法は、以上の如き欠点はないけれども、民衆を「重んずる」といふ意味があらはれない嫌がある。我々が視て以て憲政の③根柢と為すところのものは、政治上一般民衆を重んじ、其間に貴賤上下の別を立てず、しかも④国体の君主制たると共和制たるとを問はず、普く通用する所の主義たるが故に、①民本主義といふ比較的新しい用語が一番適當であるかと思ふ。

[①吉野作造がつくつた、民意尊重という意味でのデモクラシーの訳語 ②人民主権・社会主義政策を唱え、労働者を支持層とする政党で、ドイツ社会民主党が代表的 ③土台 ④国家体制。主権の所在により区別した国家の根本的特質]

回 『青鞥』発刊の辞『青鞥』by 平塚雷鳥

①元始、②女性は寒に太陽であつた。③真正の人であつた。今、女性は月である。④他に依つて生き...他の光によつて輝く、病人のやうな蒼白い顔の月である。……偕てこゝに青鞥は初声を上げた。現代の日本の女性の煩惱と手によって始めて出来た青鞥は初声を上げた。⑤私共は隠されて仕舞つた我が太陽を今や取戻せばならぬ。……

[①原始、始め ②女性の地位は高く、主体性をもっていた ③偽りのないこと。ほんもの ④男性に依存して ⑤平塚雷鳥]

[要点整理] 一大正・昭和時代の国際条約一

会議・条約名		内 容	参加国	日本全権
パリ講和会議	ヴェルサイユ条約(1919)	①山東省のドイツ利権の承認 ②赤道以北のドイツ領南洋諸島の委任統治権 ③人種差別禁止案(英・米の反対により不採択) ④国際連盟設立の決定→国際連盟発足(1920)	27 カ国	西園寺公望 牧野伸顯
	四カ国条約(1921)	太平洋の現状維持に関する条約(日英同盟廃棄)	英・米・日・仏	加藤友三郎(海相)
	九カ国条約(1922)	中国問題に関する条約(石井・ランシング協定廃棄) →中国の主権尊重・領土保全・門戸開放・機会均等 ※山東省の旧ドイツ利権の中国への返還を約束	英・米・日・仏 伊・蘭・ベルギー ポルトガル・中国	幣原喜重郎(駐米大使) 徳川家達(貴族院議長)
	ワシントン海軍軍縮条約(1922)	①主力艦の保有量の制限(英米：日：仏伊＝5：3：1.67) ②主力艦の10年間建造禁止(→八・八艦隊計画の挫折)	英・米・日 仏・伊	
ワシントン会議提唱(ハーディング)	山東懸案解決条約(1922)	二十一カ条の要求で獲得した 山東省の旧ドイツ利権を中国に返還	日・中	加藤友三郎(海相) 幣原喜重郎(駐米大使)
	ジュネヴ海軍軍縮会議(1927) ★提唱＝クーリッジ(米大統領)	補助艦の制限を目的とするが、英・米の対立で不成立 ※仏・伊は総トン数制限案の拒否を理由に不参加	英・米・日 (仏・伊は不参加)	斎藤実
	(パリ)不戦条約(1928) ★提唱＝ケロッグ(米)・ブリアン(仏)	「人民ノ名ニ於イテ」戦争を放棄することを明記 ※日本では「人民ノ名ニ於イテ」が問題となる	15 カ国 (のち 63 カ国)	内田康哉 石井菊次郎
	ロンドン海軍軍縮条約(1930) ★提唱＝マクドナルド(英国首相)	①主力艦の建造禁止を5年間延長 ②補助艦の保有量の制限(英米：日＝10：6.97(約7割)) ※仏・伊は参加したが調印していない	英・米・日 仏・伊	若槻礼次郎 財部彪(海相)

回 金融恐慌に対する伊東巳代治(枢密院顧問官)の見解『伯爵伊東巳代治』

①現内閣ハ②二銀行③二商店ノ救済ニ熱心ナルモ、④支那方面ノ我ガ居留民及対支貿易ニ付テハ何等施ス所ナク、唯々我等ノ耳ニ達スルモノハ、其ノ⑤惨憺タル暴状ト、而シテ政府ガ弾圧手段ヲ用イテ、之等ノ報道ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁止シタルコトナリ。之ヲ要スルニ⑥今日ノ恐慌ハ現内閣ノ⑦内外ニ対スル失政ノ結果ナリト云フヲ憚ラズ。……

〔①第一次若槻礼次郎内閣 ②台湾銀行 ③鈴木商店 ④国民革命軍の北伐による日本総領事館襲撃などの事件 ⑤みじめなさま ⑥金融恐慌 ⑦台湾銀行の不良貸付けの暴露と幣原喜重郎外相の対中国協調(軟弱)外交をさす〕

回 東方会議「対支政策綱領」『日本外交年表並主要文書』

東方会議ハ①本大臣主宰ノ下ニ本省幹部、②在支公使、在上海、在漢口、在奉天各総領事並陸海軍、大蔵、関東庁、朝鮮総督府各代表ヲ会シ、6月27日開会以來支那時局並之レカ対策ニ関シ隔意ナキ意見ヲ聴取シタル上、本7日ノ最終會議ニ於テ①本大臣ヨリ対支政策綱領トシテ左ノ通訓セリ……。

五、此間支那ノ政情不安ニ乗シ、往々ニシテ③不逞分子ノ④跳梁ニ因リ治安ヲ紊シ、不幸ナル国際事件ヲ惹起スルノ虞アルハ争フヘカラサル所ナリ。帝国政府ハ……支那ニ於ケル帝国ノ權利並に在留邦人ノ生命財産ニシテ不法ニ⑤侵害セラルル虞アルニ於テハ、必要ニ応シ⑥断乎トシテ自衛ノ措置ニ出テ之ヲ擁護スルノ外ナシ。

六、⑦滿蒙殊ニ⑧東三省地方ニ関シテハ、国防上並國民の生存ノ關係上重大ナル利害關係ヲ有スルヲ以テ、我邦トシテ特殊ノ考量ヲ要スルノミナラス、同地方ノ平和維持經濟發展ニ依リ内外人安住ノ地タラシムルコトハ、⑨接壤ノ隣邦トシテ特ニ責務ヲ感セサルヲ得ス。……

〔①田中義一首相兼外相 ②芳沢謙吉駐華公使 ③よろしくないもの。ここでは反日・抗日的な立場の人物や団体、特に中国共産党をさす ④暴れまわる ⑤北伐をさす ⑥強い意志をもって自衛の手段(出兵を意味する)を取り、日本の利権を擁護する。これを現地保護主義という ⑦満州・モンゴル ⑧中国東部にある黒竜江・吉林・奉天の三省 ⑨境を接した国〕

回 パリ不戦条約『日本外交年表並主要文書』

第一条 ①締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互關係ニ於テ②国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ③人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言ス

〔①初め米英日独仏など15カ国が調印。のち63カ国が参加した ②国家の外交政策の手段としての戦争を放棄すること ③この文言が国体に反するとして民政党が反対した〕

回 治安維持法の改正(1928)―田中義一内閣―『官報』

第一条 ①国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル(担当シタル)者ハ、死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ②懲役若ハ③禁錮ニ処シ、情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ、二年以上ノ有期ノ懲役又ハ④禁錮ニ処ス。……

〔①天皇制を中心とする国家体制のこと。また、改正では国体の変革に重点が置かれたため、「私有財産制度の否認」については規定されていない ②刑務所に拘置し労働させる刑罰 ③刑務所に拘置するが、労働はさせない刑罰〕

㊦ 天皇機関説問題『帝国議会貴族院議事速記録』

①去ル二月十九日②本會議ニ於キマシテ、③菊池男爵其他ノ方カラ、④私ノ著書ノコトニ付キマシテ御発言ガアリマシタニ付キ、茲ニ一言一身上ノ弁明ヲ試ムルノ已ムヲ得ザルニ至リマシタコトハ、私ノ深く遺憾トスル所デアリマス。……所謂⑤機関説ト申シマスルノハ、国家ソレ自身ヲツノ生命アリ、ソレ自身ニ目的ヲ有スル恒久的ノ国体、即チ法律学上ノ言葉ヲ以テ申セバ、ツノ法人ト觀念イタシマシテ、天皇ハ此法人タル国家ノ元首タル地位ニ在リマシ、国家ヲ代表シテ国家ノ一切ノ權利ヲ總攬シ給ヒ、天皇ガ憲法ニ從ッテ行ハセラレマスル行為ガ、即チ国家ノ行為タル効力ヲ生ズルト云フコトヲ言ヒ現ハスモノデアリマス。

〔①1935 年 ②第 67 議会貴族院本會議 ③菊池武夫男爵陸軍中將 ④美濃部達吉の著書『憲法提要』 ⑤天皇機関説〕

㊦ 国体明徴声明『現代史資料』

恭しく惟みるに、我が①国体は、②天孫降臨の際下し賜へる③御神勅に依り明示せらるゝ所にして、万世一系の天皇国を統治し給ひ、④宝祚の隆は天地と与に窮なし。されば⑤憲法發布の御上諭に「国家統治ノ大権ハ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」と宣ひ、憲法第一条には「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と明示し給ふ。即ち大日本帝国統治の大権は嚴として天皇に存すること明かなり。若しも夫れ統治権が天皇に存せずして天皇は⑥之を行使する為の機関なりと為すが如きは、是れ全く万邦無比なる我が①国体の本義を愆るものなり。近時⑦憲法学説を繞り①国体の本義に関連して兎角の論議を見るに至れるは寔に遺憾に堪へず。政府は愈々①国体の⑧明徴に力を効し其の精華を發揚せんことを期す。

〔①天皇制を中心とする国家体制 ②ニニギノミコトが高天原からこの国に降ってきたという神話 ③天照大神がニニギノミコトに下した神勅で、大神の子孫が日本を統治すること ④天皇の位 ⑤1889 年 2 月 11 日の憲法發布あたって発せられた勅諭 ⑥天皇機関説をさす ⑦天皇機関説などの憲法学説 ⑧明らかに証する〕

㊦ 二・二六事件一蹴起趣意書一『現代史資料』

謹んで惟みるに、我が神州たる所以は万世一系たる天皇陛下御統帥の下に、挙国一体生成化育を遂げ、遂に①八紘一宇を完うするの②国体に存す。此の②国体の尊嚴秀絶は③天祖肇国、神武建国より明治維新を経て益々体制を整へ、今や方に万邦に向つて開頭進展を遂ぐべきの秋なり。然るに④頃来遂に不逞凶惡の徒簇出して私心我欲を恣にし、⑤至尊絶對の尊嚴を⑥藐視し、僭上之れ働き、万民の生成化育を阻礙して、塗炭の疾苦に呻吟せしめ、随つて⑦外侮外患日を遂うて激化す。所謂⑧元老・⑨重臣・⑩軍閥・⑪財閥・官僚・⑫政党等は此の②国体破壊の⑬元兇なり。⑭倫敦軍縮条約、並に⑮教育総監更迭に於ける⑯統帥權干犯、至尊兵馬大権の⑰僭窃を図りたる⑱三月事件、或は⑲学匪、⑳共匪、㉑大逆教団等の利害相結んで陰謀をたらざるなき等は最も著しき事例にして…②中岡、㉒佐郷屋、㉓血盟団の㉔先軋捨身、五・一五事件の憤騰、相沢中佐の㉕悶発となる、寔に故なきに非ず。……

〔①八紘は四方と四隅。一字は一棟の家。全世界を天皇を頂点として一つの家のようにまとめること ②国家体制 ③天祖は天照大神。肇国は国を肇めること ④最近 ⑤天皇 ⑥軽んじてさげすむこと ⑦中国での排日運動と連盟の脱退 ⑧西園寺公望 ⑨侍従長鈴木貫太郎・内大臣齋藤實をさす ⑩統制派の永田鉄山らをさす ⑪三井・三菱・住友・安田などをいう ⑫立憲政友会・立憲民政党 ⑬悪事を企んだ張本人 ⑭ロンドン海軍軍縮条約 ⑮皇道派の真崎甚三郎の教育総監更迭 ⑯天皇の軍隊を率いる権利をおかす ⑰臣下が分を超えて主君の権限をおかす ⑱橋本欣五郎中佐を中心とした桜会のクーデタ計画 ⑲自由主義的学者(滝川幸辰・美濃部達吉らをさす) ⑳共產主義者 ㉑不敬罪で弾圧された大本教(京都府の未亡人出口なおが創始した神道系宗教団体。女婿出口王仁三郎により組織化されたが、1935 年不敬罪で結社禁止となった) ㉒原敬首相を暗殺した中岡良一 ㉓浜口雄幸首相を狙撃した佐郷屋留雄 ㉔1932 年、血盟団員が前蔵相井上準之助、三井合名理事長岡琢磨を暗殺 ㉕さきに出た暗殺団の決死の働き ㉖1935 年、相沢中佐が陸軍軍務局長永田鉄山を暗殺したこと〕

【金(輸出)解禁・金輸出再禁止】(P79 対応図解)

①兌換紙幣(正貨(金貨 or 銀貨)と交換できる紙幣)	(1) 金本位制(紙幣と金貨と交換できる・外国との取引を金貨で決済=金輸出・金輸入)
→自国の正貨保有量に応じて紙幣流通量を調整	(2) 銀本位制(紙幣と銀貨と交換できる・外国との取引を銀貨で決済=銀輸出・銀輸入)
②不換紙幣(正貨(金貨 or 銀貨)と交換できない紙幣)	(1) 紙幣流通量が増大→物価高(インフレ)→紙幣の価値が下落
→自国の正貨保有量に関わらず政府が紙幣を発行	(2) 紙幣流通量が減少→物価安(デフレ)→紙幣の価値が上昇

㊦ 第一次近衛声明－「国民政府ヲ对手トセス」『日本外交年表並主要文書』

帝国政府ハ①南京攻略後尙ホ②支那国民政府ノ反省ニ最後ノ機会ヲ与フルタメ今日ニ及ヘリ。然ルニ国民政府ハ帝国ノ真意ヲ解セス③漫リニ抗戦ヲ策シ、内民人塗炭ノ苦ミヲ察セス、外東亜全局ノ和平ヲ顧ミル所ナシ。仍ッテ帝国政府ハ爾後④国民政府ヲ对手トセス、帝国ト真ニ提携スルニ足ル⑤新興支那政権ノ成立発展ヲ期待シ、是ト両国国交ヲ調整シテ更生新支那ノ建設ニ協力セントス。

〔①1937 年 12 月 13 日に占領。この時、南京大虐殺事件が起こった ②蒋介石の国民政府 ③蒋介石が国民政府を重慶に移して抗戦したこと ④国民政府の否認・抹殺するとの趣旨だと声明した ⑤日本の傀儡となる政権誕生を期待。後、この近衛声明に呼应して重慶を脱出した汪兆銘が 1940 年 3 月に南京に新国民政府を樹立〕

㊦ 第二次近衛声明－「東亜新秩序建設」－『日本外交年表並主要文書』

①国民政府ハ既ニ②地方ノ一政権ニ過ギズ。然レドモ、同政府ニシテ抗日容共政策ヲ固執スル限り、コレガ潰滅ヲ見ルマデハ、帝国ハ断ジテオヲ取ムルコトナシ。帝国ノ冀求スル所ハ、③東亜永遠ノ安定ヲ確保スベキ新秩序ノ建設ニ在リ。今次征戦究極ノ目的亦此ニ存ス。コノ新秩序ノ建設ハ日滿支三国相携ヘ、政治、経済、文化等各般ニ亘リ互助連環ノ関係ヲ樹立スルヲ以テ根幹トシ、東亜ニ於ケル国際正義ノ確立、共同防共ノ達成、新文化ノ創造、経済結合ノ実現ヲ期スルニアリ。

〔①蒋介石の国民政府 ②拠点を重慶に移した ③東アジアの永久の安全を保障する新秩序(東亜新秩序)の建設〕

㊦ 国家総動員法『官報』

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時①戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジニ際シ国防目的達成ノ為、国ノ全カヲ最モ有効ニ發揮セシムル様、人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、②帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

〔①国際法上、宣戦布告のない日中戦争は事変と呼ばれた(北支事変→支那事変) ②第 3 条で定められた生産・運輸・通信・金融・衛生などの 9 項目の業務。これにより国民徴用令が発せられた〕

㊦ 治安維持法の再改正（1941）－第二次近衛文麿内閣－『官報』

第三十九条 第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者、其ノ執行ヲ終リ、釈放セラレベキ場合ニ於テ、釈放後ニ於テ更ニ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ、裁判所ハ検事ノ請求ニ因リ本人ヲ①**予防拘禁**ニ付スル旨ヲ命ズルコトヲ得。

〔①刑期満了後も改悛の情のない者を、犯罪予防のため引き続き拘禁する処分〕

㊦ 日独伊三国同盟『日本外交年表並主要文書』

第一条 日本国ハ、**独逸国**及**伊太利国**ノ①**欧州ニ於ケル新秩序建設ニ関シ**、指導的地位ヲ認め且之ヲ尊重ス。

第二条 **独逸国**及**伊太利国**ハ、日本国ノ②**大東亜ニ於ケル新秩序建設ニ関シ**、指導的地位ヲ認め且之ヲ尊重ス。

第三条 日本国、**独逸国**及**伊太利国**ハ、前記ノ方針ニ基ク努力ニ付キ相互ニ協カスヘキコトヲ約ス。更ニ三締約国中何レカノ一國力、現ニ③**欧州戦争**又ハ④**日支戦争**ニ⑤**参入シ居ラサル一國**ニ依テ攻撃セラレタルトキハ、三国ハ有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコトヲ約ス

〔①それまでの英仏主導のベルサイユ体制にかわる、独・伊に有利なヨーロッパの国際秩序。その実現のため、1939年5月に独伊軍事同盟が結ばれ、9月に第二次世界大戦が引き起こされた ②英・仏に妥協したワシントン体制にかわる、日本が支配的地位を占める東アジアの国際秩序。「満州国」や日本軍占領地域に樹立した汪兆銘の南京「国民政府」などによって構成される。その後、「大東亜共栄圏」へととなり、太平洋や東南アジアへも拡大された ③第二次世界大戦をさす ④日中戦争をさす ⑤アメリカのこと〕

㊦ 日ソ中立条約『日本外交年表並主要文書』

第一条 両①**締約国**ハ両国間ニ平和及友好ノ関係ヲ維持シ、且相互ニ他方締約国ノ領土ノ保全及②**不可侵**ヲ尊重スヘキコトヲ約ス

第二条 ①**締約国**ノ一方カー又ハ二以上ノ③**第三国**ヨリノ軍事行動ノ対象ト為ル場合ニハ、他方①**締約国**ハ該紛争ノ全期間中**中立**ヲ守ルヘシ

〔①日本・ソ連 ②侵略しない ③日本の松岡洋右外相はアメリカを想定し、ソ連がドイツを想定していた事に気づかなかった〕

㊦ 帝国国策遂行要領『日本外交年表並主要文書』

帝国ハ現下ノ急迫セル情勢特ニ①**米英蘭ナド各国ノ執レル対日攻撃**、②**「ソ」連ノ情勢**及③**帝国力ノ弾撥性**等ニ鑑ミ「情勢ノ推移ニ伴フ④**帝国国策要綱**」中、南方ニ対スル施策ヲ左記ニ依リ遂行ス

一、帝国ハ自存自衛ヲ全フスル為対**米（英蘭）**戦争ヲ辞セサル決意ノ下ニ概ネ十月下旬ヲ目途トシ戦争準備ヲ完整ス

二、帝国ハ右ニ並行シテ⑤**米…英ニ対シ外交ノ手段ヲ尽シテ**⑥**帝国ノ要求貫徹ニ努ム**。……

三、前号外交交渉ニ依リ十月上旬頃ニ至ルモ尚我要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直チニ対**米（英蘭）**開戦ヲ決意ス。

対南方以外ノ施策ハ既定国策ニ基キ之ヲ行ヒ特ニ米「ソ」ノ対日連合戦線ヲ結成セシメサルニ勉ム

〔①英・米・蘭・中国の**A B C D包囲陣** ②**独ソ戦争**の開始 ③戦争遂行力の弾力性 ④1941年7月2日の御前会議における南方進出のための対米英戦、対ソ戦準備の決定 ⑤駐米大使**野村吉三郎**による**日米交渉** ⑥日本の要求事項は、米英の「支那事变」処理への不介入と極東軍事の増強、通商回復であるとし、日本の了解事項は仏印からの撤兵とフィリピン中立保障であるとしている〕

回 カイロ宣言『日本外交年表並主要文書』

①三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ。右①同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス。又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス。

右①同盟国ノ目的ハ、日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界大戦ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル②太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲・③台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ。日本国ハ暴力及貪欲ニ依リ日本国ノ略取シタル④他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ

①前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ、應テ⑥朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ、日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ

[①アメリカ(ルーズヴェルト大統領)・イギリス(チャーチル首相)・中華民國(蔣介石大統領) ②旧ドイツ領南洋諸島は国際連盟の委任統治領として、日本が統治していた(委任統治権) ③台湾・澎湖島は日清戦争後の下関条約によって日本に割譲された ④「満洲国」や日本軍の占領地域をさす ⑤日本による朝鮮の植民地支配をさす ⑥日本敗北後の朝鮮独立を約束した最初のもの]

回 ヤルタ協定『日本外交年表並主要文書』

①三大国即チ②「ソヴィエト」連邦、③「アメリカ」合衆国及④英国ノ指揮者ハ⑤「ドイツ」国カ降伏シ且「ヨーロッパ」ニ於ケル戦争カ終結シタル後二月又ハ三月ヲ経テ「ソヴィエト」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合国ニ与シテ日本ニ対スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ

一、外蒙古(蒙古人民共和国)ノ現状ハ維持セラルヘシ

二、千九百四年ノ⑥日本国ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」国ノ旧権利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ……

(イ)樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ

三、⑦千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ

①三大国ノ首班ハ「ソヴィエト」連邦ノ右要求カ日本国ノ敗北シタル後ニ於テ確実ニ満足セシメラルヘキコトヲ協定セリ

[①アメリカ・イギリス・ソ連 ②ソ連首相スターリン ③アメリカ大統領ローゼンヴェルト ④イギリス首相チャーチル ⑤1945年5月7日 ⑥日露戦争をさす ⑦千島列島は1875年に締結された樺太・千島交換条約で日本の領土となったものである。それは対等な平和的条約による領土の交換であって、日本が侵略によってロシアから奪い取ったものでない]

回 ポツダム宣言『日本外交年表並主要文書』

①吾等②合衆国大統領、③中華民國政府主席及④「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ、吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上、日本国ニ対シ、今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ。

六、①吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ、平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ、日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ⑥世界征服ノ策ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ、永久ニ除去セラレサルヘカラス。

八、⑦「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク、又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ⑧吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ。

十、①吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ、又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ⑨戦争犯罪人ニ対シテハ、嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ。日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ⑩障礙ヲ除去スベシ。言論、宗教及ビ思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ。

十三、①吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ、且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス。右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス。

[①アメリカ・イギリス・中華民國 ②トルーマン ③蔣介石 ④アトリー ⑤嘘をついてだます ⑥軍部・政府・財閥などの戦争を指導したもの ⑦1943年11月、エジプトのカイロで米英中三国代表間で発表されたもので、日本が奪取・占領した島々、清国から得た地域を返すことが宣言されている ⑧1946年1月にGHQが対馬など約千の小島を指定した。なお、竹島、鬱陵島は入っていない ⑨戦争指導者は「A級戦犯」、戦争犯罪の指揮者は「B級戦犯」、戦争犯罪の実行者は「C級戦犯」とされた。28人のA級戦犯は極東国際軍事裁判(東京裁判)で裁かれ、B・C級戦犯は連合国側の軍事裁判に付され処罰された。5千数百名が有罪を宣告され、うち937人が死刑に処された ⑩障害。ここでは治安維持法や、特別高等警察など思想統制や、治安維持のための機能や、国家主義・軍国主義的な教育の除去・廃止を意味する]

回 五大改革指令『幣原喜重郎』

- 一、選挙権付与による日本婦人の解放—政治体の一員たることに依り、日本婦人は家庭の福祉に直接役立つが如き政府に関する新しき観念を齎すべし。
- 二、労働組合の結成奨励—右は労働者を搾取と酷使より保護し、その生活水準を向上せしむるために有力なる発言を許容するが如き権威を労働組合に賦与せんが為なり。又現在行はれ居る幼年労働の弊害を矯正するに必要な措置を講ずべきこと。
- 三、より自由なる教育を行ふ為の諸学校の開設—国民が事実に基づく知識によりその将来の進歩を形作り、政府が国民の主人たるよりは寧ろ公僕たるが如き制度を理解することに依り利益を受くる為なり。
- 四、秘密検察及びその濫用に依り国民を不断の恐怖に曝し来りたるが如き諸制度の廃止—即ち右に代り人民を圧制的専断的且不正なる手段より保護し得るが如き司法制度を確立すべきこと。
- 五、所得並に生産及商業上の諸手段の所有の普遍的分配を齎すが如き方法の発達に依り、独占的産業支配が改善せらるゝやう日本の経済機構を民主主義化すること。

回 日本国憲法(1946年11月3日公布・1947年5月3日施行)—第一次吉田茂内閣—『官報』

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす①恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに**主権**が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、②恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第1条〔天皇の地位・国民主権〕

天皇は、日本国の**象徴**であり日本国民統合の**象徴**であつて、この地位は、**主権**の存する日本国民の**総意**に基く。

第9条〔戦争の放棄。戦力及び交戦権の否認〕

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権**の発動たる戦争と、**武力**による威嚇又は**武力**の行使は、**国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する**。

第2項 ③**前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない**。

第25条〔国民の④生存権・国の社会保障的義務〕

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第41条〔国会の地位・立法権〕

⑤**国会**は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条〔両院制〕

⑥**国会**は、⑥**衆議院及び参議院の両議院**でこれを構成する。

第66条〔内閣の組織・内閣総理大臣及び国務大臣の資格・国会に対する連帯責任〕

第1項 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

第2項 ⑦**内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない**。

第3項 ⑧**内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う**。

〔①恩沢にうるおふこと。めぐみ ②永久 ③「GHQ草案」にはなかった文言だが、帝国議会の審議において芦田均が追加した ④「GHQ草案」にはなかった条文だが、ドイツのワイマール憲法を参考に、帝国議会の審議において追加された ⑤大日本帝国憲法下の衆議院・貴族院による帝国議会は、日本国憲法下で国会に移行した ⑥「GHQ草案」では一院制だったが、日本政府の主張により衆議院・参議院による二院制が採用された ⑦「GHQ草案」に「文民統制」はなかったが、帝国議会の審議において修正追加された ⑧議院内閣制をさす〕

回 教育基本法(1947)－第一次吉田茂内閣－『官報』

われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、①普遍的にしてしかも②個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、③この法律を制定する。
 [①神話を根拠に日本を「神国」として世界の諸国から区別し、「八紘一宇」つまり世界を日本の下に統一する特別の使命をもつ国だとの立場からの教育が強められていた ②戦前は、日本人ひとりひとりの個性を育てることではなく、民族としての自覚や共通性を身につけることに教育の目標がおかれていた ③教育基本法]

回 天皇の人間宣言『官報』

然れども①朕は爾等国民と共に在り、常に利害を同じうし②休戚を分たんと欲す。朕と爾等国民との間の③紐帯は終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とに依りて生ぜざるものに非ず。天皇を以て④現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの⑤架空なる觀念に基くものに非ず。

[①天皇の一人称。昭和天皇 ②喜びと悲しみ ③ひもと帯。すなわち、つながり ④現人神(あらひとがみ) ⑤太平洋戦争の間、大和民族最優秀論や、八紘一宇の理念が盛んに宣伝されていた]

回 サンフランシスコ平和条約(1951)－第三次吉田茂内閣－『日本外交主要文書・年表』

第一条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住人に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

回 日米安全保障条約(1951)『日本外交主要文書・年表』

第一条 ①平和条約及び②この条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその付近に配備する権利を、日本国は許与し、アメリカ合衆国はこれを受諾する。この軍隊は、③極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起された④日本国における大規模の内乱及び騒擾を鎮圧するため、日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、⑤外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第二条 第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に寄与しない。

第三条 アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその付近における配備を規律する条件は、両政府間の⑥行政協定で決定する。
 [①サンフランシスコ平和条約 ②日米安全保障条約 ③東アジア・東南アジア地域を欧米でいう呼称 ④日本国内の内乱・騒擾を鎮圧するために、アメリカ軍が出動しうることが問題とされた ⑤アメリカ軍は日本に駐留できるが、アメリカ軍の日本防衛義務は明記されていない。また第4条では条約期限も明記されていない ⑥日米行政協定]

回 日ソ共同宣言(1956)－鳩山一郎内閣－『日本外交主要文書・年表』

一、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずるその日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される

四、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。

六、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。……

九、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえ、かつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

回 日米相互協力及び安全保障条約(1960)－岸信介内閣－『日本外交主要文書・年表』

第三条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、①武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条 締約国は、この条約の実施に関して②随時協議し、また、日本国の安全または③極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか④一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、⑤自国の憲法上の規定及び手続に従って⑥共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに③極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、⑦アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

第十条 ……もつとも、この条約が⑧十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

[①日本の防衛力が相互防衛を認めうるまでのびたことをアメリカが認めたことを示し、日本の防衛力増強が義務付けられた。また第2条では経済的協力の促進も規定された ②協議機構として日米安全保障協議委員会が設置された ③政府は「極東」の範囲を「フィリピン以北ー中国の一部、沿海州など」と説明し、中ソ両国から条約の侵略性を示すものとして非難された ④旧安保条約(第1条)の日本国内の内乱・騒擾の鎮圧にアメリカ軍が出動しうという規定が削除された ⑤日本国憲法第9条と自衛隊法第76条(防衛出動の規定)をさす ⑥日米共同作戦行動が義務付けられ、自衛隊の海外派兵の危険性が論議された ⑦具体的取り決めは日米地位協定で決められた。また附属の交換公文で、駐留米軍の装備における重要な変更や日本からの戦闘作戦行動などについては、日米間の事前協議制が定められた ⑧佐藤栄作内閣の1970年に自動延長とされた]

日米安全保障条約(1951)	日米相互協力及び安全保障条約(1960)
①アメリカ軍の日本防衛義務の明記なし(第1条) 在日米軍は <u>極東</u> における国際の平和・安全の維持に寄与する →外部からの武力攻撃に対する日本の安全に寄与するために使用できる	→①アメリカ軍の日本防衛義務を明記(第5条) 在日米軍は日本の安全、 <u>極東</u> における国際の平和・安全の維持に寄与し、 日本の施政下にある領域への武力攻撃に対する日米共同作戦行動を義務化
②内乱条項・同意条項(第1条) 日本国内で起きた内乱・騒擾を鎮圧するために、アメリカ軍が出動できる	→②削除
③第1条に掲げる権利を第三国に与えない(第2条)	→③削除
④在日米軍の細目条件は日米行政協定(第3条)	→④在日米軍の細目条件は日米地位協定(第6条)
⑤条約期限の明記なし(第4条)	→⑤条約期限を10年とする(第10条)
	⑥経済的協力の明確化(第2条)
	⑦日本の防衛力増強の義務化(第3条)
	⑧在日米軍の重要な変更についての事前協議制(交換公文)

第一条 両締約国間に外交及び領事関係は開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条 千九百二十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条 大韓民国政府は、国際連合総会決議第一九五号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常的な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなる。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

一、①日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的な状態は、...この共同声明が発出される日に終了する。

二、日本国政府は、②中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三、中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

五、中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

七、日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において③覇権を求めるべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。

〔①日中共同声明。日本全権は田中角栄首相・中華人民共和国全権は周恩来首相 ②これにより、日本は台湾の「中華民国」と断交し、日華平和条約も廃棄となった ③他国・他民族を支配しようとする外交政策〕

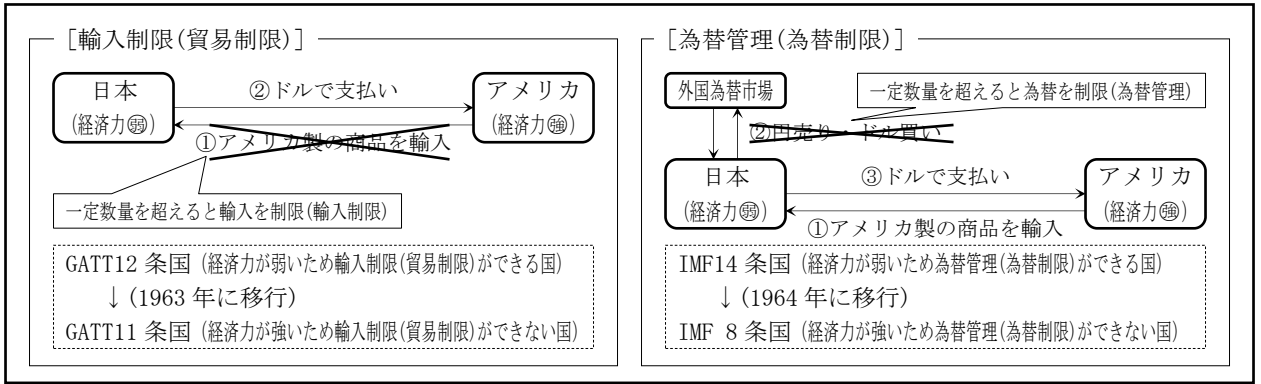
日本国及び中華人民共和国は、千九百七十二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を發出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもって回顧し、前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、……次のとおり協定した。

第一条 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。……

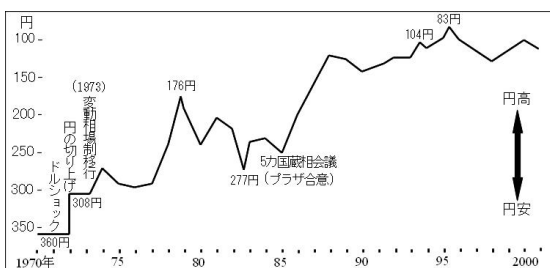
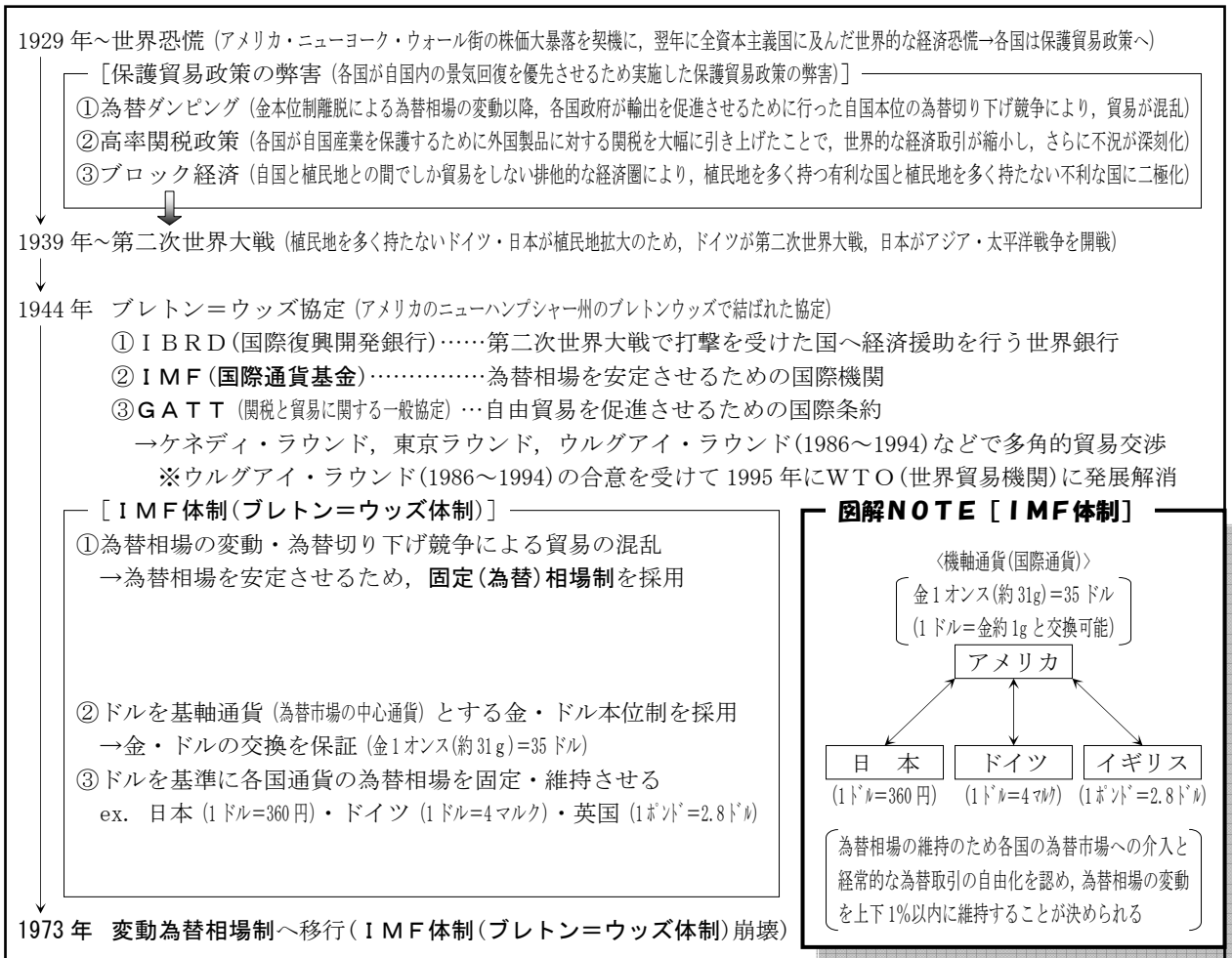
第二条 両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第四条 この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

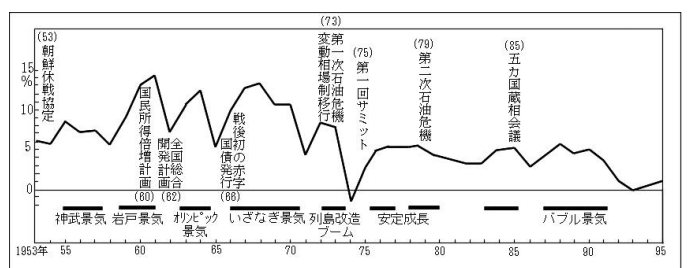
[開放経済体制への移行] (P90 対応図解)



[IMF体制(ブレトンウッズ体制)] (P91 対応図解)



[円の対ドル相場の推移]



[経済成長率の推移]

回 仏教私伝『扶桑略記』 by 皇円

①継体天皇即位十六年壬寅，大唐の漢人秦部村主②司馬達止（等），此の年春二月に入朝す。即ち草堂を大和高市郡坂田原に結び，本尊を安置し，帰依礼拝す。世を挙げて皆云ふ，「是れ③大唐の神なり」と。

【①522 年 ②鞍作鳥（止利仏師）の祖父 ③中国の神様】

回 仏教公伝『上宮聖徳法王帝説』

①志奈嶋天皇の御世に，②戊午の年の十月十二日に，百済国の主③明王，始めて仏の像經教并せて僧等を度し奉る。勅して蘇我稲目宿禰大臣に授けて興し隆えしむ。

【①欽明天皇 ②538 年 ③聖明王】

回 仏教公伝『日本書紀』

（①欽明天皇十三年）冬十月，百済の聖明王……釈迦仏の金銅像一軀，②幡蓋若干，經論若干巻を献る。……（天皇）乃ち群臣に歴問して曰く，「③西蕃の献れる仏の相貌④端嚴し。全ら未だ曾て有ず。⑤礼ふべきや不や」と。蘇我大臣稲目宿禰奏して曰さく，「西蕃の諸国，一に皆礼ふ。⑥豊秋日本，⑦豈独り背かむや」と。物部大連尾輿・中臣連鎌子，同じく奏して曰さく，「我が国家の，天下に王とましますは，恒に天地社稷の⑧百八十神を以て春夏秋冬，祭拜りたまふことを事とす。方に今改めて⑨蕃神を拝みたまはば，恐るらくは国神の怒を致したまはむ」と。⑩天皇曰く，情願ふ人稲目宿禰に付けて，試に礼ひ拝ましむねし」と。

【①552 年。壬申 ②仏堂内の荘厳具 ③百済のこと ④端正で美しい ⑤礼拝 ⑥日本の国号につけた美称 ⑦どうして日本だけ背くことができるでしょうか ⑧たくさんの神々 ⑨外国の神。仏のこと ⑩欽明天皇】

回 法隆寺の創建『法隆寺薬師如来像光背銘』

①池辺の太宮に天下治しめしし天皇②太御身芳づき賜ひし時，③歳は丙午に次る年，④太玉天皇⑤太子とを召して誓願し賜ひ，「我が大御病太平ならんと欲坐すが故に，将に寺を造りて⑥薬師の像を作り仕へ奉らんとす」と詔したまふ。然るに当時崩じ賜ひて造り堪へずありしかば，⑦小治田の太宮に天下治しめしし大王天皇及び⑧東宮聖王，大命を受け賜はりて⑨歳は丁卯に次れる年に仕へ奉る。

【①用明天皇 ②病気になられた時 ③586 年 ④推古天皇 ⑤厩戸王（聖徳太子） ⑥薬師如来像 ⑦推古天皇 ⑧厩戸王（聖徳太子） ⑨607 年】

回 国分寺建立の詔『続日本紀』

（①天平十三年三月）乙巳，②詔して曰く，「……宜しく天下諸国をして，各敬みて七重塔一区を造り，并せて③金光明最勝王經…妙法蓮華經，各一部を写さしむべし。……④僧寺には必ず⑤廿僧有らしめ，其の寺の名を⑥金光明四天王護国之寺と為し，⑦尼寺には⑧二十尼ありて，其の名を⑨法華滅罪之寺と為し，両寺相共に宜しく教戒を受くべし。……」と。

【①741 年 ②聖武天皇が詔した ③金光明最勝王經は国分寺，妙法蓮華經（略称は法華經）は国分尼寺で読ませた經典で，ともに護国經 ④国分寺 ⑤20 人の僧 ⑥国分寺の正式名称 ⑦国分尼寺 ⑧10 人の尼 ⑨国分尼寺の正式名称】

回 大仏造立の詔『続日本紀』

（①天平十五年）冬十月辛巳，②詔して曰く，「……粵に①天平十五年歳は癸未に次る十月十五日を以て，③菩薩の大願を發して，④盧舍那仏の⑤金銅像一軀を造り奉る。……夫れ天下の富を有つ者は⑥朕なり。天下の勢を有つ者も⑥朕なり。この富勢を以て，この尊像を造る。」

【①743 年 ②聖武天皇が詔した ③衆生を救済しようとする菩薩の願い ④華嚴經の本尊。俗に大仏という ⑤銅に鍍金した仏像 ⑥聖武天皇】

㊦ 浄土教『往生要集』by 源信

それ往生極楽の①教行は、②濁世末代の③目足なり。道俗貴賤、誰か帰せざる者あらむや。ただし④顯密の教法は、其の文、一にあらず。⑤事理の業因、其の行惟れ多し。⑥利知、⑦精進の人は、未だ難しと為さざるも、⑧予の如き⑨頑魯の者、豈に敢てせむや。是の故に、念仏の一門に依りて、聊か⑩釋論の要文を集む。之を披き之を修すれば、覺り易く行ひ易からむ。之を披きて之を修すれば、覺り易く、行ひ易からむ。惣べて⑪土門あり、分ちて三巻と為す。一には⑫厭離穢土、二には⑬欣求淨土、三には⑭極楽の証拠、……九には⑮往生の諸業、十には⑯問答料簡なり。之を座右に置きて⑰廢忘に備へむ。

[①教えと修行 ②けがれの多い末法の世。末法思想に基づく ③道しるべ ④顕教と密教。すべての仏教 ⑤真理を悟るための修行 ⑥賢くて仏道修行をしている人 ⑦成仏するための修行 ⑧源信 ⑨かたくなで愚かな人 ⑩経と論の重要な部分 ⑪『往生要集』は十の章からなる。以下はその章の目次 ⑫汚れた現世を厭い離れる ⑬浄土を願い求める ⑭極楽についての經典上の根拠 ⑮極楽往生をするための種々の修行 ⑯問答して他とはかりくらべる ⑰信心のすたれや忘却]

㊦ 往生集(空也)『日本往生極楽記』by 慶滋保胤

①沙門空也は、②父母を言はず、③亡命して世に在り。或は云く、④漢流より出でたりといふ。口に常に阿弥陀仏を唱ふ。故に世に⑤阿弥陀聖と号づく。或は市中に住して仏事を作し、また市聖と号づく。

[①僧侶 ②父母の名前 ③本籍地から逃亡する ④皇族の血筋 ⑤阿弥陀仏を信仰して苦行する徳の高い修行者]

㊦ 僧兵の横暴『源平盛衰記』

①白河の院は、賀茂川の水、双六の②賽、③山法師、是れぞ④朕が心に随はぬ者と、常に仰せの有りけるとぞ申し伝へたる。

[①白河法皇 ②さいころ ③比叡山延暦寺の僧兵 ④白河法皇]

[要点整理] 一干支の法一

		十 二 支											
		子(鼠)	丑(牛)	寅(虎)	卯(兎)	辰(竜)	巳(蛇)	午(馬)	未(羊)	申(猿)	酉(鶏)	戌(犬)	亥(猪)
五行・十干	木	兄 甲(カ)	甲子	甲寅	甲辰	甲午	甲申	甲戌	甲子	甲寅	甲辰	甲午	甲申
		弟 乙(ウ)	乙丑	乙卯	乙巳	乙未	乙酉	乙亥	乙丑	乙卯	乙巳	乙未	乙酉
	火	兄 丙(ヘ)	丙子	丙寅	丙辰	丙午	丙申	丙戌	丙子	丙寅	丙辰	丙午	丙申
		弟 丁(テ)	丁丑	丁卯	丁巳	丁未	丁酉	丁亥	丁丑	丁卯	丁巳	丁未	丁酉
	土	兄 戊(ホ)	戊子	戊寅	戊辰	戊午	戊申	戊戌	戊子	戊寅	戊辰	戊午	戊申
		弟 己(キ)	己丑	己卯	己巳	己未	己酉	己亥	己丑	己卯	己巳	己未	己酉
	金	兄 庚(コ)	庚子	庚寅	庚辰	庚午	庚申	庚戌	庚子	庚寅	庚辰	庚午	庚申
		弟 辛(シン)	辛丑	辛卯	辛巳	辛未	辛酉	辛亥	辛丑	辛卯	辛巳	辛未	辛酉
	水	兄 壬(ニン)	壬子	壬寅	壬辰	壬午	壬申	壬戌	壬子	壬寅	壬辰	壬午	壬申
		弟 癸(キ)	癸丑	癸卯	癸巳	癸未	癸酉	癸亥	癸丑	癸卯	癸巳	癸未	癸酉

※干支の法は十干と十二支を組み合わせた 60 を周期とする数詞。ゆえに、干支は 60 年周期となる。

- ①歴史事項 乙巳の変(645)・甲子の宣(664)・庚午年籍(670)・壬申の乱(672)・庚寅年籍(690)・戊戌封事(1838)
戊戌夢物語(1838)・戊辰戦争(1868～)・壬申戸籍(1872)・壬申地券(1872)・戊申詔書(1908)・辛亥革命(1911)
- ②史料(資料) 朝鮮出兵=辛卯年(391)・稲荷山古墳出土鉄剣銘=辛亥年(471)
隅田八幡神社人物画像鏡銘=癸未年(443or503)・仏教公伝=戊午説(538)・壬申説(552)
- ③日朝関係 癸亥約条(嘉吉条約)(1443)・壬辰の倭乱(文禄の役)(1592)・丁酉の倭乱(慶長の役)(1597)・
己酉約条(慶長条約)(1609)・壬午事変(軍乱)(1882)・甲申事変(政変)(1884)・甲午農民戦争(1894)

㊦ 専修念仏『一枚起請文』by 法然

①もろこし②我がてうに、もろもろの智者達の③さたし申さるゝ、④観念の念ニモ非ズ。又⑤学文をして念の心を悟リテ申念仏ニモ非ズ。ただ往生極楽のためニハ、南無阿弥陀仏と申て、疑いなく往生スルゾト⑥思とりテ、申外ニハ、別ノ⑦子細候はず。…念仏ヲ信ゼン人ハ、たとひ⑧二代ノ法ヲ能々学ストモ、一文不知ノ愚とんの⑨身ニナシテ、厄入道ノ⑩無ちノともがらニ同シテ、⑪ちしやノふるまひヲせずして、⑫只…かうに念仏すべし。

〔①唐土。中国のこと ②我が朝。日本のこと ③沙汰 ④眼をとじて仏の世界を観想する念仏 ⑤学問 ⑥思いこんで ⑦理由・手段 ⑧釈迦一代の教え ⑨身になりきって ⑩無知の仲間 ⑪智者 ⑫ひたすら〕

㊦ 親鸞の悪人正機説『歎異抄』by 唯円

①善人なほもちて往生をとぐ、いはんや②悪人をや。しかるを世のひとつねにいはく、②悪人を往生す、いかにいはんや①善人をやと。この条、③一旦その④いはれあるにたれども、⑤本願他力の⑥意趣にそむけり。……⑦煩惱具足のわれらはいづれの行にても生死をはなるゝことあるべからざるをあはれみたまひて、願をおこしたまふ本意、⑧悪人成仏のためなれば、他力をたのみたてまつる②悪人、⑨もととも往生の⑩正因なり。よりて善人だにこそ往生すれ、まして②悪人はと、仰さぶらひき。

〔①善行をつんで成仏しようとする人 ②善行をつんで成仏する能力に欠けていると自覚する人、自分の悪行を自覚する人 ③一応 ④理由 ⑤ひたすら弥陀の本願を信ずる ⑥教えのおもむき ⑦ありとあらゆる迷いにつきまといわれている ⑧悪人が浄土ですぐわれる ⑨もっとも ⑩正しい原因〕

㊦ 日蓮の主張『立正安国論』by 日蓮

若し、先ず国土を安んじて、①現当を祈らんと欲せば、速かに②情慮を廻らし、念て③対治を加へよ。所以は何ん。薬師經の④七難の内、五難忽ち起り、二難猶残せり。所以「⑤他國侵逼の難、⑥自界叛逆の難」なり。

〔①現在と未来 ②深い考え ③災難退治 ④薬師經に、人々が疾病にかかる難以下七つの災難があげられている ⑤外国の来襲。元寇を予言したことになる ⑥国内の謀叛〕

㊦ 茶の効用『喫茶養生記』by 栄西

①將軍家いささか②御煩惱。諸人奔走す。但し、ことなる御事なし。これもしくは去夜③御酒酔の余氣か。ここに④葉上僧正御加持に候ずるところ、この事を聞き、良薬と称し本寺より茶一盞を召し進じ、⑤一卷の書を相副え献ぜしむ。茶の徳を嘗むるところの⑤書なり。①將軍家御感悦に及ぶと云々。

〔①源実朝 ②ご病気 ③酒宴 ④栄西 ⑤喫茶養生記〕

㊦ 只管打坐『正法眼蔵随聞記』by 懷奘

一日①葉問云、「叢林の③勤学の④行履と云は如何」。⑤示云、⑥只管打坐也。或は⑦閣上…或は楼下にして、常⑧坐をいとなむ。人に交り物語をせず、⑨尊者の如く⑩癡者の如くにして、常に独坐を好む也。

〔①道元の弟子懷奘 ②禅宗の寺院 ③修行 ④行いや生活 ⑤道元 ⑥ひたすら坐禅をくむこと ⑦閣上はたかどのの上、楼下はたかどのの下。場所を選ばずの意 ⑧座定・坐禅 ⑨耳の聞こえない者 ⑩物を言うことのできない者〕

㊦ 専修念仏の批判『摧邪輪』by 高弁

ここに①近代、②上人あり、一卷の書を作る。名づけて選択本願念仏集と曰ふ。經論に③迷惑して、諸人を④欺誑せり。往生の行を以て宗とすと雖も、反って往生の行を⑤妨礙せり。……

〔①最近 ②法然 ③迷いまどう ④まどわす ⑤妨害する〕

㊦ 古事記の序文『古事記』

臣^①安万侶言す。……是に於て^②天皇詔すらく。「朕聞く。諸家の贗所の^③帝紀及び^④本辞、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふ。今の時に当りて其の失を改めざれば、未だ幾年をも経ずして其の旨滅びむと欲す。斯れ乃ち邦家の経緯、王化の^⑤鴻基なり。故惟に帝紀を撰録し、旧辞を^⑥討廢し、偽を削り実を定め、後葉に流えむと欲す」と。時に^⑦舎人有り。姓は稗田、名は阿礼。年は是れ廿八。人となり聡明にして、^⑧目に度れば口に誦み、耳に拾ふれば心に勅す。即ち阿礼に勅語して、^⑨帝皇の日継及び先代の旧辞を^⑩誦み習はしむ。然れども^⑪運移り世異りて、未だ其の事を行はず。伏して惟るに^⑫皇帝陛下、……ここに於て旧辞の誤り忤えるを惜しみ、^⑬先紀の謬り錯えるを正さむとして、^⑭和銅四年九月十八日を以て臣安万侶に詔すらく。「稗田阿礼の誦める所の勅語の旧辞を撰録して以て献上せよ」者り。謹みて勅旨に随ひて子細に採り撫ふ。……大抵所記せるは、天地の開闢けしより始めて、^⑮小治田の御世に訖る。……并せて三巻を録し、謹みて献上る。

^⑮和銅五年正月二十八日

正五位上勳五等太朝臣臣安万侶謹上

〔^①太安万侶 ^②天武天皇 ^③歴代の天皇の事績や皇位継承の記録 ^④旧辞と同じ。神話や伝説など ^⑤天皇が徳をもって人々を導くための基礎 ^⑥検討する ^⑦天皇や皇子などの側近く仕え、雑事を勤めた下級官人 ^⑧一度見れば声に出して読み、一度聞けば記憶する ^⑨天皇 ^⑩暗誦させる ^⑪時代が移り、天武天皇から代が改まった ^⑫元明天皇 ^⑬帝紀 ^⑭711 年 ^⑮推古天皇 ^⑯712 年〕

㊦ 風土記の編纂命令『続日本紀』

(^①和銅六年)五月甲子。制すらく、畿内・七道諸国の郡・郷名は好き字を着けよ。其の郡内に生ずる所の、銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等の物は、具に^②色目を録せしむ。……
〔^①713 年 ^②種類・品目〕

㊦ 古今和歌集仮名序『古今和歌集』 by 紀貫之

^①やまとうたは、ひとのこゝろをたねとして、よろづのことの葉とぞなれりける。世中にある人、^②ことわざしげきものなれば、心におもふことを、見るもの、きくものにつけて、いひいだせるなり。花になくうぐひす、みづにすむかはづのこゑをきけば、いきとしいけるもの、^③いづれかうたをよまざりける。
〔^①和歌 ^②行うことが多い ^③歌を詠まないものがあるうか〕

㊦ 土佐日記『土佐日記』 by 紀貫之

をともすなる日記といふものを、をむな(女)もしてみんとてするなり。^①そ(其)れのとし(年)のしはす(十二月)のはつか(二十日)あま(余)りひとひ(一日)のひ(日)の^②いぬ(戌)のときに、かどで(門出)す。そのよし(由)、いさゝかにものにかきつく。…
〔^①紀貫之は 930 年に土佐守に任官、934 年に離任した ^②午後 7～9 時〕

㊦ 源氏物語『源氏物語』 by 紫式部

いづれの御時にか。^①女御・更衣あまたさぶらひ給ひけるなかに、いと、^②やむごとなき際にはあらぬが、すぐれて^③時めき給ふありけり。……
〔^①天皇の配偶者。序列は皇后(中宮)・女御・更衣の順 ^②身分・家柄が尊い ^③寵愛を受ける〕

㊦ 平安末期の歌謡一今様―『梁塵秘抄』 by 後白河法皇

仏は常に在せども、^①現ならぬぞ^②あはれなる、人の音せぬ曉に、^③ほかに夢に見えたまふ遊びをせむとや生まれけむ、戯れせむとや生まれけむ、遊ぶ子供の声聞けば、我が身さへこそ^④動がるれ
〔^①姿として現実に現れない ^②尊く心うたれる、または仏の姿をおがめず悲しい、と解する二様ある ^③自然におどり動きたくなる〕

㊦ 能一能楽論―『花鏡』 by 世阿弥

幽玄の^①風体の事
書道諸事において幽玄なるをもて^②上果とせり。ことさら^③当芸において、幽玄の風体第一とせり。……
そもそも幽玄の^④堺とは、まことにはいかなる所にてあるべきやらん。……ただ美しく柔かなる体、幽玄の本体なり。……
〔^①芸風 ^②最高の境地 ^③能 ^④境地〕

回 貨幣経済の浸透『政談』by 荻生徂徠

……①^①当時ハ^②旅宿ノ境界ナル故、金無テハナラヌ故、米ヲ売テ金ニシテ、商人ヨリ物ヲ買ヒテ日々ヲ送ルコトナレバ商人主ト成テ武家ハ客也。故ニ^③諸色ノ直段、武家ノ^④心儘ニナラスコト也。武家皆^⑤知行所ニ住スル時ハ、米ヲ売ラズニ事スム故、商人米ヲ欲シガルコトナレバ、武家主ト成テ商人客也。サレバ諸色ノ直段ハ武家ノ心儘ニ成ル事也。是レ皆^⑥古聖人ノ^⑦広太甚深ナル智慧ヨリ出タル^⑧万古不易ノ掟也。

〔①この頃。享保の頃 ②旅宿先にいるような不安定な境遇 ③様々な物品 ④思い通りにならない ⑤領地 ⑥中国の聖人 ⑦広く深い ⑧永久に変わらない〕

回 大名の窮乏『経済録』by 太宰春台

①^①今ノ世ノ諸侯ハ、^②太モ小モ、皆頭ヲタレテ商人ニ^③無心ヲイヒ、江戸、京都、大坂、其外処々ノ富商ヲ憑デ、其^④続々計ニテ世ヲ渡ル。^⑤邑人ヲバ悉ク^⑥其方ニ振向ケ置テ、収納ノ時節ニハ、^⑦子銭家ヨリ^⑧食ヲ封ズル類也。子銭家トハ、金銀ヲ借ス者ヲ云フ。

〔①享保の頃 ②石高の多い大大名も、石高の少ない小大名も ③借金をする ④金銭の援助 ⑤知行からの年貢収入 ⑥借金の返済 ⑦高利貸のこと ⑧米蔵を差し押さえる〕

回 藩専売制『経済録拾遺』by 太宰春台

……凡そ今の^①諸侯は、金なくては^②国用足らず、職責もなりがたければ、唯如何にもして金を豊饒にする計を行ふべし。金を豊饒にする術は^③市賣の利より近きはなし。諸侯として^④市價の利を求むるは、国家を治むる上策にはあらねども、当時の急を救ふ一術なり。

〔①大名 ②藩の財政難 ③商人 ④市賣の誤りか〕

回 寛政異学の禁『憲法類集』

①^①林太学頭江
②^②朱学の儀は、^③慶長以来御代々御信用の御事にて、已ニ^④其方家代々右学風維持の事仰せ付け置かれ候儀ニ候得共、油断無く^⑤正学励、門人共取立申すべき筈に候。然処近來世上^⑥種々新規の説をなし、^⑦異学流行、風俗を破り候類之有り、全く^⑧正学衰微の故ニ候哉、甚だ相済まざる事ニて候。其方門人共の内に若体の學術純正ならざるも、折節は之有る様ニも相聞え、如何ニ候。此度^⑨聖堂緒取締厳重に仰せ付けられ、^⑩紫野彦助、^⑪岡田清助儀も^⑫右御用仰せ付けられ候事に候得ば、能々此旨申し談じ、急度門人共異学相禁じ、猶又、自門に限らず他門ニ申し合せ、^⑬正学^⑭講義致し、人材取立候様相心掛申すべく候事。

〔①大学頭林信敬 ②朱子学 ③徳川家康が林羅山を登用した 1605(慶長 10)年 ④林家 ⑤朱子学のこと ⑥新学説。すなわち古学・陽明学・折衷学など ⑦朱子学以外の儒学の学派を異学であるとした ⑧聖堂学問所 ⑨柴野栗山 ⑩岡田寒泉 ⑪右の御用。聖堂に属する儒官に登用されたこと ⑫講義・研究〕

回 海国貿易論『経世秘策』by 本多利明

……日本は海国なれば、渡海・運送・交易は、固より^①国君の天職最第一の国務なれば、万国へ船舶を遣りて、国用の要用たる産物、及び金銀銅を^②抜き取テ^③日本へ入れ、国力を厚くすべきは海国^④具足の仕方なり。自国の力を以て治る計りにては、国力次第に弱り、其弱り皆農民に当り、農民連年^⑤耗減するは自然の勢ひなり。

〔①將軍をさす ②貿易による利益をもってくる意 ③輸入の意 ④必然的に備わっている ⑤弱くなる〕

回 無神論『夢の代』by 山片蟠桃

生熟スルモノハ、年数ノ短調ハアレドモ、大テイソレゾレノ持前有リテ死枯セザルハナシ。生ズレバ智アリ、神アリ、血氣アリ、^①四支・心志・臟腑皆働キ、死スレバ^②智ナシ、神ナシ、血氣ナク、^③四支・心志・臟腑ミナ働クコトナシ。然レバ何クンゾ^④鬼アラン。又神アラン。……

〔①手足・心臓・はらわた ②知能の働き ③靈魂〕

回 海防論『海国兵談』by 林子平

①^①当世の俗習にて、異国船の^②入津ハ長崎に限たる事にて、別の浦え船を寄ル事ハ決して成らざる事ト思ひ。実に^③太平に鼓腹する人ト云べし。……^④当時長崎に厳重に^⑤石火矢の備有て、却て^⑥安房・相模の海湾に其備なし。此事甚いぶかし。細力に思へば、江戸の日本橋より^⑦唐・阿蘭陀迄境なしの水路也。然ルを此に備へずして長崎にのみ備るは何ぞや。

〔①今の世の習わし ②入港 ③平和に慣れきった人 ④現在 ⑤大砲のこと ⑥房総・三浦半島にある旧国名 ⑦清国〕

回 身分制の否定『自然真営道』by 安藤昌益

①中平土の②人倫は③士穀盛んに耕し出し、山里の②人倫は薪材を取りて之を平土に出し、海浜の人倫は諸魚を取て之を平土に出し、薪材・十穀・諸魚、之を易して、山里にも薪材・十穀・諸魚、之を食し之を家作し、海辺の人倫も家を作り穀食し魚菜し、平土の人も相同ふして、平土に過余も無く、山里に少く不足も無く、海浜に過不足無く、彼に富も無く、此に貧も無く、④此に上も無く、彼に下も無く、……⑤上無れば下を責め取る⑥善欲も無く、下無れば上に諂ひ巧むことも無し。……各耕して子を育て、子壮になり、能く耕して親を養ひ子を育て、一人之を為れば万人之を為て、貪り取る者無れば貪らるる者も無く、⑦転定も人倫も別つごとく無く、⑦転定生ずれば人倫耕し、此の外一點の私事無し。是れ⑧自然の世の有様なり。

〔①平地 ②人間 ③穀物 ④支配階級も被支配階級もない ⑤支配階級 ⑥はなはだしい欲望 ⑦天地 ⑧安藤昌益の考える理想社会をあらわした言葉。万人農耕の無階級平等社会〕

回 百姓一揆発生の原因『秘本玉くしげ』by 本居宣長

百姓町人大勢徒党して、強訴①瀆放することは、昔は②治平の世には、③をさをさうけ給はり及ばぬこと也。④近世になりても、⑤先年はいと稀なる事なりしに、⑥近年は年々所々にこれ有て、めづらしからぬ事になれり。……抑此事の起るを考ふるに、いづれも⑦下の非はなくして、皆⑧上の非なるより起れり。今の世百姓町人の心も、あしくなりたりとはいへ共、よくよく堪がたきに至らざれば、⑨此事はおこる物にあらず。……近年たやすく一致し固まりて、⑩此事の起りやすきは、⑪畢竟これ⑫人為にはあらず。上たる人深く⑬遠慮をめぐらさるべきこと也。然りとていかほど起らぬやうのかねての防ぎ工夫をなす共、⑭未を防ぐばかりにては、止がたかるべし。とかくその因で起る本を直さずばあるべからず。その本を直すといふは、⑮非理のはからひをやめて、民をいたはる是なり。たとひいかほど困窮はしても、上のはからひだによろしければ、此事は起る物にあらず。

〔①乱暴 ②平和な時代 ③ほとんど ④近頃。ここでは江戸時代の意 ⑤江戸時代初期 ⑥天明の頃 ⑦下々の者。百姓や町人 ⑧上に立つ者。支配者。幕府や領主をさす ⑨百姓一揆 ⑩つまり。結局は ⑪人の意志の力だけによるのではない ⑫先々のことまでよく考える ⑬目先にとらわれた処置。表面的な解決をもたらす処罰や鎮圧をさす ⑭非道な扱い。悪政〕

回 九変五変論『読史余論』by 新井白石

①神皇正統記に、光孝天皇より上つかたは②一向③上占也。万の例を勘ふるも、仁和より下つかたをぞ申める。五十六代清和幼主にて、外祖良房摂政す。是、外戚専権の始<一変>。基経④外舅の親によりて陽成を廃し光孝を建しかば、天下の権⑤藤氏に帰す。そののち⑥関白を置き或は置ざる代ありしかど、⑦藤氏の権おのづから日々盛也<二変>。六十三代冷泉より……後冷泉、凡八代百三年の間は⑧外戚権を専にす<三変>。後三条・白河両朝は⑨政天子に出ず<四変>。堀河……安徳、凡九代九十七年の間は、⑩政上皇に出ず<五変>。後鳥羽・土御門・順徳、三世凡三十八年の間は、鎌倉殿、天下兵馬の権を分ち掌る<六変>。後堀河……光厳、十二代凡百十二年の間は、北条、⑪陪臣にて国命を執る<七変>。後醍醐重祚す、天下朝家に帰する事纔に三年<八変>。そののち天子⑫蒙塵。尊氏、光明を立てて共主となしてより、天下ながく武家の代となる<九変>。

武家は源頼朝幕府を開て、⑬父子三代天下兵馬の権を司どれり。凡三十三年<一変>。⑭平義時、承久の乱後天下の権を執る。そののち、七代凡百十二年、高時が代に至て滅ぶ<二変>。<この時に⑮摂家将軍二代、親王将軍四代ありき。>……後醍醐中興ののち、⑯源尊氏反して天子⑰蒙塵。尊氏、光明院を北朝の主となして、みづから幕府を開く。子孫相繼て十二代におよぶ。凡二百卅(三十)八年<三変>。<このうち南北戦争五十四年、応仁の乱後百七年の間、天下大に乱る。実に七十七年が間、武威あるがごとくなれども、東国は皆鎌倉に属せしなり。>…足利殿の末、織田家勃興して⑱将軍を廢し、⑲天子を挟みて天下に令せんと謀りしかど、事未だ成らずして凡十年がほど⑳其臣光秀に弑せらる。豊臣家、其㉑故智を用ひ、みづから関白となりて天下の権を恣にせしこと、凡十五年<四変>。そののち終に㉒当代の世となる<五変>。

〔①著者は北畠親房 ②すべて ③古代 ④妻の父親 ⑤藤原氏 ⑥醍醐・村上天皇時代(延喜・天曆の治) ⑦藤原実頼が関白となつてから頼通が関白を辞すまでの摂関政治 ⑧後三条・白河天皇時の天皇親政 ⑨1086年から始まった白河・鳥羽・後白河上皇(法皇)の院政 ⑩執権北条氏の執権政治 ⑪難を避けて他所へ行漂白すること ⑫頼朝・頼家・実朝の三代 ⑬北条義時。北条氏は平氏の一族 ⑭藤原(九条)頼経・頼嗣 ⑮足利尊氏。足利尊氏は源氏の一族 ⑯1573年に將軍足利義昭を京都から追放して室町幕府を滅ぼした ⑰天皇を擁して ⑱本能寺の変 ⑲昔の人の用いた知略 ⑳徳川家の時代〕

※読史余論は、新井白石が6代將軍徳川家宣に武家の勃興の過程を進講した際の草稿で、公家政権における「九変」、武家政権における「五変」という「九変五変論」により、徳川幕府の正統性を説いたもの。こうした歴史書が記されるようになった背景には、江戸時代に朱子学の「大義名分論」が重視されるようになったように、儒学が隆盛し文治政治が行われて、徳川幕府の正統性など歴史についても合理的・実証的に解釈する必要性が出たためである。なお、公家政権の<六変>以降と武家政権の<一変>以降の中で時代的に重複している部分があるのは、鎌倉幕府・室町幕府と京都朝廷が並存しており、將軍が朝廷の権威に依存し、経済基盤も重複していたため。

回 蘭学の評価『西洋紀聞』by 新井白石

凡そ、①其の人②博聞強記にして、彼方多学の人と聞えて、天文地理の事に至ては、③企て及ぶべしとも算えず。其④教法を説くに至ては、一言の道にちかき所もあらず。智愚たちまちに地を易へて、二人の言を聞くに似たり。こゝに知りぬ、彼方の学のごときは、ただ⑤其形と器とに精しき事を。所謂⑥形而下なるもののみを知りて、⑦形而上なるものは、いまだあづかり聞かず。〔①イタリア人宣教師シドッチ ②博学であること ③我々の知識が及ばない ④キリスト教 ⑤形(物質)と器(技術)に詳しく、精神面は不十分ということ ⑥形のあるもの。具体的なもの ⑦形のないもの。観念的・抽象的なもの〕

回 蘭学の発達－解体新書の苦労談『蘭学事始』by 杉田玄白

一、帰路は、①良沢、②淳庵と、③翁と三人同行なり。途中にて語り合ひしは、さてさて、今日の④実験一々驚き入る。且つこれまで心付かざるは恥づべきことなり。苟くも医の業を以て互ひに主君主君に仕ふる身にして、その術の基本とすべき吾人の形態の真形をも知らず、今迄一日一日とこの業を勤め来りしは面目もなき次第なり。

一、⑤その翌日、良沢が宅に集まり、前日のことを語り合ひ、先づ、彼「⑥ターヘル・アナトミア」の書にうち向ひしに、誠に鱸・舵なき船の大船に乗り出だせしが如く、茫洋として寄るべきかたなく、ただあきれにあきれて居たるまでなり。……

〔①前野良沢 ②中川淳庵 ③杉田玄白 ④死刑囚の死体解剖。腑分け ⑤解剖を見た翌日。1771年3月5日 ⑥ドイツ人クルムスの解剖書『解剖学図譜』のオランダ語翻訳本〕

回 蘭学の統制『宇下人言』by 松平定信

①寛政四五のころより②紅毛の書を集む。蛮国は③理にくはし。天文地理又は兵器あるは内外科の治療、殊に益も少なからず。されどもあるは④好奇の媒となり、または⑤悪しき事などいひ出す。さらば禁ずべしとすれど、禁ずれば猶やむべからず。況やまた益もあり。さらば⑥其書籍など、⑦心なきものの手には多く渡り待らぬやうにはすべきなり。……

〔①1792～93年頃 ②オランダ ③科学が発達している ④関心を持つきっかけ ⑤幕藩体制への批判的な言辞をさす。具体的には『海国兵談』がこれにあたる ⑥『海国兵談』をさす ⑦思慮にとぼしいもの。幕府部外者・批判者をさす〕

回 心学－商人蔑視の社会を批判－『都鄙問答』by 石田梅岩

①四民ヲ治メ玉フハ君ノ職ナリ。君ヲ相ルハ四民ノ職分ナリ。士ハ元来位アル臣ナリ。農人ハ②草莽ノ臣ナリ。商工ハ③市井ノ臣ナリ。……商人ノ売買スルハ天下ノ相ナリ。④細工人ニ⑤作料ヲ給ルハ工ノ禄ナリ。農人ニ⑥作間ヲ下サルルコトハ、是モ士ノ禄ニ同ジ。天下万民産業ナクシテ、何ヲ以テ立ツベキヤ。商人ノ買利モ天下御免シノ禄ナリ。夫ヲ汝独、売買ノ利バカリヲ慾心ニテ道ナシト云ヒ、商人ヲ悪ンデ断絶セントス。何以テ商人計リヲ賤メ嫌フコトゾヤ。

〔①士農工商 ②民間 ③まち ④職人 ⑤工賃 ⑥耕作料〕

回 福沢諭吉の啓蒙思想『学問のすゝめ』by 福沢諭吉

①天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云へり。されば天より人を生ずるには、万人は万人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、万物の霊たる身と心との働を以て天地の間にあるよろづの物を資り、以て衣食住の用を達し、自由自在、互に人の妨をなさずして各安楽にこの世を渡しめ給ふの趣意なり。されども今広く此人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、貴人もあり、下人もありて、其有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。其次第甚だ明なり。②表語教に、人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は学ぶと学ばざるとに由て出来るものなり。

[①天賦人權思想(人間は天から平等に権利を授かっているという説)に基づいたもの ②平安末期に作成されたものと推定されている初等教科書。中国古典の格言を中心に集めた教訓書で、江戸時代に刊本となり広範に流布され、寺子屋で使用された]

[近現代の文化(文化史テキスト P38 対応史料)]

回 被仰出書(学事奨励に関する太政官布告)一学制序文(1872)一『法令全書』

人々自ラ其身ヲ立テ、其①産ヲ治メ、其②業ヲ昌ニシテ、以テ其生ヲ遂ル所以モノハ他ナシ、身ヲ修メ、智ヲ開キ、③才芸長スルニヨルナリ。而テ其身ヲ脩メ、智ヲ開キ、才芸ヲ長スルハ、学ニアラサレハ能ハス。是レ学校ノ設アル所以ニシテ、④且用寛行、言語、書算ヲ初メ、士官・農商・百工・技芸及ビ法律・政治・天文・医療等ニ至ル迄、凡人ノ営ムトコロノ事、学アラサルハナシ。人能ク其才ノアル所ニ応シ、勉励シテ之ニ従事シ、而シテ後初テ⑤生ヲ治メ、産ヲ興シ、業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ。サレハ学問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ、人タルモノ誰カ学ハスシテ可ナランヤ。……之ニ依テ、今般⑥文部省ニ於テ⑦学制ヲ定メ、追々教則ヲモ改正シ、布告ニ及フヘキニツキ、自今以後、一般ノ人民(華士族農工商及婦女子)必ス皆ニ不学ノ声ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。

[①資産をたくわえる ②生計をたてていくこと ③才能や技芸 ④平素の行動 ⑤暮らしの道をたてる ⑥1871年に創設された教育・学術・文化行政の中央行政官庁 ⑦学制の内容は6編109章からなり、学区・学校・教員・生徒・試業・留学規則・学費などについて規定。学区は全国を8大学区、各大学区を32中学区、各中学区を210小学区に分け、各区1校とした]

回 教育に関する勅語(教育勅語)(1890)一第一次山県有朋内閣一『法令全書』

①朕惟フニ我カ②皇祖皇宗ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ④国体ノ精華ニシテ、⑤教育ノ淵源亦其ニ在ス。爾臣民、父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ⑥恭儉ニシテ持シ博愛來ニ及ホシ、学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ⑦徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ⑧世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦⑨緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ⑩太壞無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

[①天皇の一人称。ここでは明治天皇 ②天皇家の祖先神とされる天照大神に始まる天皇歴代の祖先 ③人民。すべての国民 ④国柄の優れて美しいこと ⑤教育の源もこの国体の美に根ざす ⑥人に対しては恭しく、自分自身の言行を慎み深くする ⑦徳行と器量。徳性と能力 ⑧世の中の務め ⑨国家の危急の場合 ⑩天地とともに極まりない皇室の運命 ⑪1890年]

回 教育基本法(1947)一第一次吉田茂内閣一『官報』

われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、①普遍的にしてしかも②個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、③この法律を制定する。
[①神話を根拠に日本を「神国」として世界の諸国から区別し、「八紘一宇」つまり世界を日本の下に統一する特別の使命をもつ国だとの立場からの教育が強められていた ②戦前は、日本人ひとりひとりの個性を育てることではなく、民族としての自覚や共通性を身につけることに教育の目標がおかれていた ③教育基本法]